地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

新潟県監査委員栗山和廣新潟県監査委員国樫一成新潟県監査委員上杉知之新潟県監査委員高橋猛

包括外部監査報告書 別冊のとおり

県税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況

平成 28 年度

包括外部監査結果報告書

県税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況

平成 29 年 3 月

新潟県包括外部監査人 神代 勲

目次

第1	. 包	回括外部監査の概要	. 1
1.		外部監査の種類	. 1
2.		選定した特定の事件	. 1
3.		特定の事件を選定した理由	. 1
4.		監査の着眼点	1
5.		包括外部監査の方法	2
	(1)	予備調査	2
	(2)	本監査	2
6.		包括外部監査の実施期間	2
7.		包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格	2
8.		利害関係	2
9.		その他	. 2
第 2	. 監	笠査対象の概要	3
1.		県の財政状況	3
	(1)	県の歳出額の推移	3
	(2)	県の歳入額の推移	. 4
2.		県税の概要及び税目ごとの県税収入の推移	5
	(1)	県税の概要	5
	(2)	税目ごとの県税収入の推移	7
3.		監査対象部署の概要	. 8
	(1)	監査対象部署の選定	8
	(2)	総務管理部 税務課	9
	(3)	各地域振興局 県税部	.11
4.		税務行政に関連する各種指標の推移	12
	(1)	税務行政に関連する指標	12
	(2)	人口 10 万人当たり吏員数の推移	12
	(3)	徴収率の推移	13
	(4)	期内納税率の推移	13
	(5)	吏員1人当たり徴税額の推移	14
	(6)	徴税費/収入額の推移	14
第3	. 包	回括外部監査の結果及び意見	15
١.	糸	吉果及び意見の概要	15
1.		結果及び意見に関する総論	15

2.	指摘及び意見の要約	15
II. 各	5県税	27
1.	法人県民税及び法人事業税	27
(1)	法人県民税の概要	27
(2)	法人事業税の概要	30
(3)	個別検出事項	33
2.	個人県民税	35
(1)	個人県民税の概要	35
(2)	個別検出事項	36
3.	個人事業税	38
(1)	個人事業税の概要	38
(2)	個別検出事項	40
4.	不動産取得税	50
(1)	不動産取得税の概要	50
(2)	個別検出事項	53
5.	自動車取得税	62
(1)	自動車取得税の概要	62
(2)	個別検出事項	63
6.	自動車税	65
(1)	自動車税の概要	65
(2)	個別検出事項	66
7.	軽油引取税	68
(1)	軽油引取税の概要	68
(2)	個別検出事項	73
8.	ゴルフ場利用税	83
(1)	ゴルフ場利用税の概要	83
(2)	個別検出事項	86
9.	産業廃棄物税	89
(1)	産業廃棄物税の概要	89
(2)	個別検出事項	92
10.	各県税共通の個別検出事項	94
(1)	問い合わせ対応に係る履歴の整備	94
(2)	各県税部の業務水準の調整	94
(3)	内部チェック体制の強化	95
(4)	納税者の名寄せ業務	97
111.	滞納整理事務	99

1.		徴収事務の概要	99
(1)	滞納整理とは	99
(2)	滞納整理事務の流れ	99
2.		滞納者の所在調査	102
(1)	所在調査の重要性	102
(2)	調査方法	102
3.		滞納者の財産調査	102
(1)	財産調査の重要性	102
(2)	調査方法	102
4.		財産調査の具体的方法	103
(1)	総論	103
(2)	不動産	103
(3)	給与	103
(4)	預貯金	104
(5)	生命保険	104
(6)	売掛金	104
(7)	自動車	104
(8)	搜索	105
(9)	相続に伴う財産調査	105
5.		滞納処分の執行停止、納税義務の消滅	107
(1)	滞納処分の執行停止	107
(2)	滞納処分の執行停止の取消し	110
(3)	納税義務の消滅(不納欠損処理)	111
(4)	執行停止後の調査	112
6.		財産の差押	115
(1)	滞納処分による差押	115
(2)	個別検出事項	116
(3)	自動車に対する執行(特にタイヤロック)	116
7.		大口滞納者	116
(1)	概要	116
(2)	個別検出事項	117
8.		行政対象暴力	118
(1)	概要	118
(2)	過去 5 年間における事件	118
(3)	県税部における対応	119
(4)	個別検出事項	120

9.	新潟県地方税徴収機構	120
(1)	概要	120
(2)	本機構の実績	122
(3)	個別検出事項	123
IV. 和		124
1.	税務システムの概要	124
2.	個別検出事項	124
(1)	システム運用管理手順の整備	124
(2)	情報セキュリティ	125
(3)	ログモニタリング	126
٧. ×	冬わりに	128
1.	税務行政を取り巻く環境の変化	128
(1)	制度の複雑化	128
(2)	情報化社会の進展	128
2.	税務行政に関連する課題	128
(1)	人材育成	128
(2)	組織的な対応力の向上	129

第1.包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

県税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況

(2) 監査対象年度

原則として平成27年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

(3) 監査対象部局

総務管理部税務課及び地域振興局県税部

3. 特定の事件を選定した理由

新潟県を取り巻く環境は、相次ぐ災害からの復旧復興、少子高齢化や若年層の県外流出に伴う人口の減少、社会保障関係経費の増加等、非常に厳しい環境にある。新潟県においては、最上位計画である「新潟県『夢おこし』政策プラン」の基本理念である「将来に希望の持てる魅力ある新潟県」の実現のために、長期的に持続可能な財政運営を行っていく必要があり、安定した「歳入の確保」が重要課題と考えられる。

新潟県の県税収入は平成 28 年度当初予算で 2,640 億円であり、一般会計の歳入総額 13,087 億円に占める割合は 20.2%、自主財源 5,604 億円に占める割合は 47.1%と歳入の根幹をなす重要財源である。

また、地方分権が推進される中で、最近の税制改正においても地方財政の基盤となる地方税のさらなる充実が大きな課題となっており、新潟県における税務行政の役割の重要性は増してきている。

よって、「県税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況」について、包括外部 監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度 の包括外部監査のテーマとして選定した。

4. 監査の着眼点

以下の項目について、財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。

- 県税の賦課徴収事務
- 県税の減免事務
- 滞納整理事務
- 県税に係る情報システム
- その他

5. 包括外部監査の方法

(1) 予備調査

各県税の概要について関連資料を入手し、分析、質問により現状と課題を把握した。

(2) 本監査

予備調査の結果に基づき、監査対象となる県税の特定、関連資料の閲覧、質問を実施 し、3 E (経済性、効率性、有効性)及び合規性の観点から検討を行った。

6. 包括外部監査の実施期間

平成28年7月1日から平成29年3月30日まで

7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	神代 勲	公認会計士
補助者	岩崎 竜也	公認会計士
補助者	渡部 政記	公認会計士
補助者	五十嵐 隆敏	公認会計士
補助者	山田 宏樹	公認会計士
補助者	中村 崇	弁護士
補助者	江花 史郎	弁護士
	河村 美山妇	かず 桂起シュテル

補助者 河村 美由紀 公認情報システム監査人

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

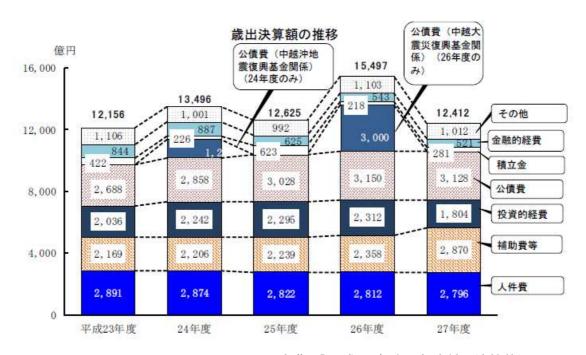
報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等がある。

第2.監査対象の概要

1. 県の財政状況

(1) 県の歳出額の推移

県は、最上位の行政計画である新潟県「夢おこし」政策プランを掲げ、将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現を基本理念として、産業の高付加価値化や県民満足度の向上のための様々な取組を進めている。新潟県の一般会計の歳出額の推移は以下のとおりであり、年度ごとに変動はあるものの、全体としては、事務の効率化等により人件費を抑え、新潟県「夢おこし」政策プラン遂行のために必要な歳出を確保していることがうかがえる。



(出典:「平成27年度一般会計の決算状況」)

(2) 県の歳入額の推移

新潟県「夢おこし」政策プランの着実な遂行のためには安定的な歳入の確保が重要課題となる。歳入額の推移は以下のとおりであり、歳出額総額やその内訳については年度ごとに変動はあるものの、県税収入額や歳入額全体に占める県税収入の割合は増加傾向にあり、平成23年度には約18%だった割合が平成27年度には約21%を占めるに至っている。施策を支える財源としての県税収入の重要性は、ますます高まってきているといえる。



(出典:「平成27年度一般会計の決算状況」)

2. 県税の概要及び税目ごとの県税収入の推移

(1) 県税の概要

県において賦課徴収される税目及びその概要は以下のとおりである。全部で 19 種類の県税が定められているが、県より各税目の概要を聴取した結果、包括外部監査の対象とする意義があると判断した以下 10 種類の税目を対象とした。

種類		類	概要	監査 対象	
普	直接税	県	個人県民税	県内に住所のある個人にかかります。	
通		民	法人県民税	県内に事務所・事業所などのある法人にか	
税		税		かります。	
			県民税利子割	金融機関からの利子の支払を受けるときに	
				かかります。	
			県民税配当割	上場株式等の配当を受けるときにかかりま	
				す。	
			県民税株式等譲	上場株式等を譲渡したときにかかります。	
			渡所得割		
		事	個人事業税	事業を営んでいる個人の所得にかかりま	
		業		す。	
		税	法人事業税	事業を営んでいる法人の所得、付加価値額、	
				資本金等の額又は収入にかかります。	
		不重	协産取得税	土地や建物を取得したときにかかります。	
		自重	协車取得税	自動車を取得したときにかかります。	
		自重	协車税	自動車の所有者にかかります。	
		鉱区	⋜税	鉱業権の所有者にかかります。	
		県国	固定資産税	市町村でかかる固定資産税(償却資産)のう	
				ち一定額を超えるものにかかります。	
		核烷	燃料税	発電用原子炉の設置者にかかります。〔法定	
				外普通税〕	
	間接税	地方	5消費税	消費税が課される取引に対して消費税と併	
				せてかかります。	
		県た	とばこ税	たばこ税が課税される取引に対してたばこ	
				税と併せてかかります。	
		軽泊	由引取税	軽油の引き取りをしたときにかかります。	
		ゴノ	レフ場利用税	ゴルフ場を利用したときにかかります。	

	種類		概要	監査 対象
目	直接税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかります。	
的	間接税	産業廃棄物税	産業廃棄物を焼却施設又は最終処分場に搬	
税			入したときにかかります。〔法定外目的税〕	

(出典:新潟県ホームページ「にいがた県税の窓口」)

(2) 税目ごとの県税収入の推移

税目ごとの県税収入の推移は以下のとおりであり、県民税、事業税及び地方消費税の 比率が高いことが分かる。また、税率引上げの影響により地方消費税の比率はさらに高 まっており、平成27年度決算では、県民税、事業税及び地方消費税の3税で、税収のお よそ75%を占めるに至っている。

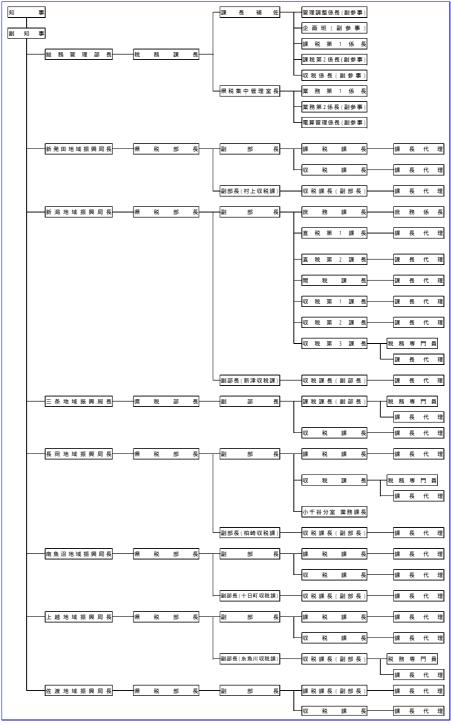
(単位:百万円)

項目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	個人	62,694	66,151	69,375	70,010	70,493
国史 税	法人	10,376	11,760	10,908	11,998	10,991
県民税	利子割	1,732	1,450	1,172	1,073	976
	計	74,803	79,362	81,456	83,082	82,461
	個人	1,828	1,901	1,907	2,050	2,103
事業税	法人	34,468	37,995	43,476	47,035	53,823
	計	36,296	39,897	45,384	49,086	55,926
	譲渡割	27,856	27,734	27,269	29,275	51,453
地方消費税	貨物割	6,146	6,787	7,233	12,223	12,666
	計	34,002	34,522	34,502	41,498	64,120
不動産取得税		5,134	4,652	5,362	5,203	5,157
県たばこ税		5,202	5,094	3,026	2,695	2,616
ゴルフ場利用税		595	574	579	576	584
自動車取得税		3,519	4,569	4,094	1,742	2,642
軽油引取税		25,272	24,976	24,753	24,281	23,380
自動車税		33,174	32,882	32,614	32,179	31,832
鉱区税		50	49	49	49	49
狩猟税		40	38	34	31	15
産業廃棄物税		303	271	219	316	139
旧法による税		2	1	0	0	0
固定資産税						
核燃料税		1,409	-	-	534	3,209
合計		219,807	226,892	232,080	241,281	272,138

3. 監査対象部署の概要

(1) 監査対象部署の選定

新潟県の税務組織体制は以下のとおりであり、総務管理部内の税務課及び各地域振興 局内の県税部により税務事務が遂行されている。包括外部監査においては、以下の全て を監査対象とした。



(2) 総務管理部 税務課

税務課の事務分掌は以下のとおりである。

税務課	事務分掌	
管理調整係	人事、服務、表彰に関すること	
	税務研修に関すること	
	予算管理に関すること	
	地域振興局県税部の運営に関すること	
	県税の広報企画に関すること	
企画班	税制の調査研究に関すること	
	税制調査会に関すること	
	県税収入の見積りに関すること	
	県税条例の制定、改廃に関すること	
	核燃料税に関すること	
課税第1係	法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得稅	总、鉱
	区税、県固定資産税に係る企画、指導に関すること	
	上記税目に係る犯則事件の取締りに関すること	
	上記税目に係る不服申立て及び訴訟に関すること	
課税第2係	県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所行	导割、
	地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、狩猟税、	軽油
	引取税、自動車税、自動車取得税、産業廃棄物税に係	る企
	画、指導に関すること	
	上記税目に係る犯則事件の取締りに関すること	
	上記税目に係る不服申立て及び訴訟に関すること	
収税係	収税事務の企画、指導に関すること	
	収税に係る不服申立て及び訴訟に関すること	
	納税貯蓄組合に関すること	
	個人県民税に関すること	
	収納管理事務の企画、指導に関すること	
	県税の納税証明に関すること	
業務第1係	県税の督促、収納、還付に関すること	
	決算に関すること	
	口座振替収納に関すること	
	債権譲渡に関すること	
	県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得	割の
	賦課徴収に関すること	

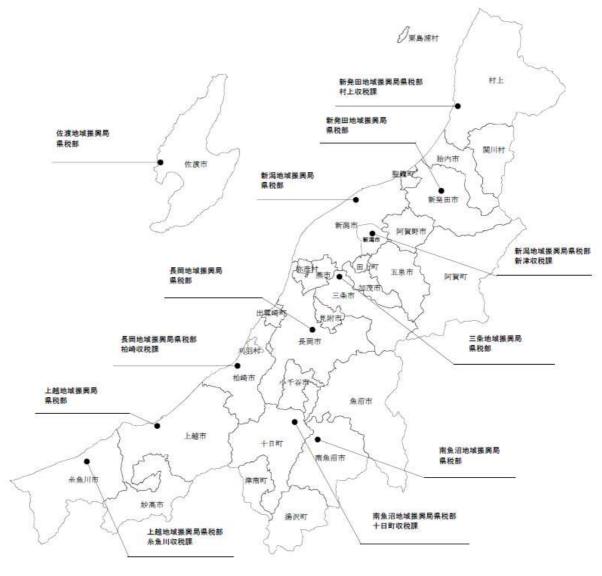
税務課	事務分掌
業務第2係	● 自動車税、自動車取得税の課税事務に関すること
	● 自動車税の積雪軽減地区の指定に関すること
	● 自動車取得税に係る商品自動車調査に関すること
	● 原始家屋評価事務の企画、指導に関すること
	● 原始家屋評価計算、評価基準に関すること
電算管理係	● 電算管理事務の企画、指導に関すること
	● 電算システムの維持管理に関すること

(出典:新潟県ホームページ「県の組織と仕事案内」)

(3) 各地域振興局 県税部

県の組織上、12 の地域振興局が設置されているが、そのうち以下の7 の地域振興局に 県税部が設置されている。

- 新発田地域振興局県税部(以下、「新発田県税部」という。)
- 新潟地域振興局県税部(以下、「新潟県税部」という。)
- 三条地域振興局県税部(以下、「三条県税部」という。)
- 長岡地域振興局県税部(以下、「長岡県税部」という。)
- 南魚沼地域振興局県税部(以下、「南魚沼県税部」という。)
- 上越地域振興局県税部(以下、「上越県税部」という。)
- 佐渡地域振興局県税部(以下、「佐渡県税部」という。) 県税部の管内図は以下のとおりである。



4. 税務行政に関連する各種指標の推移

(1) 税務行政に関連する指標

新潟県総務管理部税務課においては、税務行政の遂行にあたり、以下の指標を重視している。景気動向や経済情勢に影響される要素が強いため、具体的な数値目標は設定していないものの、他県等と比較したときの新潟県の相対的な状況の把握に利用している。

指標	内容
(ア)吏員数	税務業務はマンパワーによる部分が多いため、吏員
(イ)人口 10 万人当たり吏員数	数は業務の質を維持する上での指標となり得る。
(ウ)調定額	県税の賦課徴収の規模を図るための直接的な指標と
(工)収入額	なる。
(才)徴収率	
(力)期内納税率	期内納税率を向上させることにより、納税者の納税
	モラルの向上、滞納整理コストの低減が期待される。
(キ)吏員1人当たり徴税額	徴税にかかるコストやコストに対する効果を図るた
(ク)徴税費	めの指標となる。
(ケ)徴税費/収入額	

(2) 人口 10 万人当たり吏員数の推移

人口 10 万人当たり吏員数は 11 人強で安定的に推移している。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
人口 10 万人当たり吏員数 (人)	11.7	11.4	11.3	11.4	11.8
全国順位(少ない方から)	8	7	7	7	12

(3) 徴収率の推移

徴収率は年々上昇しているが、これは、景気回復による影響のほか、コンビニエンスストアやクレジット収納の導入、地方税徴収機構の取組強化などの施策の効果が出ていることが理由であると考えられる。全国順位もトップレベルを維持している。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
徴収率(%)	97.64	97.98	98.13	98.37	98.81
全国順位(高い方から)	3	2	2	2	2

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

(4) 期内納税率の推移

期内納税率についても、徴収率と同様の理由により上昇していると考えられる。

なお、自動車税の期内納税率の全国順位が下位となっているが、これは、納税通知書の発付時期の影響が大きいと考えられる。自動車税の納期限が 5 月末であることから、半数以上の府県においてゴールデンウィーク前に納税通知書を発付している。一方、新潟県は、納税者の利便を考慮し、可能な限り最新の自動車の登録状況を踏まえた納税通知書を発付するという方針のもと、ゴールデンウィーク後に発付している。このような事情を考慮すると、全国順位は、決して悪いものではないと考える。

		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
期内納税率(%)		91.74	90.75	92.96	93.03	93.86
	全国順位(高い方から)	3	6	3	4	3
	うち自動車税	73.14	73.54	75.09	77.62	78.19
	全国順位(高い方から)	30	27	27	24	25

(5) 吏員1人当たり徴税額の推移

吏員1人当たり徴税額は、吏員数に大きな変動がない一方、徴税額が増加していることから増加傾向にある。

		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
吏員1人当たり徴税額(百万円)		805	853	879	910	1,001
	全国順位(高い方から)	12	11	12	13	14

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

(6) 徴税費/収入額の推移

徴税費/収入額は、収入額が増加していることから低下傾向にある。全国順位も中位 程度である。

	H23	H24	H25	H26	H27
徴税費/収入額	3.23	3.07	3.01	2.90	2.59
全国順位(低い方から)	19	20	21	19	18

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

上記のとおり、新潟県の税務行政に係る各種指標は、他県等と比較して相対的に概ね 良好な数値を示している。

第3.包括外部監査の結果及び意見

1. 結果及び意見の概要

1. 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、県税の賦課徴収事務、県税の減免事務、滞納整理事務及び県税に係る情報システム等について、財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、また、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から監査を行った。

監査の結果、「2.指摘及び意見の要約」に記載したとおり複数の指摘・意見が発見されているものの、監査対象部署では法令、規則及び要綱等のルールに従って真摯に事務を執行しているという印象を受けた。前述のとおり、新潟県は、徴収率をはじめとして税務行政に関連する各種指標が他県等と比較して相対的に高い水準にあるが、これも、新潟県の税務関連部署が誠実に事務を執行した成果であると考える。

個別の指摘・意見についても、新潟県の税務行政全体に該当する指摘・意見もあるものの、多くは、複数ある県税部のうちいくつかの県税部で発見された指摘・意見である。同様の事項に対して適切に対応していると見受けられる県税部もあることから、本報告書に記載した指摘・意見を踏まえ、各県税部横断でベストプラクティスを共有し、新潟県の税務行政がより効果的・効率的に実施されることを期待したい。

また、限られた時間の中で予定した調査を実施できたことは、県の担当者の方々の協力があったからこそであり、これについて心より感謝を申し上げたい。

2. 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準
指摘	監査の結果(地方自治法	合規性(適法性と正当性)への違反となるもの。
	第252条の37第5項)	すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。
		(違法行為及び不当行為の説明は下記に記載)
意見	監査の結果に添えて提	3 E (経済性、効率性、有効性)の観点から、包括
	出する意見(地方自治法	外部監査人が記載することが適当と判断したも
	第252条の38第2項)	の。

<違法行為と不当行為の補足説明>

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合	法令等の実質的な違反とは言えないが、
裁量権の逸脱あるいは濫用	行為の目的が、その法令等の予定する
行為の程度が法令等の予定している	ものとは別のものである。
程度を超えている場合で、客観的にみ	法令等の運用の仕方が不十分である、
て社会通念上、著しく適切を欠いた場	あるいは不適切である。
合に限って違法とされる	社会通念上、適切でないもの
<事例>	<事例>
作為に基づく法令違反(不正)	通常の時価よりも著しく高い価格で
法令等の解釈・適用の誤りに基づく	の物品購入
もの(誤謬)	公益性はあるが必要以上に多額な支
	出

(出典:「地方公共団体の外部監査に関する Q&A」 (平成 15 年 10 月 6 日 日本公認会計士協会))

< 指摘及び意見の要約一覧表 >

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
各県税			
1 法人県民税及	ひ法.	人事業税	
未届け県外分割	33	指摘 1	未届け県外分割法人等の調査において、実態から考
法人等の調査の			えて調査が不十分であると見受けられる事例や、調
あり方			査または調査終了後の対応が完了しないまま未処理
			となっている事例が散見された。調査対象とした法
			人については十分な調査を実施するとともに、調査
			または調査終了後の対応を適時に実施すべきであ
			ತ 。
3 個人事業税			
適切な審査・承認	40	指摘 2	前年度と当年度で実態に変更がないにもかかわら
体制の構築			ず、業種区分の判定が異なっている事例があった。業
			種区分の判定を行う際は、前年度の確定申告書類・課
			税結果を参考にしながら実施するとのことである
			が、適切に審査を実施していれば担当者と承認者が
			同時に見落とすことは考え難い。適切な審査・承認体
			制を構築するべきである。
チェックポイン	42	意見 1	課税審査のポイントをまとめた「チェックポイント
トシートの有効			シート」の様式は、各県税部において改善が重ねられ
活用			ているが、県税部横断でのノウハウの共有は行われ
			ていない。各県税部のノウハウが蓄積された「チェッ
			クポイントシート」を県税部横断で共有し、より有用
			な「チェックポイントシート」を作成・活用すること
			で、効率的かつ効果的に業務を実施することが望ま
			れる。
許可関係書類の	43	指摘 3	中途開業者等に対する事業税の課税漏れを防止する
閲覧調査に係る			ため、県税事務処理要綱上、食品衛生法等に係る許可
ルールと実務の			関係書類の閲覧調査をすることが定められている。
乖離			しかしながら、現行の実務においては、国税連携デー
			タの抽出により中途開業者等を把握しており、許可
			関係書類を課税漏れ防止目的では利用していない。
			県税事務処理要綱が実態に合っていないのであれ
			ば、県税事務処理要綱の改訂を検討すべきである。
自主調査に関す	44	指摘 4	自主調査の定義や自主調査を実施するときのルール

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
るルールの明確			が明確でないため、県税部ごとに取扱が異なってい
化			る、またはルールに基づいた運用が行われていない
			といった事例が散見される。自主調査のルールを明
			確化し、各県税部は定められたルールに基づいて業
			務を行うべきである。
自主調査のより	45	意見 2	確定申告書類による机上での審査には限界があり、
積極的な実施			臨戸調査を含む実態調査が必要な場合もある。課税
			の公平性の観点から、必要と認められる場合には、よ
			り積極的に実態調査を行うことが望ましい。なお、県
			内最大規模である新潟県税部の調査担当者の人数
			は、他の県税部と同様 1 名である。規模に応じた十
			分な調査担当者の人数が確保できているか改めて検
			討することが望ましい。
雑所得に含まれ	48	意見 3	弁護士等が、本来の弁護士等の職務と直接の結びつ
る講演料等収入			きのある執筆等の業務を行って収入を得た場合、所
の取り扱い			得税の確定申告の際に、事業所得に含めるか雑所得
			とするかで、個人事業税の課税結果が異なる状況に
			ある。課税の公平を図るために、事業区分を所得税の
			申告区分から安易に判断せず、収入の内容によって
			課税判定を実施する必要がないか検討することが望
			まれる。
4 不動産取得和	兑		
事務処理手順や	53	指摘 5	不動産取得税に係る調査基準等が適宜更新されてお
判断基準、調査基			らず、実態と乖離したものになっている。一定品質の
準等の更新			業務を達成するために適時・適切に調査基準等を改
			訂すべきである。
不動産取得申告	55	意見 4	不動産の取得者が申告書を自主的に提出することを
書の提出義務の			促すために、ホームページ等への掲載や宅建業者に
周知			協力を依頼するなど、申告書の提出の必要性を広く
			一般に周知することが望ましい。
法務局調査の方	56	意見 5	新潟県では、不動産取得税の課税客体を把握するた
法			めに実施している法務局調査に膨大な工数がかかっ
			ていることから、現状実施している法務局調査に市
			町村が法務局から入手している登記情報を活用する
			など、正確性を担保した上で効率化を図ることが望

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			ましい。
法務局調査にお	57	意見 6	調査基準等にて、「課税価格」が一定額未満のものは
ける課税客体の			課税客体としての把握を省略できる旨の規定がなさ
把握			れているが、1 年以内に 2 回以上にわたって相隣接
			する土地又は一構となるべき家屋を取得した場合
			は、前後の取得に係る土地又は家屋の取得は一の土
			地又は一戸の家屋の取得とみなされることとなるた
			め、「課税価格」が一定額未満の不動産も課税対象と
			可能性がある。上述のようなケースにも対応できる
			よう、調査基準等を修正することが望まれる。
未登記物件に対	58	指摘 6	法務局調査において未登記物件を把握した際の取り
する課税			扱いが県税部により異なるため、未登記物件を把握
			した際の統一的なルールを定めることが望ましい。
			また、未登記物件を把握した場合は適時・適切に課税
			すべきである。
未登記物件に係	58	意見 7	承継取得に係る未登記物件について県と市町村の連
る市町村との連			携が行われていない。市町村が不動産の取得の事実
携			を把握した時点で県に通知することを求めるととも
			に、適切に通知義務を果たすように指導することが
			望ましい。
徴収猶予制度の	59	意見 8	新潟県では徴収猶予制度については積極的な周知は
周知			行っておらず、納税者から問い合わせがあった場合
			に対応しているのが実情である。納税者に選択の機
			会を与えるために徴収猶予制度を積極的に周知する
			ことが望ましい。
5 自動車取得和	兑		
付加物の範囲に	63	意見 9	適切な申告を促す観点から、県が申告書の受付業務
係る周知			を委託している新潟県自動車標板協会及び長岡自動
			車協会に協力を依頼する等、付加物の周知を定期的
			に行うことが望ましい。
身体障害者等に	64	意見 10	新潟県において身体障害者等に対する自動車取得税
対する自動車取			の減免は自動車取得税の全額を減免する制度となっ
得税の減免			ているが、十分な経済力のある身体障害者等に対し
			てまで無制限に税負担を軽減する必要はないと考え
			る。多くの自治体で身体障害者等に対する自動車取

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			得税の減免額に上限を設けていることから、新潟県
			においても減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点
			から身体障害者等に対する自動車取得税の減免額に
			上限を設けることが望ましい。
6 自動車税			
身体障害者に対	66	意見 11	新潟県において身体障害者等に対する自動車税の減
する自動車税の			免は自動車税の全額を減免する制度となっている
減免			が、十分な経済力のある身体障害者等に対してまで
			無制限に税負担を軽減する必要はないと考える。多
			くの自治体で身体障害者等に対する自動車税の減免
			額に上限を設けていることから、新潟県においても
			減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から身体障
			害者等に対する自動車税の減免額に上限を設けるこ
			とが望ましい。
7 軽油引取税			
軽油引取税の調	73	指摘7	軽油引取税に係る調査が調査基準等どおりに実施さ
査に係る年間計			れていないため改善が必要である。なお、近年の問題
画の策定			事例がほとんど発生していない実情や、人員不足で
			あることも考慮すれば、調査基準等の改訂も検討す
			べきである。その際には、過去に問題があった調査対
			象者には頻度を高め、全く問題の発生していない調
			査対象者には調査頻度を下げるといった、リスクに
			応じた調査を行うことで、有効性と効率性の両方を
			達成することが有用と考える。
調査対象者リス	76	意見 12	調査基準等において調査対象者の選定に当たって特
トの作成			段の配慮を行うために作成すると定められているリ
			ストが、作成されていなかったり、適時に更新されて
			いなかったりする県税部があった。リストについて、
			対象者がいない場合や更新が不要である場合は、リ
			ストの見直しを行った日付と更新が不要である旨等
			を記録として残すべきである。
概況調査結果に	76	指摘 8	概況調査等の調査において発見された事項や、指摘
対するフォロー			事項について適時に改善されているかどうか事後的
			にチェックするという運用が行われていない。
			指導を行っても改善しない調査対象者については、

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			今後定期的な調査等が必要とされる者をリストへ登
			録し、毎年調査を行うといった対応をとるべきであ
			る。また、指摘した事項については、リスト化し、改
			善状況をフォローするといった運用を行うべきであ
			ತ 。
概況調査等にお	77	指摘 9	軽油引取税特別徴収義務者証は慎重に管理すべき証
ける軽油引取税			票であるにも関わらず、その取扱いについて特別徴
特別徴収義務者			収義務者に対する適切な指導が行われていない。ま
証の確認			た、適切に掲示されているかどうかのチェックが行
			われていない。定期的に行われる概況調査において、
			チェック項目として追加する等により、特別徴収義
			務者への指導監督と、チェック機能を強化する必要
			がある。
免税証の管理	78	意見 13	免税証は金券と同様の取扱いに配慮しなければなら
			ない性質を持つことから、各県税部に保管されてい
			る発行前の免税証用紙は受払管理と定期的な現物棚
			卸が必要と考える。しかしながら、実務上の運用は明
			文化されておらず各県税部に委ねられており、各県
			税部での運用も徹底されていない。免税証用紙の受
			払管理と現物棚卸は事務処理要領等にて明文化する
			とともに、その運用を徹底すべきである。
免税軽油の引取	80	指摘 10	免税軽油の引取り等に係る報告が遅延している事例
等に係る報告書			がある一方で、各県税部では毎月の提出についての
の回収遅延対応			指導が徹底されていない。免税軽油の引取り等に係
			る報告について、遅延者には適時に督促を行うべき
			である。
申請書類の記載	81	指摘 11	免税証交付申請書の不備がある事例において、各県
不備に係る対応			税部の担当者が記載して不備を補完するという運用
			が行われている。これらは、申請者の了解を得て行わ
			れているが、不適切である。申請書類の不備について
			は、基本的には、適切な記載について指導を行って再
			度提出させる等の運用を行うべきであり、県税部の
			担当者が記載するべきではない。仮に、不備のある書
			類の全ての再提出を求めることが非現実的であるの
			であれば、県税部担当者による書類の不備の補完を

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			許容し得る場合と、その場合に必要となる手続を明
			確化し、ルールに基づいた運用を行うべきである。
8 ゴルフ場利用税			
ゴルフ場の等級	86	意見 14	等級を決定する際の利用料金にカートフィー等を含
決定における利			めないことへの妥当性に係る検証が不十分である。
用料金の範囲			利用料金に利用者の選択の自由があるかどうか及び
			料金内訳については、外形的に判断できるようにな
			ることが望ましい。以上より、カートフィー等が利用
			者の選択の自由があるゴルフ場については、外形的
			に明示するように指導を強化するのが望ましいと考
			える。
9 産業廃棄物和	兑		
登録変更申請書	92	意見 15	産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書による
に係る添付資料			申請に、変更内容を証明する資料を添付しなければ
の取扱			ならない旨が規定されていないため、申請が適切か
			検討していない。県税事務処理要綱等に、証明資料の
			添付を必須とすべき旨を明示し、これを徹底するこ
			とが望ましい。
特別徴収義務者	92	意見 16	事務手続が、県税事務処理要綱に基づき適切に行わ
の指定取消しに			れていないと考えられる事例があった。県税事務処
おける適時性			理要綱を遵守した事務を行う必要がある。また、「特
			別徴収義務者の義務が無くなった時」など、具体的に
			何時を示しているのか定義が不明瞭で実務上混乱を
			招きかねない規定があるため、県税事務処理要綱の
			改訂も検討すべきである。
10 各県税共通	の個別	検出事項	
問い合わせ対応	94	意見 17	税務課が各県税部に対して発揮する助言指導機能に
に係る履歴の整			おいて、過去の問い合わせ内容とその回答結果は法
備			令上・業務上首尾一貫した解釈を行う上でも、業務の
			効率化の観点からも実務上重要である。そのため、問
			い合わせ内容とその回答、及び根拠についてはデー
			タベース化するなど一覧化し、関連部署の参照や担
			当者の引継ぎが可能な体制を構築することが望まし
			ι _ο
各県税部の業務	94	意見 18	課税実務の公平性という観点からは、各県税部の課

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
水準の調整			税実務は一定水準以上に保たれる必要があるとこ
			ろ、実務上の指針が明文化されていない部分につい
			て、必ずしも課税実務の水準が統一されているとは
			言えない事例が発見されている。税務課は、実務上の
			指針が明文化されていない部分について、必要に応
			じて要綱を整備する、または、各県税部の課税実務の
			なかで有用なものを展開する、実務水準の調整が必
			要な場合には指導するといった指導調整機能を、よ
			り積極的に発揮することが望ましい。
内部チェック体	95	指摘 12	各県税部において各種書類を閲覧した結果、書類間
制の強化			の不整合、書類の記載漏れ、処理経過の未記載といっ
			た事例が発見された。いずれも、形式的な不備ではあ
			るが、中には規則・要綱等のルールに反しているもの
			もある。また、十分な文書化が行われていないと、業
			務の引継や上長の決裁が不十分となるリスクもあ
			る。そのため、適切な文書化が行えるよう、内部チェ
			ック体制を強化することが必要である。
納税者の名寄せ	97	意見 19	名寄せ業務の結果を担当者以外が確認・チェックす
業務			ることを徹底すべきである。また、名寄せ候補先が長
			期間未処理のままとならないよう、抽出方法を工夫
			するなど、措置を講ずることが望ましい。
滞納整理事務			
4 財産調査の具	具体的	方法	
自動車	104	意見 20	自動車税の滞納事案において、課税車両の存否及び
			状態の確認は重要である。自動車は、年式が古くて
			も、全くの無価値ということはほとんど考えられな
			い。特に、課税車両を使用しながら、自動車税を滞納
			していることが疑われるような事案においては、入
			念な調査を行っても良いのではないか。
相続に伴う財産	105	指摘 13	滞納者が死亡した場合又は滞納者が相続人となった
調査			場合の相続放棄の有無は、家庭裁判所への照会が必
			須であり、関係者からの口頭の報告のみで調査を終
			えるべきではない。
			滞納者が相続人になった場合は、新たな財産(遺産)
			の帰属が見込まれるから、被相続人の財産調査を入

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			念に行うべきである。
			浩納者が死亡した場合には、相続人に対する催告及
			び財産調査が必要になるところ、滞納者が死亡して
			から長期間が経過すると、相続人による納税意欲が
			減退したり、相続人の資産状況が変動したりする可
			能性があるため、滞納者に対する実態調査、住民票の
			調査等は、定期的に行うべきである。
	1	 	
滞納処分の執行	107	意見 21	#納整理ファイルについて、綴じられている資料が
一 一 停止の手続	107	忠元 21	がずしも統一されていない。特に、経過記録について
			ひすりも就っていない。特に、経過心縁にういて は、綴じられているものと綴じられていないものが
			ある。本人や関係者への電話連絡、臨戸等は、主に経
			過記録に表れる情報であり、これらが決裁において
			重要な意味を持つ事案については、経過記録のファ
			イルへの編綴を統一的に行うことが望ましいと考え
/D D L A . L . == + =	400	11515	
個別検出事項 	108	指摘 14	滞納者の資力、負債の状況を客観的に判断し、執行停
			止の要件に該当するものは、速やかに執行停止の処
			理を行うべきである。
			滞納者の所有不動産がオーバーローンであっても、
			倒産手続によって、租税が優先弁済される可能性が
			ある。かかる可能性も考慮した上で、執行停止の判断
			を行うべきである。
			滞納者が死亡し、滞納者の相続財産が債務超過であ
			っても、相続財産管理人を専任することにより租税
			が優先弁済される可能性がある。かかる可能性も考
			慮した上で、執行停止の判断を行うべきである。
中間調査の実施	112	指摘 15	滞納者の所在不明を理由に執行停止となったが、執
状況			行停止後に滞納者の所在が発覚する場合がある。こ
			のようなケースで、滞納者に連絡をしていない事案
			が散見された。しかし、滞納者本人に対する督促・交
			渉は、滞納整理の第一歩であるから、このような場合
			は、まずは滞納者に連絡を試みるべきである。
			執行停止後、少なくとも年 1 回の中間調査を行うべ
			きである(ただし、各県税部の担当者からの聴取によ

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			れば、平成 28 年度以降は、全県的に中間調査の実施
			を行っているとのことであった)。また、中間調査を
			行った場合は、その旨を調査資料に明記すべきであ
			వ 。
6 財産の差押			
個別検出事項	116	指摘 16	差押を行った後、公売するか否かについては、適時・
			適切に判断すべきであり、差押後そのままにするの
			ではなく、定期的に不動産の換価価値、抵当権の残債
			務額を確認すべきである。
7 大口滞納者			
個別検出事項	117	意見 22	各県税部において、とりわけ滞納金額が大きい事案、
			滞納者が不動産等の財産を保有している事案、任意
			の納税が期待できない事案等は、短期間のサイクル
			で定期的に差押の当否等を検討する機会を設けるよ
			うな管理システムを徹底することが望ましいと考え
			る。
8 行政対象暴力	ל		
個別検出事項	120	意見 23	各県税部主催の大規模な研修会を開催するだけでは
			なく、平常時から、県税部職員に対してマニュアルを
			はじめ、行政対象暴力の対応方法についての周知を
			徹底するべきである。
税務システム			
システム運用管	124	指摘 17	プログラム変更時のリリース管理手順が定められて
理手順の整備			いない。リリース前の確認が十分に実施されない場
			合、仕様と異なるプログラム変更が行われるリスク
			があるため、プログラム変更時のリリース管理手順
			を定める必要がある。
	125	指摘 18	運用保守業務の見直しを行ったものの、権原者によ
			る承認の記録が確認できず、「電算管理係運用作業手
			引き」にも反映されていなかった。然るべき権原者の
			承認を得ること、遅滞なく規程等の更新を行うこと
			が必要である。
情報セキュリテ	125	指摘 19	外部委託先において、システム管理者用の OS 権限、
1			DBMS 権限を個人別に付与しておらず、最高権限が付
			与された ID を共有で利用しており、また、常時利用

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容	
			可能な状況であった。システム管理者権限は、必要な	
			場合のみ貸し出す、または個人別に付与し利用状況	
			をモニタリングするなどの管理が必要である。	
ログモニタリン	126	意見 24	各種口グを取得しているものの、一部の口グを除き、	
グ			定期的なモニタリングが行われていない。システム	
			利用者の操作ログ等について、定期的なモニタリン	
			グを実施することが望まれる。	

11. 各県税

1. 法人県民税及び法人事業税

(1) 法人県民税の概要

概要

法人県民税は、地域社会の費用について、地域社会の構成員である法人にも個人と同様広く負担を求めるために課される税である。

県内に事務所や事業所などがある法人のほか、収益事業を行っている人格のない社団や財団に課税され、法人の所得の有無にかかわらずかかる「均等割」と法人税額に応じてかかる「法人税割」がある。

納税義務者

均等割と法人税割のそれぞれの納税義務者は以下のとおりである(地方税法第 24 条 第 1 項)。

区分		均等割	法人税割
県内に事務所等がある法人		有	有
県内に事務所等はないが、寮・宿泊所	・クラブなどがある法人	有	×無
県内に事務所等がある法人でない社団	収益事業を行っている場合	有	有
または財団	収益事業を行っていない場合	×無	×無

納税額

均等割額は、下表に基づき算定される。また、法人税割額は、法人税額(税額控除前の税額)に下表の税率を乗じることにより算定される(新潟県県税条例第22条及び第23条、法人の県民税の特例に関する条例第2条及び第3条、法人の県民税の特例に関する条例附則第8項)。

	税額・税率	
	資本金等の額が1,000万円以下の法人、公共法人、公	
	益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般	年額2万円
	財団法人	
均等割	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額5万円
	資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 13 万円
	資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 54 万円
	資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80 万円
法人税割	次のどちらかに該当する法人	4.0%

	税額・税率	
	ア 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	
	及び保険業法に規定する相互会社	
	イ 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属	
	法人税額が年 1,000 万円を超える法人	
	不均一課税	2 6%
	に該当し、かつ一定の要件に該当する法人	3.6%
	平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した法人	4.0%
	、 及び に該当しない法人	3.2%

申告及び納税

申告及び納税については、下表のとおりである(地方税法第53条)。

2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている場合は、従業者の数によって都 道府県ごとに法人税額を按分して申告する(地方税法第57条第2項)。

申告の種	類	税額の計算	申告と納税の期限
1.中間申告 (事業年度が6か月を超	予定申告	重業年度の日数 + 均等割	事業年度開始の日 以後 6 か月を経過
え、法人税の中間申告額が 10 万円を超える法人)	仮決算に基づく中 間申告	法人税額×税率+均等割	した日から 2 か月 以内
2.確定申告		(法人税額×税率+均等割	事業年度終了の日
(下記3及び4を除く)		額) - 中間納付額	から 2 か月以内
	清算中の事業年度 が終了した場合の 申告	法人税額×税率+均等割額	事業年度終了の日 から2か月以内
3.解散法人の申告	残余財産の一部を 分配した場合の申 告 (平成 22 年 9 月 30 日以前に解散し た場合)	法人税額×税率	分配の日の前日
	残余財産が確定し	平成 22 年 9 月 30 日までに	残余財産確定の日
	た場合の申告	解散した場合	から 1 か月以内

申告の種	類	税額の計算	申告と納税の期限
		(法人税額×税率+均等割	
		額) - 清算中の予納額	
		平成 22 年 10 月 1 日以後に	
		解散した場合	
		法人税額×税率+均等割額	
4.公共法人・公益法人等で	で収益事業を営まな	·拉华·敦	4 E 20 E
いもの		均等割	4月30日

調定額の推移

法人県民税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	284,676	379,339	369,277
新潟県税部	7,754,976	8,593,684	7,911,743
三条県税部	851,943	894,245	724,479
長岡県税部	1,190,150	1,232,290	1,207,585
南魚沼県税部	306,762	317,858	273,052
上越県税部	455,966	506,250	459,362
佐渡県税部	60,622	76,755	52,223
合計	10,905,098	12,000,424	10,997,724

(2) 法人事業税の概要

概要

法人事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の都道府県が、その 事業を行う法人に課する都道府県税である。

納税義務者

県内に事務所、事業所を設けて、事業を行う法人が納める。ただし、公益法人(商工会議所など)または人格のない社団など(青年団、PTA、県人会など)は、収益事業を営む場合に限りかかる。資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人については、平成16年4月1日以降開始する事業年度から外形標準課税が適用されている(地方税法第72条の2)。

納税額

新潟県県税条例第 31 条及び新潟県県税条例附則第 17 条、第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 において、以下のとおり定められている。

. 収入金額課税法人

対象:電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人

算定の基礎となる額:収入額

(注)平成 20 年 10 月 1 日以後開始する事業年度からは、地方法人特別税(国税) を法人事業税と併せて申告納付する必要がある。

区分	平成 26 年 10 月 1 日から 開始する事業年度		
収入割	税率	地方法人特別税	
	0.9%	43.2%	

. 所得金額課税法人

外形標準課税対象法人

対象:資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

区分		平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで に開始する事業年度	
		税率	地方法人特別税
所得割	所得金額のうち年 400 万円以 下の金額	1.6%	93.5%

区分	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで に開始する事業年度	
	税率	地方法人特別税
所得金額のうち年 400 万円を	2.20	
超え年 800 万円以下の金額	2.3%	
・所得金額のうち年 800 万円	0.4%	
を超える金額		
・軽減税率不適用法人	3.1%	
・清算所得		
付加価値割	0.72%	-
資本割	0.3%	-

外形標準課税対象法人以外の法人

区分			平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで に開始する事業年度	
				地方法人特 別税
		所得金額のうち年 400 万円以	3.4%	
		下の金額	3.4%	
	特別法人	・所得金額のうち年 800 万円		
	付加,40人	を超える金額	4.6%	
		・軽減税率不適用法人	4.0%	
		・清算所得		
所得割		所得金額のうち年 400 万円以	3.4%	42 20/
別待割		下の金額	3.4%	43.2%
		所得金額のうち年 400 万円を	5.1%	
	その他の法人	超え年 800 万円以下の金額	5.1%	
	その他の法人	・所得金額のうち年 800 万円		
		を超える金額	6.7%	
		・軽減税率不適用法人	0.7%	
		・清算所得		

申告及び納税 申告及び納税については、下表のとおりである(地方税法第72条の25、第72条の26及び第72条の28)。

申告の租	類	税額の計算	申告と納税の期限
1.中間申告 (事業年度が6か月を超 え、法人税の中間申告額	予定申告	 前事業年度の税額÷前事業 年度の月数×6	事業年度開始の日 以後 6 か月を経過 した日から 2 か月
	仮決算に基づく中 間申告	仮決算の所得(収入)金額 ×税率	以内
2.確定申告(下記3を除	<)	所得(収入)金額×税率 - 中間納付額	事業年度終了の日 から2か月以内
3.解散法人の申告	清算中の事業年度 が終了した場合の 申告	所得(収入)金額×税率	事業年度終了の日 から2か月以内
	残余財産の一部を 分配した場合の申 告(平成 22 年 9 月 30 日以前に解散し た場合)	分配額が解散当時の資本の 金額等を超える部分×税率	分配の日の前日
	残余財産が確定し た場合の申告	中の予納額	残余財産確定の日 から 1 か月以内

調定額の推移

法人事業税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	792,336	1,091,119	1,446,100
新潟県税部	34,389,130	36,805,083	41,718,499
三条県税部	2,562,426	2,780,032	3,080,138
長岡県税部	3,546,049	3,798,854	4,775,207
南魚沼県税部	795,056	889,557	1,006,403

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
上越県税部		1,204,696	1,481,581	1,678,161
佐渡県税部		141,498	197,378	148,708
	合計	43,431,194	47,043,606	53,853,220

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

(3) 個別検出事項

未届け県外分割法人等の調査のあり方

法人の設立又は新たな事務所等の開設に係る届出がなされていない県外分割法人または県内に事務所等を有せず寮等のみを有する法人のうちその寮等の開設に係る届出がされていない法人(以下「未届け県外分割法人等」という。)の調査に関する一連の資料を各県税部にて閲覧した結果、以下のように調査や対応が不十分ないしは未処理となっている事例があった。

(事例1)

未届け県外分割法人等に該当する可能性があることから、調査対象としてリストアップされたものの、その後の調査が行われず未処理となっている事例があった。

(事例2)

電話回答を根拠として事務所等に該当せず調査終了としている案件について、実態 から判断して電話の回答内容に疑義があり、追加の証拠を入手することが必要ではないかと見受けられる事例があった。

(事例3)

県税部の調査により、未届け県外分割法人等と判定された法人に対しては、法人設立・異動届出書の提出を求めることになるが、未届け県外分割法人等が法人設立・異動届出書の提出に応じない場合もある。県税事務処理要綱上、新潟県税部以外の県税部でこのような事案が発生した場合には、新潟県税部と協議を行うなどの対応をすべきことが定められているが、かかる対応が行われず、長期間、調査中のステータスのまま未処理となっている事例があった。

(事例4)

新潟県税部以外の県税部が、ある法人を未届け県外分割法人等と判定したものの、法人設立・異動届出書の提出に応じてもらえなかったため、新潟県税部に協議を求めた。これを受けて、新潟県税部では他県に分割基準の問い合わせを行ったものの回答が得られず、そのまま未処理となっている事例があった。

【指摘1】

未届け県外分割法人等の調査において、実態から考えて調査が不十分であると見受けられる事例や、調査または調査終了後の対応が完了しないまま未処理となっている事例が散見された。調査対象とした法人については十分な調査を実施するとともに、調査または調査終了後の対応を適時に実施すべきである。

2. 個人県民税

(1) 個人県民税の概要

概要

個人県民税は、豊かで活力ある県をつくることを目的とし、県が各種行政サービスを行うために必要な経費として、広く県民に負担してもらう税金である。主として、 所得金額にかかわらず定額でかかる「均等割」と、前年の所得に応じてかかる「所得割」がある。

なお、個人県民税は、個人市町村民税とあわせて一般に「個人住民税」と呼ばれており、納税者や税額計算のもとになる所得金額などが同じため、個人市町村民税と一緒に市町村が課税及び徴収を行っている。

納税義務者

個人県民税には大きく分けて均等割と所得割があり、以下のように納税義務者が定められている(地方税法第24条第1項)。

- . 毎年1月1日現在で県内に住所がある人・・・均等割と所得割
- .毎年1月1日現在で県内に事務所(事業所)または家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない人・・・均等割

納税額

納税額の算定方法は、以下のとおりである(新潟県県税条例第 17 条及び第 18 条、新潟県県税条例附則第 15 条の 2)。

均等割	1,500円(うち500円は、平成26年度から平成35年度までの間、
	防災施策の財源を確保するため加算されたもの。)
所得割	課税所得金額()の4%-税額控除額
	前年の所得金額 - 各種所得控除額

申告と納税

申告と納税は、以下のとおりである(地方税法第41条及び第45条の2)。

	毎年3月15日までに、住所地の市町村に申告書を提出する。ただ
申告	し、所得税の確定申告をした人、前年中の所得が給与所得のみの人、
	65 歳以上で公的年金所得のみの人は申告書を提出する必要はない。
	普通徴収:市町村から送付される納税通知書(納付書)により、年
納税	4回(通常6、8、10、1月。市町村によって異なる。)に分けて納付
	する方法。

特別徴収(給与分):勤め先(特別徴収義務者)が、通常6月から翌年の5月まで年12回に分けて、給与の支払いの際に天引きして、納税者にかわって納付する方法。

特別徴収(公的年金分):年金の支払者(特別徴取義務者)が、通常4月から翌年の2月まで年6回に分けて、年金の支払いの際に天引きして、納税者にかわって納付する方法。

調定額の推移

個人県民税(均等割及び所得割)の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	6,056,347	6,035,593	6,074,537
新潟県税部	27,152,353	27,406,044	27,800,591
三条県税部	6,273,505	6,298,192	6,409,632
長岡県税部	12,924,496	12,758,975	12,937,646
南魚沼県税部	3,929,030	3,885,787	3,879,003
上越県税部	7,800,191	7,790,107	7,794,610
佐渡県税部	1,217,482	1,184,411	1,160,071
合計	65,353,408	65,359,111	66,056,091

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

(2) 個別検出事項

2.(1) 個人県民税の概要に記載したとおり、個人県民税は、納税者や税額計算のもとになる所得金額などが個人市町村民税と同じため、個人市町村民税と一緒に市町村が課税及び徴収を行っている。そのため、各県税部では、市町村から提出される「賦課額報告書」等の各種書類の計算チェックを行うのみとなる。

新潟県県税条例

(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)

第 19 条第 1 項

市町村長は、当該年度分として課した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を別に 知事が定める様式によって記載した文書により、最初の納期限の月の末日現在におけ る状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

- (1) 個人の県民税の納税義務者数
- (2) 県民税及び市町村民税の均等割の課税額の総額

- (3) 県民税及び市町村民税の所得割の課税額の総額
- (4) 個人の県民税の課税額と個人の市町村民税の課税額の合計額に対する個人の 県民税の課税額の割合

各県税部で保管されている市町村提出の「賦課額報告書」等の各種書類を再チェック したが、特段の指摘・意見は発見されなかった。

3. 個人事業税

(1) 個人事業税の概要

概要

個人事業税は、個人の行う事業に対してかかる税金であり、個人がその事業活動を 行うにあたっては県の各種行政サービスを受けていることから、これらのために必要 な経費を負担すべきであるという考え方に基づいて課されるものである。

納税義務者

県内に事務所または事業所があり、地方税法又はこれに基づく政令で法定されている第1種事業、第2種事業及び第3種事業を営んでいる個人が該当する(地方税法第72条の2第3項)。したがって、法定列挙されていない事業を営む個人に対しては、個人事業税は課税されない。

納税額

個人事業税の税額は、課税標準額に税率を乗ずることにより算出される。

.課税標準額

課税標準額は前年中の事業の所得(総収入金額から必要経費を控除する。)から事業主控除額 290 万円(ただし、年の途中で開廃業を行った場合、290 万円に事業を行った月数 / 12 ヶ月を乗ずる。)を控除した額となる(地方税法第 72 条の 49 の 12 第 1 項、地方税法第 72 条の 49 の 14 第 1 項及び第 2 項)。

.税率

個人事業税の税率は、地方税法において 3%、4%、5%の 3 種類の税率が定められており (地方税法第 72 条の 49 の 17 第 1 項) 個人の営む事業に応じて以下のように規定されている。

区分	事業の種類			税率	
第1種事業	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業	
(37業種)	保険業	船舶ていけい 場業	飲食店業	商品取引業	
	金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業	5%
	物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業	
	不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業	
	製造業	印刷業	問屋業	案内業	

区分	事業の種類				税率
	電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業	
			公衆浴場業		
	土石採取業	写真業	(むし風呂		
			等)		
	電気通信事業	席貸業	演劇興行業		
	運送業	旅館業	遊技場業		
第2種事業	 畜産業	 水産業	 薪炭製造業		4%
(3業種)	田庄未	小庄未	机灰衣烂来		7/0
第3種事業	医業	 公証人業	 設計監督者業	公衆浴場業	
(30業種)		ム血八来	以川血自日来	(銭湯)	
	 歯科医業	 弁理士業	 不動産鑑定業	歯科衛生士	
		ガセエ来	1 到	業	
	 薬剤師業	 税理士業	 デザイン業	歯科技工士	
	***************************************	1/2/2/2))) 	業	
	獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業	5%
	 弁護士業	 計理士業	 理容業	土地家屋調	
	71设工来	山在工来	2日来	査士業	
	 司法書士業	社会保険労務	 美容業	海事代理士	
	7/461	士業	人口来	業	
	 行政書士業	コンサルタン	クリーニング	印刷製版業	
	115617	ト業	業	トレルリスとハス木	
	あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、			装蹄師業	3%
	柔道整復、その	他の医業に類す	る事業	でくかけ 出げ 不	0,0

_____ (地方税法第 72 条の 2 第 8 項~第 10 項)

賦課方法

主な賦課方法は、以下のとおりである(地方税法第72条の50)。

国税準拠	不動産所得及び事業所得について個人が税務官署に申告、もしくは
による賦	修正申告し、又は税務官署が更正、もしくは決定した課税標準を基準
課	として、個人事業税を課するもの。
自主調査	次に記載する個人については、調査によって不動産所得及び事業所
による賦	得を決定し個人事業税を課する。
課	・非課税事業と課税事業とを併せて行う者

- ・所得税の申告において不動産所得又は事業所得を他の種類の所得 (例えば雑所得)とした者
- ・所得税無申告の者
- ・申告した所得から所得税の所得控除の額を控除することにより納付 すべき所得税額がなくなる者

調定額の推移

個人事業税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	148,286	173,243	183,987
新潟県税部	915,089	969,704	989,116
三条県税部	181,718	208,430	217,166
長岡県税部	318,586	332,261	342,720
南魚沼県税部	128,120	137,747	132,333
上越県税部	188,438	204,563	211,158
佐渡県税部	24,961	24,761	25,739
合計	1,905,201	2,050,712	2,102,221

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

(2) 個別検出事項

適切な審査・承認体制の構築

不動産貸付業及び駐車場業に関しては、県税事務処理要綱において、個別に認定基準が記載されている。個人事業税は、以下に記載した認定基準に該当する場合のみ、 不動産貸付業又は駐車場業として課税を行うこととされており、その認定は非常に重要なものとなる。

	不動産貸付業						
家	(1)住宅	アー戸建住宅					
屋		住宅の棟数が 10 以上					
		イ 一戸建住宅以外の住宅(アパート、貸間等)					
		居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が 10 以上					
		(ただし、平成 12 年度分までは 15 以上)					
	(2)住宅以	当該家屋の貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が 10					
	外の家屋	(独立家屋にあっては 5 棟)以上					

	(3)上記基準(1)(2)以外の家屋で、次の要件のすべてを満たすもの				
	・貸付総床面積が 600 ㎡以上				
	・貸付総収	人金額が年 800 万円以上			
	・上記(1)を	または(2)の基準の 2 分の 1 以上			
土	住宅用土地	貸付契約(可能)件数(一の契約において2画地以上の土地を貸付けてい			
地		る場合は、各々を1件とする。)が10以上または貸付(可能)総面積が			
		2,000 ㎡以上			
	住宅用土地	貸付契約(可能)件数が 10 件以上			
	以外の土地				
そ	種類の異なる	不動産がある場合にあっては、当該貸付け不動産の棟数、独立的に区画			
の	された一の部	分の数または貸付契約(可能)件数の合計が 10 以上			
他					
		駐車場業			
建築	建築物である駐車場 駐車(可能)台数の多少にかかわらず課税対象				
上	上記以外の駐車場 駐車(可能)台数が10台以上				
		I.			

(出典: 県税事務処理要綱)

各県税部で、税務システムより前年度に課税履歴がある者で、当年度課税対象となっていない者をまとめた「未賦課者一覧表」を閲覧したところ、所得金額が事業主控除額を明らかに超えており、当年度に課税されていないことに疑問を感じる事例があった。特段の説明も記載されていないため、前年の確定申告内容を確認した結果は、次の通りである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	
業種区分	駐車場業に該当 不動産貸付業に該当せる		
貸付件数	駐車台数 10 台以上 貸付契約件数 2 件		
課税の有無	あり なし		
収入金額	同額	程度	
貸付不動産	土地(地番も一致)		
借主	同一		

上記のとおり、同一物件を貸し付け、同一の借主から同程度の収入を得ているが、 平成 25 年度は駐車場業として認定、課税しており、平成 26 年度は不動産貸付業の認 定基準に照らして検討した結果、課税対象外としている。すなわち、実態が変わって いないにもかかわらず、平成 25 年度と平成 26 年度で異なる業種区分の認定基準に照らして、課税判定が行われていた。

平成 25 年度においては、事業を営む個人に対し文書照会を行った結果、駐車場の貸付を行う者であることが判明し、駐車場業の認定基準に照らして「駐車台数が 10 台以上」であるとして課税を行った。一方、平成 26 年度においては、実態が変わっていないにもかかわらず前年の認定結果を参照せず、単なる土地の貸し付けであるとし、不動産貸付業の認定基準に照らして「貸付契約件数が 10 件以上」ではないとし、課税除外とした。

担当者によれば、業種区分の判定を行う際は、前年度の確定申告書類・課税結果を 参考にしながら実施するとのことであるが、適切に審査を実施していれば担当者と承 認者が同時に見落とすことは考え難い。適切な審査・承認体制を構築するべきである。

【指摘2】

前年度と当年度で実態に変更がないにもかかわらず、業種区分の判定が異なっている事例があった。業種区分の判定を行う際は、前年度の確定申告書類・課税結果を参考にしながら実施するとのことであるが、適切に審査を実施していれば担当者と承認者が同時に見落とすことは考え難い。適切な審査・承認体制を構築するべきである。

「チェックポイントシート」の有効活用

県税部における課税額の審査の際、「チェックポイントシート」を用いて審査を行うこととなっている。「チェックポイントシート」は、税務課が作成した様式を基本としつつも、具体的な業務の進め方については各県税部に一任する方針となっているため、「チェックポイントシート」の様式は各県税部において改善が重ねられ、異なるものとなっている。

「チェックポイントシート」は、各県税部のノウハウが蓄積されたものであるが、 県税部横断でのノウハウの共有は行われていない。県税部ごとに改善を重ねた「チェックポイントシート」を県税部横断で共有することで、「チェックポイントシート」の さらなる改善が可能となり、各県税部における業務水準の引き上げに資すると考えられる。人的資源の限られる中、「チェックポイントシート」の共有により、より効率的 かつ効果的に業務を実施することが望まれる。

【意見1】

課税審査のポイントをまとめた「チェックポイントシート」の様式は、各県税部 において改善が重ねられているが、県税部横断でのノウハウの共有は行われていな い。各県税部のノウハウが蓄積された「チェックポイントシート」を県税部横断で 共有し、より有用な「チェックポイントシート」を作成・活用することで、効率的 かつ効果的に業務を実施することが望まれる。

許可関係書類の閲覧調査に係るルールと実務の乖離

個人事業税の賦課方法は大きく分けて2通り存在するが、そのうち大部分を占めるのは国税準拠による賦課によるものである。すなわち県は、事業を営む個人が不動産所得及び事業所得について国の税務官署に申告(又は修正申告)したデータを連携し、当該申告(又は修正申告)した所得を基準として個人事業税を課すことになる。

国税である所得税には、社会保険料控除や配偶者控除、38万円の基礎控除等の各種 控除が規定されている。一方、個人事業税では、欠損等がない場合、基本的には 290 万円の事業主控除(ただし、年の途中で開廃業を行った場合、290万円に事業を行っ た月数 / 12 ヶ月を乗ずる。)のみ適用される。年の途中で開廃業を行った場合、個人 事業税のみ課税されるケースが十分あり得る。

個人事業税のみ納税義務がある者を網羅的に把握し、課税漏れを防止するために、 県税事務処理要綱では、以下のように規定されている。

第2 資料の収集

3 食品衛生法等に係る許可関係書類の閲覧調査

飲食店等の新規開業者等を把握するため、地域振興局健康福祉(環境)部及び新 潟市保健所(以下「地域振興局健康福祉(環境)部等」という。)において食品衛生 法等に係る許可及び届出関係の書類等を閲覧調査すること。

なお、調査結果については、翌年度の所得税確定申告書と突合し、課税漏れの防止及び確定申告書に記載漏れがあった場合の業種・開業年月日の確認に利用すること。

(出典: 県税事務処理要綱)

しかしながら、現行の実務においては、国税連携のデータを抽出することにより、中途開業等が確認できる場合は課税対象者となる可能性があるものとして把握しており、上記の県税事務処理要綱に定められている許可関係書類を課税漏れ防止目的では利用していない。

県税事務処理要綱が実態に合っていないのであれば、県税事務処理要綱の改訂を検 討するべきである。

【指摘3】

中途開業者等に対する事業税の課税漏れを防止するため、県税事務処理要綱上、 食品衛生法等に係る許可関係書類の閲覧調査をすることが定められている。しかし ながら、現行の実務においては、国税連携データの抽出により中途開業者等を把握 しており、許可関係書類を課税漏れ防止目的では利用していない。県税事務処理要 綱が実態に合っていないのであれば、県税事務処理要綱の改訂を検討すべきであ る。

自主調査に関するルールの明確化

課税審査の際、必要に応じて自主調査が行われるが、自主調査の定義が明確に定められていないため、文書照会を自主調査として扱っている県税部もあれば、文書照会は自主調査にあたらないとして扱っている県税部もあった。

また、新潟県では、以下のとおり、県税事務処理要綱上、自主調査を行う際、調査 対象者を「個人事業税の自主調査対象者名簿」にまとめ、調査担当者に「個人事業税 の自主決定分調査票」を交付することとなっている。

県税事務処理要綱 第9 調査

- 1 自主調査対象者の選定
- (2) 自主調査の対象者はすべて「個人事業税の自主調査対象者名簿」(基本要綱第5号様式)に記載し、これに基づいて「個人事業税の自主決定分調査票」(基本要綱第38号様式)を作成のうえ、調査対象職員に交付すること。

(出典:県税事務処理要綱)

各県税部にて自主調査に係る書類を閲覧したところ、以下のような事案が発見された。

- 「個人事業税の自主調査対象者名簿」と「個人事業税の自主決定分調査票」のいずれも作成していない。
- 「個人事業税の自主調査対象者名簿」は作成しているが、「個人事業税の自主決定 分調査票」は作成していない。

自主調査の定義や、自主調査を実施するときのルールを明確化し、各県税部は定められたルールに従って業務を行うべきである。

【指摘4】

自主調査の定義や自主調査を実施するときのルールが明確でないため、県税部ごとに取扱が異なっている、またはルールに基づいた運用が行われていないといった事例が散見される。自主調査のルールを明確化し、各県税部は定められたルールに基づいて業務を行うべきである。

自主調査のより積極的な実施

所得税の確定申告書等の書類のみでは個人事業税の課税判断が困難な場合がある。 このような場合、課税の適切性を担保するため、県税事務処理要綱では以下のように 規定し、必要に応じて臨戸調査を含む実態調査を行うこととしている。

第9調查

- 1 自主調査対象者の選定
- (1)個人事業税の自主調査は、所得税失格者であって個人事業税の不申告又は過 少申告と認められることにより調査対象とした者で、市町村との協議により分 担することとしたもの及び次の者について実施すること。
 - ア 課税事業と非課税事業とを併せ行っている営庶業所得者(事業所得と給与 所得を併せ有する者のうち所得税失格者を含む。)
 - イ 法第 72 条の 2 第 10 項第 1 号から第 5 号までに掲げる医療等を行うもので、 調査を要するもの
 - ウ 第2種事業を行う者で、自家労力を用いて行うものの判定を要するもの
- (4)調査は必ず個別実態調査によるものとし、机上想定等による決定は行わないこと。

(出典: 県税事務処理要綱)

各県税部での臨戸による実態調査の実施状況は以下のとおりであり、県税部によってバラつきが認められる。

	İ	調査の実施件数				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度			
新発田県税部	5	5	5			
新潟県税部	1	-	-			
三条県税部	-	-	3			
長岡県税部	-	-	2			
南魚沼県税部	1	-	3			
上越県税部	4	3	3			
佐渡県税部	-	-	-			

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

また、各県税部にて所得税確定申告書等を閲覧したところ、実態調査を行っていな

かったが、本来実態調査が必要であったと思われる以下の事例があった。

(事例1)

接骨院を営んでいるA氏の平成 26 年度の所得税申告書によると、全額が社会保険 診療に係る収入(課税対象外)であり、自由診療等に係る収入(課税対象)はなく、 税額は発生しないとのことであった。

以下は、地方税法に定める条文である。

次に掲げる事業を行う個人が社会保険診療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、必要な経費に算入しない(地方税法第72条の49の12第1項ただし書)。

- 一 医業
- 二 歯科医業
- 三 薬剤師業
- 五 あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する 事業(両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある 者が行うものを除く。)

しかしながら、インターネット上にある地域情報を閲覧すると、A氏の接骨院は自 賠責保険(自由診療等に係る収入にあたる)にも対応との記載があることから、社会 保険診療だけでなく、課税対象である自由診療等に係る収入の存在が窺える。平成27 年度の所得税の申告の際は、担当者が追加で資料提出を要求する等、ある程度の調査 を行ってはいるものの、提出された資料は個人作成の集計資料であり、自由診療等に 係る収入の有無を判断するにあたり、十分な資料とは言い難いものであった。

(事例2)

水産業を営む個人については、第2種事業を営む個人に該当するか否かを判定する ため、各県税部では、文書照会により個人の営む事業が「主として自家労力を用いて 行うもの」に該当するかを確認し、第2種事業を営む個人としての課税の要否を判定 している。

以下は、地方税法及び地方税法施行令に定める条文である。

「第二種事業」とは、次に掲げるもので政令で定める主として自家労力を用いて 行うもの以外のものをいう(地方税法第72条の2第9項)。

- 一 畜産業(農業に付随して行うものを除く。)
- 二 水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業として政令で定めるものを除く。)

三 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの(農業を除く。)

政令で定める主として自家労力を用いて行う事業は、事業を行う者又はその同居の親族の労力によって当該事業を行った日数の合計が当該事業の当該年における延労働日数の二分の一を超えるものとする(地方税法施行令第11条)。

すなわち、以下の算式のとおり、第2種事業に該当する可能性のある事業を営む個人が、労働力の提供を受ける場合、自己又は同居の親族の労働日数が、全体の労働日数の合計の50%超となる場合には、「主として自家労力を用いて行うもの」に該当するとして課税除外となる。

「主として自家労力を 自己又は同居の親族の労働日数 : 自己又は同居の親族の労働日数 > 50% 全体の労働日数

水産業を営むB氏は、「主として自家労力を用いて行うもの」に該当するか否かの文書照会に対する回答として、親族であるC氏を加えており、その結果、「主として自家労力を用いて行うもの」に該当するとし課税除外となった。しかしながら、C氏は水産業ではなく直売場での販売(一種事業)を行っていることから、B氏の水産業に対して労働力を提供していたという文書照会の回答には、疑念が残る。

上記の2件の事例に関しては、机上での文書による審査だけでは限界があり、本来、 実態調査が必要であった事例であると考えられる。

課税の公平性の観点から、必要と認められる場合には、より積極的に実態調査を行うことが望ましい。

なお、新潟県税部の調査担当者はわずか1名であり、他の県税部の調査担当者の人数と同数である。県内最大規模である新潟県税部において1名の担当者で十分な実態調査を行うことが可能なのか疑問が残る。直近3年間の実態調査の件数も、他の県税部と比較して相対的に少ない。新潟県税部の調査担当に関して、十分な人員が確保できているか改めて検討することが望ましい。

【意見2】

確定申告書類による机上での審査には限界があり、臨戸調査を含む実態調査が必要な場合もある。課税の公平性の観点から、必要と認められる場合には、より積極的に実態調査を行うことが望ましい。なお、県内最大規模である新潟県税部の調査担当者の人数は、他の県税部と同様1名である。規模に応じた十分な調査担当者の人数が確保できているか改めて検討することが望ましい。

雑所得に含まれる講演料等収入の取り扱い

個人事業税は、地方税法に定める課税対象業種を営む個人にのみ課される。そのため、医師や弁護士等(以下、弁護士等と記載)が講演や執筆を行った際の収入の取り扱いが問題となる。

以下は、国税不服審判所における裁決事例である。

(弁護士の職務に関連した執筆の印税収入)

- (2) 本件更正処分について
 - イ 本件印税収入の所得区分
 - イ) 事業所得とは、事業から生ずる所得をいう旨規定されており、また、この 事業の範囲については所得税法施行令第 63 条において、各種の事業が列記 されている。そして、弁護士業は、所得税法施行令第 63 条第 11 号に規定す るその他のサービス業に該当すると解される。
 - 口) 弁護士としての所得の稼得形態は、弁護士法第3条第1項に規定する弁護士の職務(以下「本来の弁護士の職務」という。)を行うことによるものだけに限られているものではないから、弁護士業に係る事業所得の総収入金額には、本来の弁護士の職務を行ったことに伴い支払われる報酬のほか、講演料、出演料、印税、原稿料等の収入であっても、その講演等が弁護士の立場で行われたもの、あるいは、その内容が弁護士としての知識や経験等に基づくものであって、本来の弁護士の職務と直接の結び付きが認められるものは、所得税法上事業所得以外の各種所得に係る収入金額又は総収入金額として特に明示されているものを除き、これに含まれると解するのが相当である。
 - 八) そこで、本件印税収入に係る本件著書の内容と本来の弁護士の職務との結び付きについて検討するに、本件著書の内容は、多重債務者や倒産の危機が迫った会社経営者の救済方法等を数多くの実例を紹介して著述したもので、これは、現に弁護士業を営む請求人の弁護士としての知識と経験に基づくものであり、本来の弁護士の職務との直接の結び付きがあると認められる。

また、本件印税収入は、所得税法上事業所得以外の各種所得に係る収入金額又は総収入金額として特に明示されているものとも認められない。

そうすると、本件印税収入は、請求人の事業所得に係る総収入金額に含まれると解するのが相当である。

(出典:国税不服審判所 裁決事例集 No65、一部抜粋)

担当者によれば、弁護士等が講演や執筆を行った際の収入については、執筆業等の

業種が地方税法で定められた課税対象業種ではないことから、雑所得として所得税の 確定申告がなされた場合、課税対象とはしていないとのことである。

しかしながら、裁決事例集によれば、弁護士等が本来の弁護士等の職務と直接の結びつきのある執筆等の業務を行って得た収入も事業所得に係る総収入金額に含まれるとされている。課税の公平を図るために、事業区分を所得税の申告区分から安易に判断せず、収入の内容によって課税判定を実施する必要がないか検討することが望まれる。

【意見3】

弁護士等が、本来の弁護士等の職務と直接の結びつきのある執筆等の業務を行って収入を得た場合、所得税の確定申告の際に、事業所得に含めるか雑所得とするかで、個人事業税の課税結果が異なる状況にある。課税の公平を図るために、事業区分を所得税の申告区分から安易に判断せず、収入の内容によって課税判定を実施する必要がないか検討することが望まれる。

4. 不動産取得税

(1) 不動産取得税の概要

概要

不動産取得税は、不動産(土地・家屋)の取得に対し、当該不動産所在の都道府県において、当該不動産の取得者に課せられる都道府県税である(地方税法第73条の2第1項)。

「不動産の取得」とは、不動産の所有権の取得をいい、有償、無償を問わず、売買、 交換、贈与、寄附、法人に対する現物出資、建設、公有水面の埋立て、干拓による土 地の造成等、原始取得、承継取得の別を問わない。

また、不動産登記は公信力がなく、第三者に対する対抗要件に過ぎないことから、 不動産登記の有無は、不動産の取得とは直接は関係しない。すなわち、不動産登記の 有無に関わらず、不動産の実質的な取得者に対して課税されることになる。

納税義務者

不動産取得税の納税義務者は、土地や家屋を有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築(新築、増築、改築)などにより取得した個人及び法人である。(地方税法第73条の2)。

納税額

不動産取得税の納税額は「課税標準×税率」により算出される。

.課税標準

不動産取得税の課税標準は不動産の価格である。不動産の価格は以下のように決定される(地方税法第72条の21)。

固定資産課税台帳への登録の有無	不動産の価格 (課税標準)
固定資産課税台帳に固定資産の価格が	固定資産課税台帳に登録された価格
登録されている不動産	
固定資産課税台帳に固定資産の価格が	総務大臣の定める固定資産評価基準及
登録されていない不動産	び修正基準によって評価した価格

.税率

不動産取得税の税率は地方税法第 73 条の 15 において 4%と規定されているが、地方税法附則第 11 条の 2 において、平成 30 年 3 月 31 日までに住宅又は土地の取得が行われた場合には 3%を適用するという特例措置が設けられている。

区分		本則税率	特例税率
土地		4%	3%
家屋 住宅		4%	3%
	住宅以外	4%	-

(注)特例税率は平成30年3月31日までの間にその取得が行われた場合に適用

免税点

課税標準となるべき額が次の免税点未満の場合は、不動産取得税は課税されない (地方税法第73条の15第2項)。

取行	导原因の区分	免税品	Į.
土地の取得			10 万円
家屋の取得	原始取得	1戸につき	23 万円
	承継取得	1戸につき	12 万円

非課税

以下のような場合には不動産取得税は課税されない。

- 相続による不動産の取得
- 法人の合併又は法令で定める分割による不動産の取得
- 土地区画整理事業等での換地の取得
- 債権の消滅で譲渡担保財産の所有権が設定後2年以内に設定者に移転した場合の設定者の取得
- 公共の用に供する道路の取得
- 宗教法人が専ら本来の用に供する不動産の取得
- 学校法人が直接保育又は教育の用に供する不動産の取得

調定額の推移

不動産取得税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	453,190	397,740	433,846
新潟県税部	2,319,364	2,447,019	2,142,399
三条県税部	498,235	569,336	451,758

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
長岡県税部	819,731	888,737	873,379
南魚沼県税部	318,871	343,826	403,992
上越県税部	884,224	512,021	801,751
佐渡県税部	67,552	38,719	53,584
合計	5,361,168	5,197,401	5,160,711

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

減免の推移

不動産取得税における減免制度と過去3年間の推移は以下のとおりである。

(単位:件、千円)

ED	平成	25 年度	平成	26 年度	平成	, 27 年度
原因	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
地震(災害減免)	30	2,166	1	-	-	-
火災 (災害減免)	39	2,044	24	2,609	21	1,338
風水害 (災害減免)	15	509	4	200	4	125
開発公社の取得した不動産に係						
る減免	-	-	-	-	-	-
開放型病院等に係る減免	-	ı	ı	-	-	-
都市再開発に基づく権利変換に	12	44,391				
より取得した不動産に係る減免	12	44,391	-	-	-	-
補助金の交付を受けて取得した	15	15,249	10	3,077	15	13,737
不動産に係る減免	2	13,249	10	3,077	13	13,737
公民館等の取得に係る減免	77	13,640	74	12,617	136	18,203
国または地方公共団体に無償で	12	856	23	2,846	18	5,393
譲渡される不動産に係る減免	12	050	25	2,040	10	3,393
公共事業に該当しない事業のた	2	68	1	446	1	23
めの代替不動産に係る減免	۷	00		440	I	25
土地区画整理事業による代替家	9	398	2	339		
屋に係る減免	9	390	۷	339	_	-
その他の減免(上記に該当しな	6	646	2	236	7	1,008
いもの)	U	040	۷	230	,	1,000
計	217	79,967	140	22,370	202	39,827

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

課税客体の把握

不動産取得税の課税客体は不動産の取得である。

課税客体の把握方法は原始取得(家屋の新築・増築・改築等による取得)と承継取得(不動産の売買・交換・贈与等による取得)で異なる。

原始取得の場合には不動産の評価額を新たに決定することになるが、県が評価するのは一定規模以上の非木造家屋のみであり、それ以外は市町村が評価することになる。

区分別の課税客体の把握方法は以下のとおりである。

区分		課税客体の把握方法
原始取得	自主評価分	市町村より評価依頼を受けることで把握
	市町村評価分	市町村より価格等の決定通知書を入手することで把握
承継取得		主に法務局調査にて把握

(2) 個別検出事項

事務処理手順や判断基準、調査基準等の更新

新潟県では不動産取得税に係る業務を行うための事務処理手順や判断基準、調査基準等(以下、「調査基準等」という。)が規定されており、県税部の職員はこれに従って業務を実施する必要がある。

しかし、県の調査基準等には、現在ない組織名や既に廃止された取り扱いが記載されているものや、実際の運用とは異なる取り扱いが記載されているなど、実態と乖離 したものとなっている。

具体的には例えば以下のような事例があった。

リゾートマンションの取り扱い

不動産取得税の税率は特例税率を考慮すると以下のとおりであり、家屋の場合は 住宅か住宅以外かで適用される税率が異なる(地方税法第73条の15、地方税法附 則第11条の2)。

区分		適用税率	
土地		3%	
家屋	家屋 住宅		
	住宅以外	4%	

住宅か住宅以外かについては以下のように整理されており、住居の用に供する家屋のうち、別荘以外は住宅と規定されている。また、別荘は専ら保養の用に供するものをいい、例えば週末に居住するため郊外等に取得する家屋やセカンドハウスは住宅の範囲に含めることが適当とされている。

住宅	住宅とは人の住居の用に供する家屋又は家屋のうち人の住居の用に
	供する部分で、別荘以外のもの。(地方税法施行令第三十六条)
別荘	「別荘」とは、日常生活の用に供しない家屋又はその部分(毎月1
	日以上の居住(これと同程度の居住を含む。)の用に供するもの以外
	のもの)のうち専ら保養の用に供するものをいい、例えば週末に居
	住するため郊外等に取得する家屋、遠距離通勤者が平日に居住する
	ため職場の近くに取得する家屋等については、住宅の範囲に含める
	のが適当。(地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)
	第5章第1.2(3))

そのため、リゾートマンションについては取得者の取得目的により適用税率が異なることとなる。

ここでリゾートマンションを売買している宅建業者(B)については、リゾートマンションを売主(A)から購入する際、宅建業者(B)に対する税率は宅建業者(B)の取得目的により異なることになる。すなわち、宅建業者(B)が住宅として販売することを目的として取得しているのならば3%が適用され、別荘として販売することを目的として取得しているのであれば4%が適用されることになる。



新潟県では、実務上、宅建事業者(B)の取得目的を認定することは困難であることに加え、全県統一的な取り扱いを行うため、県の調査基準等において、リゾートマンションを売主(A)が「住宅」として使用していたのであれば、宅建業者(B)のリゾートマンションの取得も「住宅」として認める旨が示されている。

しかし、県税部への実地調査において、上記のような場合、買主(C)が住宅として使用しているのであれば、宅建業者(B)の取得も「住宅」として認定していた。これについて県は、他県に対する照会の結果を踏まえ、買主の使用目的により住宅認定を行うことが、より合理的な方法であると判断し、平成22年度より現状の運用を行っているとのことである。

調査基準等は県税部の職員が業務を実施する上での判断指針であり、全県統一的な 品質水準を確保するためにも重要な位置付けである。

一定品質の業務を達成するために適時・適切に調査基準等を改訂すべきである。

【指摘5】

不動産取得税に係る調査基準等が適宜更新されておらず、実態と乖離したものになっている。一定品質の業務を達成するために適時・適切に調査基準等を改訂すべきである。

不動産取得申告書の提出義務の周知

不動産取得税は、賦課課税方式を採用しており、申告書の提出の有無にかかわらず、 都道府県が把握した不動産の取得者に対し、賦課決定を行うことで課税されることに なり、地方税法第 73 条の 18 及び新潟県県税条例第 43 条にて不動産の取得者は申告 書の提出を義務付けられている。この趣旨は都道府県が正確な課税情報を把握するこ とにあると考えられている。

地方税法

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

- 第七十三条の十八 不動産を取得した者は、当該道府県の条例の定めるところによって、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。
- 2 前項の規定による申告又は報告は、文書をもつてし、当該不動産の所在地の 市町村長を経由しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は 自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、その日から十日以内に当 該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知す るものとする。

新潟県県税条例

(不動産の取得に係る申告又は報告)

第43条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、別に知事が定めるところにより、次に掲げる事項を当該不動産の所在市町村長を経由して、知事に申告しなければならない。

- (1) 当該不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 当該不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 当該不動産の取得の年月日及びその理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

しかし、不動産の取得者の多くは、申告書の提出義務があることを把握しておらず、

全国的にも申告書の提出率は低い水準となっている。

申告書は不動産の取得者が自主的に提出すべきものであるが、申告書が提出されるのを待つ受け身の体制では申告書の提出が望めないため、新潟県では県が把握した不動産の取得者に対して申告書を郵送し、提出を促している。このような対応により新潟県では申告書の提出率は8割を超える高い水準となっている。

一方で県が把握していない不動産の取得者に対しては申告書が郵送されないため、 提出を促す機会はないのが現状である。

そのため、ホームページ等への掲載や宅建業者に協力を依頼するなどにより、申告 書の提出の必要性を広く一般に周知することが望ましい。

【意見4】

不動産の取得者が申告書を自主的に提出することを促すために、ホームページ等への掲載や宅建業者に協力を依頼するなど、申告書の提出の必要性を広く一般に周知することが望ましい。

法務局調査の方法

新潟県において、承継による不動産の取得を把握するために、毎月法務局調査を実施している。法務局調査においては登記申請書及びその添付書類の内容を閲覧し、不動産取得税の課税対象となりうるものを「承継課税データ入力票」に手書きで転記している。さらに記入者と別の者が記入内容に漏れや誤りがないか確認を行っているため、法務局調査では多くの時間を要している。

各県税部において法務局調査に要している人員数、日数は概ね以下のとおりである。

県税部	法務局	人員数、日数	人日
新発田県税部	村上支局	4人、2日	8人日
	新発田支局	4人、3日	12 人日
新潟県税部	新潟地方法務局	4人、8日	32 人日
	新津支局	5人、3日	15 人日
三条県税部	三条支局	4人、3日	12 人日
長岡県税部	長岡支局	4人、4日	16 人日
	柏崎支局	4人、3日	12 人日
南魚沼県税部	南魚沼支局	5人、2日	10 人日
	十日町支局	4人、1日	4 人日
上越県税部	上越支局	4人、3日	12 人日
	糸魚川支局	3人、1日	3 人日
佐渡県税部	佐渡支局	3人、1日	3 人日

上記のとおり、新潟県では法務局調査において多大な工数を要している。特に新潟 県税部では職員 4 名が 1 ヶ月の約半分を法務局調査に時間を割いている実態がある。

県が課税客体の把握のために法務局調査を実施しているのは、正確性・確実性を重視しているためとのことであるが、課税客体の把握に膨大な工数がかかっていることから、現状実施している法務局調査に市町村が法務局から入手している登記情報を活用するなど、正確性を担保した上で効率化を図ることが望まれる。

【意見5】

新潟県では、不動産取得税の課税客体を把握するために実施している法務局調査に膨大な工数がかかっていることから、現状実施している法務局調査に市町村が法務局から入手している登記情報を活用するなど、正確性を担保した上で効率化を図ることが望ましい。

法務局調査における課税客体の把握

新潟県において、承継による不動産の取得を把握するために法務局調査を実施し、 登記申請書及びその添付書類の内容を「承継課税データ入力票」に記載することで課 税客体の把握を行っている。

調査基準等において、法務局調査にて把握する課税客体のうち、「課税価格」が一定額未満のものについては把握を省略しても差し支えない旨が規定されており、各県税部においても調査基準等に従い運用が行われている。

調査基準等にて、「課税価格」が一定額未満のものは課税客体としての把握を省略できる旨の規定がなされている背景としては不動産取得税の免税点(土地 10 万円、家屋12 万円)以下の取得に関しては課税対象とならないためと考えられる。

しかし、1年以内に2回以上にわたって相隣接する土地又は一構となるべき家屋を取得した場合は、前後の取得に係る土地又は家屋の取得は一の土地又は一戸の家屋の取得とみなされることとなるため、1回の取得における「課税価格」が一定額未満の不動産も課税対象となる可能性がある。

上述のようなケースにも対応できるよう、調査基準等を修正することが望まれる。

【意見6】

調査基準等にて、「課税価格」が一定額未満のものは課税客体としての把握を省略できる旨の規定がなされているが、1年以内に2回以上にわたって相隣接する土地又は一構となるべき家屋を取得した場合は、前後の取得に係る土地又は家屋の取得は一の土地又は一戸の家屋の取得とみなされることとなるため、「課税価格」が一定

額未満の不動産も課税対象と可能性がある。上述のようなケースにも対応できるよう、調査基準等を修正することが望まれる。

未登記物件に対する課税

法務局調査において登記申請書を閲覧する過程で、添付書類(例えば、登記原因証明情報や契約書、固定資産税評価証明書等)から未登記物件があることが判明することがある。

各県税部において未登記物件を把握した場合の「承継分課税データ入力票」への記載の有無及び範囲、「承継分課税データ入力票」へ記載した場合のその後の事務処理手続やその後の課税の有無について全ての県税部に調査を行ったところ、各県税部において異なる取り扱いが行われていた。

また、未登記物件を把握しても「承継分課税データ入力票」への記載、税務システムへの入力が行われず、未登記物件に対して課税していない県税部が複数あった。これは、1)登記された時点で課税を行うため、二重課税となるリスクがあること、2)すでに取り壊されている可能性があること等から、登記された時点で課税を行う方針とのことである。これについて、当該未登記物件が適時に登記されれば問題はないが、登記されなかった場合課税漏れとなる可能性があることから、未登記物件を把握した時点で取得者への確認、市町村への問い合わせ、現地調査等を行い、適時に課税すべきである。

また、法務局調査において未登記物件を把握した際の事務処理手続は、各県税部が 独自で判断しているが、地域間の課税の公平性の観点から、新潟県として統一的なル ールを定めることが望ましい。

【指摘6】

法務局調査において未登記物件を把握した際の取り扱いが県税部により異なるため、未登記物件を把握した際の統一的なルールを定めることが望ましい。

また、未登記物件を把握した場合は適時・適切に課税すべきである。

未登記物件に係る市町村との連携

不動産取得税の賦課権を行使できる期間(以下、「除斥期間」という。)は不動産を取得した日から5年と規定されている。

地方税法

(更正、決定等の期間制限)

第十七条の五

更正又は決定は、法定納期限(随時に課する地方税については、その地方税を課す

ることができることとなった日。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)の 翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。加算金 の決定をすることができる期間についても、また同様とする。

新潟県において除斥期間(5年)を経過しており、課税権が消滅したことに伴い、 課税データから除却する案件が相当数ある。

これらは不動産を取得した時点で適時に所有権移転登記されず、一定年数(5年以上)経過してから登記が行われたため、県が法務局調査で不動産の取得の事実を把握した時点ですでに除斥期間(5年)が経過していたものであり、県は不動産の取得があっても登記されなければ課税客体を把握しきれないのが実態である。

一方で市町村は所有権移転登記が行われていない場合でも、固定資産税の納税通知 書の発送先の変更手続等において、不動産の取得の事実を把握している可能性もある と推測されるが、現状、新潟県においては市町村からこのような情報を入手していな い。

地方税法第73条の18第3項では以下のように規定しており、市町村が不動産の取得の事実を把握した場合は、その事実を県に通知することは市町村の義務となっている。

地方税法

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第七十三条の十八

1.2 略

3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は 自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、その日から十日以内に当該申 告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものと する。

そのため、市町村が不動産の取得の事実を把握した時点で県に通知することを求めるとともに、適切に通知義務を果たすように指導することが望ましい。

【意見7】

承継取得に係る未登記物件について県と市町村の連携が行われていない。 市町村が不動産の取得の事実を把握した時点で県に通知することを求めるとと もに、適切に通知義務を果たすように指導することが望ましい。

徴収猶予制度の周知

新潟県県税条例第47条において不動産取得税の徴収猶予の規定が設けられている。

地方税法

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第七十三条の二十五 道府県は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について前条第一項第一号又は第二項第一号の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2~4 略

新潟県県税条例

(不動産取得税の徴収猶予の申告)

第 47 条 法第 73 条の 25 第 1 項、第 73 条の 27 の 2 第 2 項、第 73 条の 27 の 3 第 2 項、第 73 条の 27 の 4 第 2 項(法第 73 条の 27 の 5 第 2 項及び第 73 条の 27 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 73 条の 27 の 6 第 2 項(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予等)の規定により徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第 43 条第 1 項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

以下 略

徴収猶予を受けることができるケースとして、例えば、住宅の用に供する土地の取得がある。土地を取得した時点では軽減要件を満たしていない場合でも、土地を取得してから3年以内に軽減の対象となる住宅が新築される場合は、新築されるまでの間、減額相当額の納税を猶予されることになる。

徴収猶予の要件を満たしていることを前提に徴収猶予制度を利用した場合と利用 しない場合におけるメリットとデメリットを整理すると以下のようになる。

	フロー	メリット	デメリット
徴収猶予	不動産取得税の徴収猶	● 納税義務者は一時	● 納税義務者は徴収
制度を利	予申告書を提出するこ	的な資金負担が軽	猶予申請書の提出
用する場	とで、軽減の対象となる	減される。	が必要となる。
合	住宅が新築されるまで	● 県で徴収・還付に	●県では徴収猶予に

	フロー	メリット	デメリット
	の間、減額相当額の納税	係る事務処理コス	係る事務処理コス
	が猶予される。	トや振込手数料が	トが発生する。
		発生しない。	
徴収猶予	土地の納税通知書に定	● 納税義務者は徴収	● 納税義務者は一時
制度を利	める納期限までに一旦	猶予申請書の提出	的な資金負担が発
用しない	全額を納税し、軽減の対	が不要となる。	生する。
場合	象となる住宅が完成し	● 県では徴収猶予に	●県で徴収・還付に
	た後に、減額(還付)の	係る事務処理コス	係る事務処理コス
	申請を行うことで一旦	トが発生しない。	トや振込手数料が
	納めた税が還付される。		発生する。

徴収猶予制度には納税者・県にとってそれぞれにメリットとデメリットがあるが、 制度がある以上、納税者に選択の機会を与えることが重要である。

平成 27 年度における新潟県の不動産取得税の徴収猶予申請件数は 14 件のみであり、 相対的に少ない印象を受ける。

新発田	新潟	三条	長岡	南魚沼	上越	佐渡
2 件	11 件	-	-	-	1 件	-

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

新潟県では徴収猶予制度については積極的な周知は行っておらず、納税者から問い合わせがあった場合に対応しているのが実情である。納税者に選択の機会を与えるために徴収猶予制度を積極的に周知することが望ましい。

【意見8】

新潟県では徴収猶予制度については積極的な周知は行っておらず、納税者から問い合わせがあった場合に対応しているのが実情である。納税者に選択の機会を与えるために徴収猶予制度を積極的に周知することが望ましい。

5. 自動車取得税

(1) 自動車取得税の概要

概要

自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課せられる都道府県税である(地方税法第 113 条)。

「自動車の取得」とは、自動車の所有権の取得をいい、有償であるか無償であるかを問わない。

自動車取得税は従来、道路特定財源に充てるための目的税として創設されたが、平成 21 年度の税制改正において一般財源化され、普通税に改められた。なお、自動車取得税は自動車の取得という事実に担税力を見出して課する流通税である。

納税義務者

自動車(三輪以上の軽自動車、小型自動車、普通自動車(特殊自動車を除く。))を 取得した個人及び法人(地方税法第 113 条第 1 項)。

なお、自動車の所有権留保付売買契約による買主等は、自動車の取得とみなし、自動車税が課税される(地方税法第 114条)。

納税額

自動車取得税の納税額は「自動車の取得価額(課税標準)×税率」により算出される(地方税法第118条第1項)。

免税点

課税標準が 50 万円以下である自動車の取得に関して自動車取得税は課税されない (地方税法第 120 条、地方税法附則第 12 条の 2 の 4)。

調定額の推移

自動車取得税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
税務課	4,094,049	1,742,086	2,642,940

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

減免額の推移

自動車取得税における減免制度と過去3年間の推移は以下のとおりである。

(単位:件、千円)

原因	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
原 囚	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
身体障害者	793	43,742	533	15,767	700	23,460
構造変更車	263	29,425	234	16,229	191	15,375
日赤の救急車等	5	2,350	5	482	3	174
NPO 法人(設立3年以内)	-	-	-	-	3	225
計	1,061	75,519	772	32,479	897	39,235

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

(2) 個別検出事項

付加物の範囲に係る周知

自動車取得税の課税標準である自動車の取得価格には車両本体のほか付加物(自動車と一体となる装備品や特種用途自動車の特別な機械又は装置のうち人又はモノを運送するために用いられるもの)の価格も含まれる。

付加物の範囲は比較的複雑であるため、誤申告を防止する観点から、新潟県では平成8年4月に「自動車取得税の申告を要する付加物の範囲について(お知らせ)」を関係者(運輸支局、自動車販売業者等)に対して周知しているが、平成8年4月以降は特段周知を行っていない。

これについて新潟県は、平成8年4月に通知した「自動車取得税の申告を要する付加物の範囲について(お知らせ)」の内容に変更点はないため、定期的な周知は行っていないとのことである。また、新規で参入する自動車販売業者に対しては日本自動車販売協会連合会(以下、「自販協」という。)から通知されるとのことである。

しかし、新潟県における自販協の会員はディーラー系列の 33 社のみであり、ディーラー系列に属さない自動車販売業者に対しては付加物の範囲を周知する機会がないのが実態である。

適切な申告を促す観点から、県が申告書の受付業務を委託している新潟県自動車標 板協会及び長岡自動車協会に協力を依頼する等、付加物の周知を定期的に行うことが 望ましい。

【意見9】

適切な申告を促す観点から、県が申告書の受付業務を委託している新潟県自動車標板協会及び長岡自動車協会に協力を依頼する等、付加物の周知を定期的に行うことが望ましい。

身体障害者等に対する自動車取得税の減免

新潟県において身体障害者等に対する自動車取得税の減免は自動車取得税の全額 を減免する制度となっている。「自動車取得税・自動車税減免申請書」を閲覧したとこ ろ、取得価額が1,000万円を超える高級車の取得に対しても自動車取得税の全額が減 免されていた。

身体障害者等に対する自動車取得税の減免制度は、身体障害者の生活の安定と充実のために税負担を軽減することにあるが、十分な経済力のある身体障害者等に対してまで無制限に税負担を軽減する必要はないと考える。

下表のとおり、自動車の取得価額(課税標準)に上限を設けることにより、身体障害者等に対する自動車取得税の減免額に上限を設ける自治体が多い。

そのため、新潟県においても減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から、身体障害者等に対する自動車取得税の減免額に上限を設けることが望ましい。

課税標準額の上限設定額	自治体名
220 万円	兵庫県
250 万円	大阪府 他 10 県
270 万円	和歌山県
300 万円	東京都、京都府 他 12 県

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料を加工)

【意見 10】

新潟県において身体障害者等に対する自動車取得税の減免は自動車取得税の全額を減免する制度となっているが、十分な経済力のある身体障害者等に対してまで無制限に税負担を軽減する必要はないと考える。

多くの自治体で身体障害者等に対する自動車取得税の減免額に上限を設けていることから、新潟県においても減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から身体障害者等に対する自動車取得税の減免額に上限を設けることが望ましい。

6. 自動車税

(1) 自動車税の概要

概要

自動車税は、自動車の所有者に対して課す都道府県税であり、その主たる定置場所 在の都道府県が課税する。

自動車税は自動車の所有の事実に担税力を見出して課する税であり、課税客体を自動車としていることから、資産税としての性格を有しているとともに、道路損傷負担金的な性格も有している。

納税義務者

自動車の所有者(割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は使用者) (地方税法第 145 条)。

納税額

自動車税の納税額については地方税法において自動車の種類、用途、排気量等の区分により標準税率(年額)が定められており、各都道府県はこの標準税率(年額)を基準として条例で定めている(地方税法第147条)。

新潟県においては地方税法の標準税率(年額)を年税額としている(新潟県県税条 例第59条)。

調定額の推移

自動車税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	3,454,290	3,408,914	3,362,250
新潟県税部	12,775,773	12,676,718	12,558,549
三条県税部	3,070,037	3,041,939	3,016,862
長岡県税部	5,944,216	5,873,794	5,796,476
南魚沼県税部	2,046,954	2,014,803	1,981,069
上越県税部	3,610,044	3,558,108	3,502,680
佐渡県税部	562,801	545,813	536,055
税務課	1,157,572	1,060,986	1,083,816
合計	32,621,689	32,181,079	31,837,759

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

減免の推移

自動車税における減免制度と過去3年間の推移は以下のとおりである。

(単位:件、千円)

百田	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
原因	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
身体障害者	16,156	609,967	16,310	615,449	16,254	617,403
構造変更車	2,781	69,616	2,858	69,511	2,895	69,106
社会福祉法人	437	15,349	458	16,280	461	16,822
生活路線バス	208	5,113	235	5,708	233	5,655
廃止路線バス	167	3,553	162	3,412	151	3,250
災害減免	1	1	3	51	ı	-
商品中古車減免	1,208	10,914	1,297	11,865	1,170	10,909
自動車運転免許技能	25	867	1	43		
試験提供車	25	007	-	43	1	-
リース教習用自動車	146	2,058	158	2,256	172	2,537
計	21,128	717,439	21,482	724,578	21,336	725,684

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

(2) 個別検出事項

身体障害者に対する自動車税の減免

新潟県において身体障害者等に対する自動車税の減免は自動車税の全額を減免する制度となっている。「自動車取得税・自動車税減免申請書」を閲覧したところ、総排気量区分が4リットルを超える車両についても自動車税の全額が減免されていた。

身体障害者等に対する自動車税の減免制度は、身体障害者の生活の安定と充実のために税負担を軽減することにあるが、十分な経済力のある身体障害者等に対してまで無制限に税負担を軽減する必要はないと考える。

下表のとおり、身体障害者等に対する自動車税の減免額に上限を設けている自治体が多い。

そのため、新潟県においても減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から、身体障害者等に対する自動車税の減免額に上限を設けることが望ましい。

自動車税の上限設定額	自治体名
39,500円/年	大阪府、和歌山県、兵庫県
45,000円/年	東京都、京都府、他 20 県

自動車税の上限設定額	自治体名
45,400円/年	青森県、神奈川県

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料を加工)

【意見 11】

新潟県において身体障害者等に対する自動車税の減免は自動車税の全額を減免する制度となっているが、十分な経済力のある身体障害者等に対してまで無制限に税負担を軽減する必要はないと考える。

多くの自治体で身体障害者等に対する自動車税の減免額に上限を設けていることから、新潟県においても減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から身体障害者等に対する自動車税の減免額に上限を設けることが望ましい。

7. 軽油引取税

(1) 軽油引取税の概要

概要

軽油引取税とは、バスやトラックをはじめとするディーゼルエンジン自動車の燃料となる軽油にかかる税金である。軽油を引き取る(購入する)ときにかかるものである。

軽油引取税は、元売業者または特約業者から軽油を引き取った(購入した)ときに、引き取った(購入した)人が元売業者または特約業者を通じて納めることとなる。この税金は、軽油代金に含まれているため、最終的に軽油の消費者が負担することになる。

なお、軽油引取税は、従来、目的税とされ、これを道路に関する費用に充てるとされていたが、平成 21 年度の税制改正によって使途が特定されない普通税になっている。

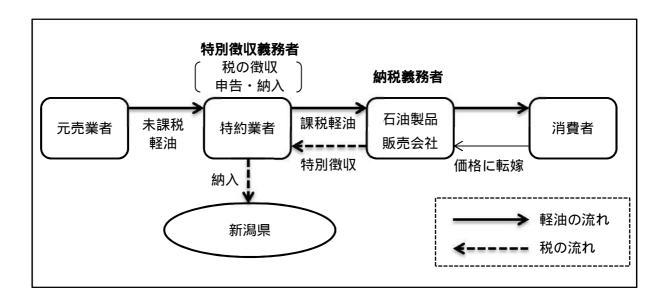
用語	内容
元売業者	軽油を製造・輸入・販売する業者で、総務大臣が指定した者。
	例えば、自ら製油所を所有して石油製品をつくっている会社
	や、他の石油精製会社から石油製品を購入している会社、石油を
	輸入している商社などである。
特約業者	元売業者と契約して軽油の供給を受け、販売する業者で、都道
	府県知事が指定した者。
	特約業者は、元売業者と契約を結んでガソリンや軽油などの石
	油製品を仕入れ、運送業者や工場などの需要家に販売したり、自
	ら経営するガソリンスタンドを通じて消費者に販売するほか、傘
	下の販売店に対し卸売りを行う。また、販売店は、特約店から石
	油製品を仕入れ、ガソリンスタンドを通じて、消費者などに販売
	する。

納税義務者

納税義務者は、元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者である(引取課税 地方税法第144条の2第1項)。

引取課税に係る軽油引取税は、特別徴収の方法により徴収される(地方税法第 144 条の 13)。元売業者又は特約業者その他徴収の便宜を有する者を当該都道府県の条例によって特別徴収義務者に指定し、これに徴収させることとされている(地方税法第 144 条の 14)。

軽油引取税の課税関係を図示すると以下のとおりとなる。



なお、引取課税以外の課税方法として以下の販売、消費、譲渡又は輸入においても 課税される(地方税法 144 条の 2、144 条の 3)。

- 特約・元売業者が炭化水素油で軽油または揮発油以外のものを自動車の内燃機関 の燃料として販売した場合
- 特約・元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合
- 自動車の保有者が、炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合
- 特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費する場合
- 免税軽油使用者が他の者に免税軽油を譲渡する場合
- 免税軽油使用者が免税用途以外に免税軽油を消費する場合
- 軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、または他の者に譲渡する 場合
- 軽油の輸入をする場合

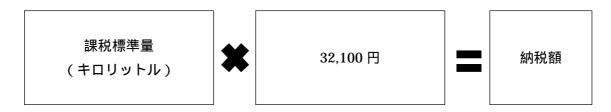
納税額

引取課税に係る課税標準は、次のとおり、引取数量から法定欠減量を控除して得た数量とされている。

軽油の引取りで当該引取り に係る軽油の現実の納入を 伴うものの軽油の数量 法定欠減量 (1,2) 課税標準量

- 1:特約業者からの引取に係る軽油については、当該軽油の数量に 1%を乗じて得た数量
- 2:元売業者からの引取に係る軽油については、当該軽油の数量に 0.3%を乗じて得た数量

軽油引取税の税額は、軽油 1 キロリットルにつき、32,100 円(当分の間、本則は 1 キロリットルに付き 15,000 円)である。そのため、納税額は以下のとおり計算される。



申告と納税

申告は、特別徴収義務者が軽油の納入地所在の都道府県ごとにその都道府県に納入申告書を提出する。申告は、毎月行われ、翌月の末日までに納入申告書を提出するとともに、その納入金を都道府県に納入する必要がある(地方税法第 144 条の 14)。

課税免除

軽油引取税は、道路に関する費用に当てるために創設されたものであり、道路の使用に直接関係がなく、政策的配慮の観点から免税とすることが適当と認められる特定の用途に使用される軽油については、課税免除することとされている。

課税免除措置については、一部の用途を除き、3年間の時限措置とされている。 以上より、次の用途に使用する軽油の引取り(購入)については、免税の手続を受けたときに限り軽油引取税がかからない。

● 石油化学製品の用途

また、次の用途に使用する軽油の引取り(購入)については、平成30年3月31日まで、免税の手続を受けたときに限り、軽油引取税がかからない。

- 船舶・自衛隊・鉄道・軌道用車両の動力源の用途
- 農業・林業用機械の動力源の用途
- 木材加工業・鉱物の掘採事業等法令で定められた特定の用途

調定額の推移

軽油引取税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
新発田県税部 3,844,200		3,782,302	3,846,931	
新潟県税部	11,407,799	11,009,756	10,361,870	
長岡県税部	2,133,919	2,048,730	1,628,857	
南魚沼県税部	2,008,067	2,008,534	1,745,091	
上越県税部	5,416,358	5,455,307	5,405,817	
佐渡県税部	35,234	34,065	35,528	
合計	24,845,577	24,338,694	23,024,094	

(新潟県総務管理部税務課作成資料)

新潟県における特別徴収義務者の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	17	17	16
新潟県税部	101	103	105
三条県税部	ı	1	-
長岡県税部	50	50	48
南魚沼県税部	11	11	11
上越県税部	35	35	33
佐渡県税部	1	1	1

(新潟県総務管理部税務課作成資料)

新潟県における課税免除の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	用途	単位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税	船舶・鉄道・軌道用車両の	金額	128,608	98,201	137,948

	用途	単位	平成 25	平成 26	平成 27
	一	丰山	年度	年度	年度
部	動力源の用途	件数	100	92	120
	農業・林業用機械の動力源	金額	84,890	79,931	81,403
	の用途	件数	167	144	134
	木材加工業・鉱物の掘採	金額	29,085	20,901	32,776
		件数	57	51	62
新潟県税部	船舶・鉄道・軌道用車両の	金額	553,249	439,016	904,248
	動力源の用途	件数	245	213	246
	農業・林業用機械の動力源	金額	87,231	87,699	89,704
	の用途	件数	237	203	212
	木材加工業・鉱物の掘採	金額	71,943	38,750	89,259
		件数	92	87	114
三条県税部	船舶・鉄道・軌道用車両の	金額	9,123	4,039	9,250
	動力源の用途	件数	30	26	24
	農業・林業用機械の動力源	金額	43,513	44,122	45,121
	の用途	件数	128	128	125
	木材加工業・鉱物の掘採	金額	2,703	3,380	3,509
		件数	4	7	7
長岡県税部	船舶・鉄道・軌道用車両の	金額	29,538	14,411	41,923
	動力源の用途	件数	91	95	107
	農業・林業用機械の動力源	金額	68,261	69,387	69,605
	の用途	件数	201	201	222
	木材加工業・鉱物の掘採	金額	55,754	12,519	43,066
		件数	43	38	39
南魚沼県税	船舶・鉄道・軌道用車両の	金額	2,921	2,791	2,668
部	動力源の用途	件数	10	14	13
	農業・林業用機械の動力源	金額	30,369	30,988	32,402
	の用途	件数	165	189	197
	木材加工業・鉱物の掘採	金額	11,423	10,515	10,235
		件数	48	31	37
上越県税部	船舶・鉄道・軌道用車両の	金額	56,185	45,521	95,113
	動力源の用途	件数	87	81	90
	農業・林業用機械の動力源	金額	46,032	47,056	47,517

	用途	単位	平成 25	平成 26	平成 27
	71)&	十世	年度	年度	年度
	の用途	件数	106	113	110
	木材加工業・鉱物の掘採	金額	151,143	171,520	160,577
		件数	34	39	38
佐渡県税部	船舶・鉄道・軌道用車両の	金額	124,668	68,794	170,923
	動力源の用途	件数	63	42	84
	農業・林業用機械の動力源	金額	22,517	21,994	22,051
	の用途	件数	157	155	159
	木材加工業・鉱物の掘採	金額	48,179	14,628	14,731
		件数	25	16	10

(注)金額(千円): 免税証交付数量(ℓ)×32.1円、件数:交付延べ件数

(新潟県総務管理部税務課作成資料)

(2) 個別検出事項

軽油引取税の調査に係る年間計画の策定

軽油引取税の調査は、軽油及び他の石油製品の取引の実態を把握し、特別徴収義務者の申告書、報告書等の内容の適否や妥当性の判定を行い、適正な申告納税制度の運営を図るとともに、軽油類似品あるいは不正混和等による脱税、免税証の不正使用、免税軽油の流用等による脱税を防止し、課税の公平を図るために実施するものである。 実施されている調査の概要は以下のとおりである。

区分	概要	実施時期
資料調査	調査対象者及び調査方法の選定のために行う調査、以下の	主に
	実地調査の準備のために行う調査及び元売業者に対する	随時
	試料採取調査	
概況調査	課税標準量調査より調査の密度を軽くして行う定期調査	定期及び
	(この調査により課税すべき事実を発見したときは、課税	随時
	標準量調査を実施する)	
流通経路調	軽油の流通経路の調査及び識別試験等による混和軽油販	定期及び
查	売・消費についての確認調査	随時
路上抜取調	路上又は工事現場等において、主として燃料炭化水素油及	定期及び
查	び混和軽油の譲渡又は消費の有無を確認することを目的	随時
	とし、併せてチラシ等を配布して軽油引取税の広報及び自	
	主的申告納付の指導を行う調査	

区分	概要	実施時期
立会調査	製造等の承認申請を行ったものが、承認通り製造等実施し	随時
	ているか確認する調査	
課税標準量	流通経路調査、概況調査等による結果から、より詳細な調	随時
調査	査が必要と認められる場合に行う精密調査	
現地確認調	免税軽油使用者の新規申請、登録事項の変更申請及び免税	随時
查	証の申請に当たり必要な事項を確認するために実施する	
	確認調査並びに免税軽油の引取り等に係る報告書の記載	
	内容の確認調査	

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

また、それぞれの調査の実施結果は以下のとおりである。

(単位:件)

	調査区分	単位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
県計	資料調査	実施件数	104	112	108
		対象数	-	-	-
	概況調査	実施件数	148	142	135
		対象数	671	605	671
	流通経路調査	実施件数	416	371	381
		対象数	2,029	2,013	1,855
	路上抜取調査	実施件数	782	633	696
	(試料採取本数)	対象数	-	-	-
	立会調査	実施件数	14	11	12
		対象数	-	-	-
	課税標準量調査	実施件数	144	143	156
		対象数	ı	-	-
	現地確認調査	実施件数	279	302	319
		対象数	1	1	-

(注)「対象数」は当該年度の年間調査計画から転記(資料調査、路上抜取調査、立会調査、課税標準量調査及び現地確認調査については、随時調査のため除く。)。

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

県税部では、調査を行うにあたって、間接税業務の年間計画を作成するととともに、 毎月末日までに翌月の調査実施計画を策定するとされている。このことにより、各県 税部では、調査基準等に定められた実施時期を達成できるように計画を策定し、能率 的な調査活動が行われるように留意している。また、調査基準等では、取引数量の異 常や推移分析、過去の実績等の選定上の留意点として示された要件に該当する調査先 については課税標準量調査等を行うとされている。

しかし、実務上では調査基準等どおりに実施されていないと考えられる以下の事例 が発見された。

- 概況調査は、調査基準等で実施すべきとされている頻度があるが、実際には当該 頻度を超えた期間で調査が行われている事例がある。
- 毎月末日までに翌月の調査実施計画を策定するとあるが、年間計画の策定のみで 月次の計画は策定していない事例がある。
- 課税標準量調査を行う上での判断基準となる選定上の留意点の対応について、ほかの調査結果によって異常が認められた場合に行うとされる課税標準量調査は行われているものの、取引数量の異常や月次推移分析といったことまでは実施されていない。

以上より、調査実務が調査基準等のとおりに実施できていないため、改善が必要である。

一方、新潟県では軽油引取税の問題が近年ほとんど発生しておらず、調査対象者においても、法令順守の必要性に係る啓発が進んでいると考えられる。そのため、定期的に行うべき調査については、全ての調査対象者先に対し調査頻度を一律にすることが望ましいとは必ずしも言えないと考える。また、実務上調査対象件数に対して、各県税部の人員が不足しているということも否定できず、調査基準等どおりの実務をこなすには、増員の必要性も検討する必要がある。

そのため、調査基準等の改訂を検討することも考えるべきである。ただし、単純に調査件数を削減したり、調査方法を緩くしたりするのでは本末転倒である。例えば、過去に問題があった調査対象者には頻度を高め、全く問題の発生していない調査対象者には調査頻度を下げるといった、リスクに応じた調査を行うことで、有効性と効率性の両方を達成することが有用と考える。

【指摘7】

軽油引取税に係る調査が調査基準等どおりに実施されていないため改善が必要である。

なお、近年の問題事例がほとんど発生していない実情や、人員不足であることも 考慮すれば、調査基準等の改訂も検討すべきである。その際には、過去に問題があった調査対象者には頻度を高め、全く問題の発生していない調査対象者には調査頻度を下げるといった、リスクに応じた調査を行うことで、有効性と効率性の両方を 達成することが有用と考える。

調査対象者リストの作成

軽油引取税の調査において、調査基準等では調査が必要な対象者のリストを作成することとされている。これは、これは、今後定期的な調査等が必要と判断される者についてリストを作成し、以後の調査対象者の選定に当たって、特段の配慮を行うためである。つまり、リストに記載された調査対象者には調査の頻度を高めたり、より詳細な調査を行ったりすることで、効果的な調査が期待できると考えられる。

しかし、各県税部においては、リストを作成していなかったり、数年にわたって更新をしていなかったりするところがあった。これは、リストの対象者がいなかったり、更新事由がなかったためとの説明を受けたが、見直しにかかる記録が残っていないため適時に見直しが行われていたか、いつ見直しを行ったかは不明である。

そのため、リストについて、対象者がいない場合や更新が不要である場合は、リストの見直しを行った日付と更新が不要である旨等を記録として残すことが望ましい。

【意見 12】

調査基準等において調査対象者の選定に当たって特段の配慮を行うために作成 すると定められているリストが、作成されていなかったり、適時に更新されていな かったりする県税部があった。

リストについて、対象者がいない場合や更新が不要である場合は、リストの見直 しを行った日付と更新が不要である旨等を記録として残すべきである。

概況調査結果に対するフォロー

(事例1)

免税軽油の使用者に対し、不正に使用していないかどうかを確認するために作業日報等を記録するように県が指導しているケースがあった。ここで、平成 18 年における県の概況調査において、適切に作業日報を作成していない使用者がいたため県が指導したという事例があった。この免税軽油の使用者は、県の指導にもかかわらず改善せず、県はその後平成 21 年、平成 24 年、平成 27 年にわたって、概況調査で指導を行っていた。

この点、指導にもかかわらず改善しない免税軽油使用者に非があると言えるものの、 県として平成 18 年の指導から定期的な概況調査を続けているのみで、何ら対策をと っていない。

指導に従わない調査対象者については、今後定期的な調査等が必要とされる者のリストに登録し、毎年調査を行うなど調査頻度を高めて指導を強化する等の対策をとるべきであったと考えられる。

(事例2)

平成 28 年 3 月に実施された概況調査において、調査対象先に対し特定の書類を確認の上、提出すべきと指導している事例があった。しかし、平成 28 年 10 月時点で当該調査対象先から書類を入手しておらず、また督促等も行っていなかった。

この点、調査において指導したことについて、事後的にフォローするという運用が行われていない。実務上は、次の調査時に前回の調査結果を確認し、フォローするという運用が行われているため、次回の調査までにフォローが行われない可能性もある。

そのため、指摘した事項については、リスト化し、改善状況をフォローするといった運用を行うべきである。

【指摘8】

概況調査等の調査において発見された事項や、指摘事項について適時に改善されているかどうか事後的にチェックするという運用が行われていない。

指導を行っても改善しない調査対象者については、今後定期的な調査等が必要と される者をリストへ登録し、毎年調査を行うといった対応をとるべきである。また、 指摘した事項については、リスト化し、改善状況をフォローするといった運用を行 うべきである。

概況調査等における軽油引取税特別徴収義務者証の確認

軽油引取税においては、元売業者及び特約業者が、その事業者ごとに特別徴収義務者としての登録申請に基づき、審査の上特別徴収義務者として登録される。県内に事務所等がある特別徴収義務者には、軽油引取税特別徴収義務者証が併せて交付される。軽油引取税特別徴収義務者証は、事業者が特別徴収義務者であることを証するものであり、公衆の見やすい場所に掲示する必要がある。また、特別徴収義務者の登録消除の場合には、軽油引取税の特別徴収義務者登録消除申請書を提出するとともに、併せて特別徴収義務者証返納書により軽油引取税特別徴収義務者証を返納する必要がある。そのため、軽油引取税特別徴収義務者証は慎重に管理すべき証票であると言える。

地方税法

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付等)

第144条の1第1項

道府県知事は、前条第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち当該道府県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該道府県の条例で定めるところにより、その者の当該道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する総務省令で定める証票を交付しなければならない。

第2項

前項の証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆の見やすい箇所 に掲示しなければならない。

第3項

第一項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

第4項

第一項の証票の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合 又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その消滅し、又は廃止した日から 十日以内にその証票を道府県知事に返さなければならない。

ところが、県税部において、軽油引取税特別徴収義務者証の有無を調査した結果、軽油引取税特別徴収義務者証が行方不明になっている事業者が存在していることが判明し、軽油引取税特別徴収義務者証について亡失届書の提出と軽油引取税特別徴収義務者証の再交付がなされている事例が過去においてあった。これは、特別徴収義務者に対し軽油引取税特別徴収義務者証の重要性と掲示の必要性を適切に指導していないことが原因と考えられる。また、特別徴収義務者は定期的に概況調査が行われているにもかかわらず、軽油引取税特別徴収義務者証の掲示についてはチェックが行われていなかったといえる。

各県税部において、定期的に概況調査を行っているため、このような調査において 軽油引取税特別徴収義務者証についてもチェック対象とすることにより、特別徴収義 務者への指導監督とチェック機能を強化する必要がある。

【指摘9】

軽油引取税特別徴収義務者証は慎重に管理すべき証票であるにも関わらず、その 取扱いについて特別徴収義務者に対する適切な指導が行われていない。また、適切 に掲示されているかどうかのチェックが行われていない。

定期的に行われる概況調査において、チェック項目として追加する等により、特別徴収義務者への指導監督と、チェック機能を強化する必要がある。

免税証の管理

軽油引取税の課税免除は、以下の3つ全ての要素を満たした軽油について、あらかじめ知事が交付した免税証と引換に引取る場合に限り認められている(地方税法第144条の6)。

- 法令に規定された一定範囲の者であること(使用者要件)
- 法令に規定された一定範囲の機械・設備を用いていること(機械要件)
- 法令に規定された一定範囲の用途に使用していること(作業・用途要件)

そのため、免税証は金券同様の取扱いに配慮しなければならないものであり、その 管理は十分に徹底すべきである。印字前の白紙の免税証用紙は、各県税部に保管され ているが、その取扱いについては、以下に定められているだけである。

第3節 軽油引取税

第11 課税の免除

(16) 免税証用紙の取扱い

免税証用紙は、施錠のある場所に保管することとし、退所時には必ず施錠の確認 を行うこと。

(出典:県税事務処理要綱)

免税証用紙の重要性を考慮すれば、施錠管理はもちろんのこと、日常的な受払管理と、定期的な現物棚卸を行うべきである。各県税部の取扱状況を確認したところ、それぞれ独自の受払管理を行っていたが、以下の問題点が発見された。

- 月末に現物棚卸を行うという独自ルールを定めて運用していたが、実際は徹底されていなかった。
- 受払簿数量と現物数量が乖離していたが、月末の現物棚卸が遅れて実施されたことにより、翌月に修正が行われていた。
- 受払と現物棚卸が同一担当者により行われており、けん制が働いていない。

各県税部に運用を任せているものの、免税証用紙の受払管理と現物棚卸の運用が徹底されていないと考えられるため、事務処理要領等にて明文化するとともに、その運用を徹底すべきである。

【意見 13】

免税証は金券と同様の取扱いに配慮しなければならない性質を持つことから、各 県税部に保管されている発行前の免税証用紙は受払管理と定期的な現物棚卸が必 要と考える。しかしながら、実務上の運用は明文化されておらず各県税部に委ねら れており、各県税部での運用も徹底されていない。

免税証用紙の受払管理と現物棚卸は事務処理要綱等にて明文化するとともに、その運用を徹底すべきである。

免税軽油の引取等に係る報告書の回収遅延対応

免税軽油の使用のために申請し、免税軽油の使用者証を受け取った者は免税軽油の使用に関する事実及びその数量について、毎月報告する必要がある。各県税部では、この報告内容をチェックすることにより、異常な取引が行われていないか確認している。なお、この報告義務を守らなかった場合には、罰則規定もある。

地方税法

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第 144 条の 27 第 1 項

免税軽油使用者証の交付を受けた者(第百四十四条の二十一第二項後段の規定に より二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつ ては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。)は、毎月末日までに(次 項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに入前月 の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油 (免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽 油をいう。以下この項及び次項において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量 (その事実がない場合には、その旨) 当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売 業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免 税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日か ら末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に 関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)その他の総務省令で 定める事項を記載した報告書を、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提 出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税 軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた 免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有して いない場合は、この限りでない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪)

第144条の28第1項

前条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を 提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第3節 軽油引取税

第11 課税の免除

7 免税軽油の引取り等に係る報告書について

報告書の取扱いについては、次によること。

(1) 報告書は、少なくとも月ごとに提出状況及び記載内容について審査確認を行

い、「免税軽油の引取り等に係る報告書受付整理簿」(別記様式 13)に提出状況を整理すること。

(以下省略)

(出典: 県税事務処理要綱)

各県税部にて、免税軽油の引取り等に係る報告状況を確認したところ、報告が遅延しており、その遅延が数か月にわたっている事例もあった。遅延している免税軽油使用者に対し、各県税部では督促を行うなどの対応をしているが、必ずしも毎月督促を行うといった運用はなされておらず、翌年の更新までには報告をさせるという運用となっている。

免税軽油の引取り等に係る報告は免税軽油使用者の義務であるとともに、各県税部では月ごとに提出状況及び記載内容について審査確認をする必要があるため、遅延者には適時に督促をするべきである。

【指摘 10】

免税軽油の引取り等に係る報告が遅延している事例がある一方で、各県税部では 毎月の提出についての指導が徹底されていない。

免税軽油の引取り等に係る報告について、遅延者には適時に督促を行うべきである。

申請書類の記載不備に係る対応

免税軽油使用者が、使用者証を提示して、免税証交付申請書の提出をした場合は、 決議のうえ免税証の交付が行われる。ここで、免税軽油使用者が農業を営むものであ る場合においては、複数の申請書を業者が取りまとめて提出するということが行われ ている。ここで、提出されている申請書には、住所氏名と押印があるだけであり、日 付や対象機械等の必要な記載が無い状態で提出されている事例があった。そして、記 載が不足している個所について、各県税部の担当者が記載をすることで書類上の不備 を補完しているという運用が行われていた。

この点、申請書を各県税部の担当者が記載してしまうことは、各県税部が都合よく 記載できてしまうし、何らかの記載ミスがあれば、各県税部がリスクを負うことになってしまうため不適切である。

一方、大量に提出される申請書について、書類上の不備があった場合に、常に申請者に再提出を求めることも非現実的である可能性もある。また、申請書の添付書類に記載されている内容をそのまま申請書に転記する場合など、県税部担当者による不備の補完を許容し得るケースも考えられる。

書類の不備については、基本的には、適切な記載について指導を行って再度提出さ

せる等の運用を行うべきであり、各県税部の担当者が記載するべきではない。不備のある書類の全ての再提出を求めることが非現実的であるのであれば、県税部担当者による書類の不備の補完を許容し得る場合と、その場合に必要となる手続を明確化し、ルールに基づいた運用を行うべきである。

【指摘 11】

免税証交付申請書の不備がある事例において、各県税部の担当者が記載して不備を補完するという運用が行われている。これらは、申請者の了解を得て行われているが、不適切である。

申請書類の不備については、基本的には、適切な記載について指導を行って再度 提出させる等の運用を行うべきであり、県税部の担当者が記載するべきではない。 仮に、不備のある書類の全ての再提出を求めることが非現実的であるのであれば、 県税部担当者による書類の不備の補完を許容し得る場合と、その場合に必要となる 手続を明確化し、ルールに基づいた運用を行うべきである。

8. ゴルフ場利用税

(1) ゴルフ場利用税の概要

概要

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の都道府県が、ゴルフ場の利用に対し1日当たりの定額で利用者に課する都道府県税である(地方税法第75条)。

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用する者のその支出行為に担税力を見出し、その利用者に対して課する一種の消費税である。

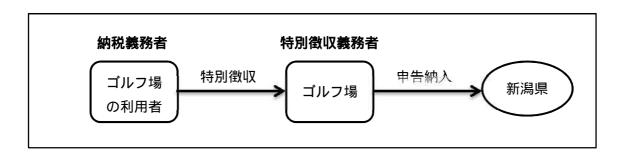
税収の7割はゴルフ場所在市町村または特別区にゴルフ場利用税交付金として交付される。そのため、財源の乏しい市町村においては貴重な財源となっている。

納税義務者

納税義務者はゴルフ場の利用者である(地方税法第75条)。

ゴルフ場は特別徴収義務者として利用者からゴルフ場利用税を受け取り、新潟県に 申告納入することになる。

ゴルフ場利用税の課税関係を図示すると以下のとおりとなる。



納税額

ゴルフ場利用税の額はゴルフ場のホール数と利用料金に応じてあらかじめ決められている。 具体的には以下の通りである(新潟県県税条例第50条、新潟県県税規則第82条)。

.評点数の決定

ホール数と利用料金によって点数が決定される。

評点項目	評点数	
ホール数	18 ホールを超えるもの	35 点
	18 ホールのもの	25 点
	18 ホール未満のもの	15 点
利用料金	利用料金 500 円ごとに	@5 点

. 等級と金額の決定

で項目別につけた点数の合計で等級を決める。等級に応じてゴルフ利用税の税額が決まる。

等級	総評点数		税額
			(1人1日につき)
1級	160 点超		1,200円
2 級	145 点超	160 点以下	1,100円
3 級	130 点超	145 点以下	1,000円
4 級	115 点超	130 点以下	900 円
5 級	100 点超	115 点以下	800 円
6級	85 点超	100 点以下	700 円
7級	70 点超	85 点以下	600 円
8 級	55 点超	70 点以下	500 円
9 級		55 点以下	400 円

申告と納税

ゴルフ場を利用した者が税金を負担するが、ゴルフ場の経営者が利用料金と一緒に税金を受け取り、県に納める。ゴルフ場経営者は毎月分をまとめて翌月末日までに納入申告書を、その施設所在の都道府県知事に提出し、その納入金を当該都道府県に納入する必要がある(新潟県県税条例第52条及び第53条)。

非課税等

以下に該当する者は、ゴルフ場の利用に対するゴルフ場利用税が非課税となる(地方税法第75条の2及び第75条の3)。

- .年齢 18 歳未満の者
- .年齢 70歳以上の者
- . 障害者の者 (身体障害者手帳や精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者などが対象)
- . 国民体育大会のゴルフ競技でプレーする参加選手(国民体育大会の際のプレーに限る)
- . 学校の学生等又は引率教員(学校の授業等でのプレーに限る)

また、税率の特例として、特定の利用者の利用料金が通常と比較して一定額軽減されているゴルフ場については、その利用者の税率が2分の1になる(新潟県県税条例第51条)。

. 学生、生徒、児童及び教員

小学校、中学校、高等学校、大学、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校及び養護学校の学生、生徒、児童またはこれらの方を引率する教員が学校の公認の課外活動(非課税に該当する活動を除く。)としてゴルフを行う場合に、利用料金を 20%以上軽減していること。

.特定の競技会の参加

知事が定める競技会に参加するプロゴルファー以外の選手が、その大会などの競技として利用する場合及びその特定練習日に利用する場合に、利用料金を 20%以上軽減していること。

.早朝、薄暮または定休日における利用

早朝、薄暮または定休日における利用であって、その利用について別に利用料金が定められていて、かつ、その利用料金を50%以上軽減していること。

調定額の推移

ゴルフ場利用税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	236,398	231,561	244,618
新潟県税部	53,652	52,117	51,050
三条県税部	55,835	58,050	57,243
長岡県税部	115,231	113,432	111,713
南魚沼県税部	31,513	33,632	33,084
上越県税部	83,881	84,811	85,099
佐渡県税部	3,190	3,204	3,367
合計	579,702	576,810	586,177

(新潟県総務管理部税務課作成資料)

新潟県におけるゴルフ場の過去3年間の推移は、以下の通りである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	13	13	13
新潟県税部	5	5	5
三条県税部	4	4	4

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
長岡県税部	8	8	8
南魚沼県税部	5	5	5
上越県税部	9	9	9
佐渡県税部	1	1	1

(新潟県総務管理部税務課作成資料)

(2) 個別検出事項

ゴルフ場の等級決定における利用料金の範囲

ゴルフ場利用税の税率を決定するゴルフ場の等級を決定するにあたっては、ホール数と利用料金に基づいて決定されるが、その利用料金とは具体的には以下のとおり定められている。

新潟県県税規則

(ゴルフ場の級別基準)

第82条第3項

前項に規定する利用料金とは、非会員の平日のゴルフ場の利用について、その対価又は負担(ロッカーフィー、キャデイフィー等当該非会員の選択的利用に係る対価又は負担を除く。)として支払うべきすべての金品をいう。ただし、保険料その他の当該施設の収入として経理されない金品を除く。

また、実務上の取扱は以下のとおり定められている。

第4 級別決定事務等

2 級別決定上の留意点

(2) 利用料金

級別決定の基準となる利用科金は、規則第82条第3項に規定する料金(以下この項において「規則で定める利用料金」という。)をいうものであるが、具体的には、非会員の平日における18ホールの通常の利用について、その対価又は負担として支払うべき金品のうちグリーンフィー、維持管理費、クラブ運営費、コース管理費、従業員厚生費、水道光熱費、道路補修費、道路舗装協力費、道路負担金、道路協力費等で利用者の選択の自由のない料金(曜日により異なる料金を設定している場合は主たる料金とする。)をいうものである。

ただし、利用者の選択の自由のある場合の次のような料金は除かれるものである。

ア キャディーフィー

イ カートフィー

ウ その他自由に選択を行えるもの

また、利用料金に消費税込みの料金が明示されている場合はその消費税額を控除すること。

なお、ゴルフ場が利用料金の変更を行う場合においては、その都度規則で定める利用料金に基づき評点数を決定するものであるが、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等の短期間、平日料金と異なる料金を徴して利用させる場合は、評点数の変更は要しないものであること。

(出典: 県税事務処理要綱)

ここで、等級を決定する際の利用料金を算定するにあたって、カートフィーは利用 者の選択の自由があるものとして、利用料金の範囲に含めているゴルフ場はない。

しかし、各ゴルフ場のHP等をみても、カート料金を区分して明示されていないところが多い。また、料金明細等をみても、カートを使用していないと明確に判定できない事例が多かった。この点、各県税部の担当者は調査の際に選択の自由があるかどうかについて、質問にて問い合わせてはいるものの、その実態を調査するまでにはいたっていない。その他の料金(ロッカーフィーなど)についても、選択の自由があるのかどうか不明瞭な事例が多い。

また、料金については、ゴルフ場が提示した資料を基に集計しているが、その提示された資料に記載されているカートフィーの料金について、県税部でもその妥当性まで調査されていない。プレー料金の合計額は、HP やパンフレット等で明示されているが、その料金全体のうちカートフィーとして設定されている金額が正しいのかどうかについて検証しておらず、判断材料が無いため、ゴルフ場が提示した資料が正しいという前提で集計しているのが実状である。

以上からすると、等級を決定する際の利用料金の妥当性に係る検証が不十分といえるため、問題である。

利用者の選択の自由があるかどうか、プレー料金の内訳についてカートフィーはいくら含まれているのか等について、実態を調査するとしても実務上は判断が困難であることが想定される。そのため、例えば WEB サイトや料金表等に明示されているかどうかといった外形的な要件から判断できるようになることが望ましい。また、利用者の選択の自由があるかどうか、プレー料金の内訳についてカートフィー等はいくらなのかといった情報は利用者にとっても明瞭になることが有用である。以上より、カートフィー等が利用者の選択の自由があるゴルフ場については、外形的に明示するように指導を強化するのが望ましいと考える。

【意見 14】

等級を決定する際の利用料金にカートフィー等を含めないことへの妥当性に係る検証が不十分である。

利用料金に利用者の選択の自由があるかどうか及び料金内訳については、外形的に判断できるようになることが望ましい。以上より、カートフィー等が利用者の選択の自由があるゴルフ場については、外形的に明示するように指導を強化するのが望ましいと考える。

9. 産業廃棄物税

(1) 産業廃棄物税の概要

概要

産業廃棄物税は、特定の使用目的や事業の経費とするために地方税で定められていない税目を各地方自治体が条例を定めて設ける法定外目的税である(地方税法第4条、第731条)。

今日の社会経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄型となり高度化するにつれ、 様々な環境問題を起こしている。特に産業廃棄物の分野は膨大な廃棄物の排出による 最終処分場のひっ迫、不法投棄の横行など深刻な社会問題となっている。

そこで、産業廃棄物税を導入することにより以下の施策を推進することを目的としている(新潟県産業廃棄物税条例第1条、第22条)

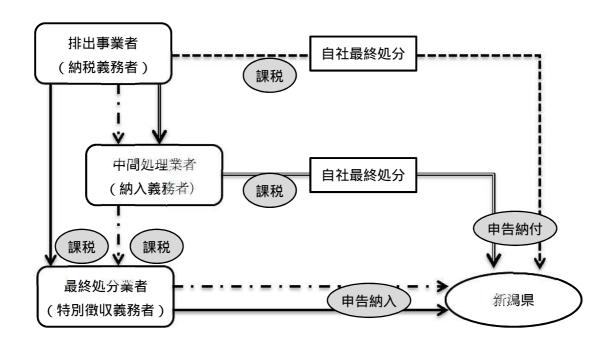
- 産業廃棄物の減量化を図るため、発生抑制、リサイクルに対する支援策を行うことにより、発生抑制等を促進する。
- 産業廃棄物の最終処分場の設置を促進するため、その周辺設備に支援する。
- 産業廃棄物に対する住民の不安感を解消するため、不法投棄された産業廃棄物等 の撤去を実施する。

納税義務者

納税義務者は、県内の最終処分場(産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設)に搬入された産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者である。

最終処分業者に処分委託する場合、最終処分業者が特別徴収義務者として申告納入する。排出事業者又は中間処理業者が自ら処分する場合には自らが申告納入することになる。

産業廃棄物税の課税関係を図示すると以下のとおりとなる。



→	ケース 1	排出事業者(納税義務者)が最終処分業者(特別徴収義務者)
		に産業廃棄物を搬入
		(最終処分業者が申告納入)
>	ケース 2	排出事業者(納税義務者)が全て自社で処理
		(排出事業者が申告納付)
- · - · >	ケース3	排出事業者が中間処理業者に産業廃棄物を搬入後、更に中
		間処理業者(納税義務者)が中間処理を行った後の産業廃棄
		物を最終処分業者(特別徴収義務者)へ搬入
		(最終処分業者が申告納入)
\longrightarrow	ケース 4	排出事業者が中間処理業者に産業廃棄物を搬入後、更に中
		間処理業者(納税義務者)が中間処理した後に自社の最終処
		分場に産業廃棄物を搬入
		(中間処理業者が申告納付)

納税額

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入量1トン当たり1,000円である。

申告と納税

排出事業者が、直接最終処分業者に埋立て処分を委託する場合は、最終処分業者が排出事業者から処分料金と併せて税を徴収(中間処理後の残さを最終処分場に搬入する場合は、最終処分業者が中間処理業者から処理料金と併せて税を徴収)し、県に申

告納入する。

排出事業者(中間処理業者を含む)が、自ら設置する最終処分場において埋立て処分する場合には、排出事業者が自ら申告納入する。

申告と納税の期限は以下のとおりである。

期間	期限
4月1日~6月30日まで	7月末日
7月1日~9月30日まで	10 月末日
10月1日~12月31日まで	1月末日
1月1日~3月31日まで	4月末日

課税免除

課税の公平の観点から、免税点や課税免除の制度は設けられていない。

調定額の推移

産業廃棄物税の調定額の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	11,360	9,703	7,417
新潟県税部	3,195	2,875	1,808
三条県税部	198	240	208
長岡県税部	132,863	123,599	127,218
南魚沼県税部	79	65	75
上越県税部	72,217	179,758	2,895
佐渡県税部	-	-	-
合計	219,914	316,243	139,624

(新潟県総務管理部税務課作成資料)

新潟県における最終処分業者の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新発田県税部	6	5	5
新潟県税部	6	6	5
三条県税部	1	1	1
長岡県税部	7	6	5
南魚沼県税部	-	-	-

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
上越県税部	1	1	1
佐渡県税部	-	-	-

(新潟県総務管理部税務課作成資料)

(2) 個別検出事項

登録変更申請書に係る添付資料の取扱

産業廃棄物税の特別徴収義務者は登録申請書の提出により登録され台帳により管理される。登録内容の変更があった場合には、遅滞なく産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書を提出する必要がある。

ここで、産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書に変更内容を証明する資料が添付されていない事例があった。申請書は受け付けられているが、変更内容を証明する資料がない以上、申請が適切かどうか判断できないと考えられ、適切ではないと考えられる。なお、県税事務処理要綱においても、産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書に、変更内容を証明する資料を添付しなければならない旨の規定は定められていない。

県税事務処理要綱等に、証明資料の添付を必須とすべき旨を明示し、これを徹底することが望ましい。

【意見 15】

産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書による申請に、変更内容を証明する 資料を添付しなければならない旨が規定されていないため、申請が適切か検討して いない。

県税事務処理要綱等に、証明資料の添付を必須とすべき旨を明示し、これを徹底 することが望ましい。

特別徴収義務者の指定取消しにおける適時性

最終処分場廃止の届出が平成 25 年に行われており、産業廃棄物処分業許可切れも 平成 25 年に行われている事例があった。一方、当該事業者の特別徴収義務者の指定取 消しは平成 27 年に行われていた。

この点、県税事務処理要綱では、処分場廃止から 10 日以内に許可証の返納等の手続をすべき旨が記載されていることから、特別徴収義務者の指定取消し事務までの期間が空いていると考えられる。また、当該事業者へ適時に手続をすべきであるという県税部の指導が不十分であったといえる。

なお、県税事務処理要綱では、「特別徴収義務者の義務が無くなった時」に指定取消 しに係る手続をすべき旨が規定されているが、具体的に特別徴収義務者の義務が無く なった時とは何時なのか不明瞭である。

以上より、事務手続が県税事務処理要綱に基づき適切に行われていないと考えられることから、県税事務処理要綱を遵守した事務を徹底する必要がある。また、県税事務処理要綱における記載が具体的に何を示しているか不明瞭な個所もあることから、必要に応じて県税事務処理要綱の改訂も検討すべきである。

【意見 16】

事務手続が、県税事務処理要綱に基づき適切に行われていないと考えられる事例があった。県税事務処理要綱を遵守した事務を行う必要がある。

また、「特別徴収義務者の義務が無くなった時」など、具体的に何時を示しているのか定義が不明瞭で実務上混乱を招きかねない規定があるため、県税事務処理要綱の改訂も検討すべきである。

10. 各県税共通の個別検出事項

(1) 問い合わせ対応に係る履歴の整備

課税実務の多くは各県税部において実施されているが、日常業務の疑問点や不明点等が発生した場合には、税務課に問い合わせて助言指導を受けることになる。

この点、税務課の回答はあくまでも助言指導という位置づけであり、実際の業務遂行上の判断は各県税部に委ねられているが、課税実務において税務課の助言指導内容は大きな影響を与えることになる。また、問い合わせは類似の内容になることもあり、過去に行われた問い合わせ内容とその回答結果を参照することは、法令上・業務上首尾一貫した解釈を行う上でも、業務の効率化の観点からも実務上重要である。

しかし、問い合わせ内容とその回答は資料がファイルに綴られているものの、特に整理されているわけではなく、また綴られている資料のレベル感も案件や担当者ごとにまちまちで、統一されていない。そのため、過去の結果を参照しようとしても分かりづらく検索しづらい状況である。

以上より、過去の問い合わせ内容とその回答結果は、容易に常時参照可能な体制を構築すべきであることから、データベース化するなど一覧化し、関連部署の参照や担当者の引継ぎが可能な体制を構築することが望ましい。

【意見 17】

税務課が各県税部に対して発揮する助言指導機能において、過去の問い合わせ内容とその回答結果は法令上・業務上首尾一貫した解釈を行う上でも、業務の効率化の観点からも実務上重要である。

そのため、問い合わせ内容とその回答、及び根拠についてはデータベース化するなど一覧化し、関連部署の参照や担当者の引継ぎが可能な体制を構築することが望ましい。

(2) 各県税部の業務水準の調整

税務課は各県税部に助言指導を行う機能を担っている。そのため実務上の指針を要綱などに定めることで課税実務を正しく遂行させるとともに、水準を一定以上に保っている。また、定期的に税務課と各県税部の部課長が集まる会議を開催し、情報共有や重要事項の伝達等を行っている。一方で、実務上の指針が明文化されていないところについては各県税部の判断に委ねられている。これは、課税実務の水準とは関係ないところについては、各県税部の自治に任せて弾力的な実務が行えるようにしているということと、それぞれ状況の違いもあることから、状況に即した実務ができるようにしているためである。

しかし、各個別検出事項に記載されているように、実務上の指針が明文化されていない部分について、実務上手続を行っている県税部と手続を行っていない県税部があるな

ど、必ずしも課税実務の水準が統一されていない事例が発見されている。各県税部の助言指導を行う立場からは、課税実務水準が統一されていない事例については指導調整することで、実務水準をより高める機能も発揮すべきであるが、結果として十分になされていないと言える。

したがって、税務課は、実務上の指針が明文化されていない部分について、必要に応じて要綱を整備する、または、各県税部の課税実務のなかで有用なものを展開する、実務水準の調整が必要な場合には指導するといった指導調整機能を、より積極的に発揮することが望ましい。

【意見 18】

課税実務の公平性という観点からは、各県税部の課税実務は一定水準以上に保たれる必要があるところ、実務上の指針が明文化されていない部分について、必ずしも 課税実務の水準が統一されているとは言えない事例が発見されている。

税務課は、実務上の指針が明文化されていない部分について、必要に応じて要綱を整備する、または、各県税部の課税実務のなかで有用なものを展開する、実務水準の調整が必要な場合には指導するといった指導調整機能を、より積極的に発揮することが望ましい。

(3) 内部チェック体制の強化

各県税部において各種書類を閲覧した結果、書類間の不整合、書類の記載漏れ、処理 経過の未記載といった事例が発見された。具体的には下記のとおりである。

県外分割法人等実態調査結果報告書と関連資料間の不整合(法人県民税)

県税事務処理要綱上、未届け県外分割法人等の調査結果については県外分割法人等 実態調査結果報告書を作成することとされており、様式も定められている。しかしな がら、県外分割法人等実態調査結果報告書とその関連資料に関して、以下のように記 載や整理が不十分なものがあった。

- 日付順にファイリングされるべきところ、順不同となっていた。
- 今年度累計調査対象法人数について、前年度から引き継いだ法人数()で内 書記載すべきところ、外書記載されているものがあった。
- 法人設立・異動届出書のしょうよう中法人数と調査対象法人数が、調査結果報告書と別紙で不整合となっているものがあった。
- 調査結果や、その結果に至った根拠が記載されていないものがあった。

文書発送整理簿への回収欄等の記載漏れ(個人事業税)

事業を営む個人に対して業種区分を文書により照会を行うにあたり、回答の有無を

文書発送簿で管理している。文書発送簿の運用状況を調査したところ、以下のような事案が発見された。

- 回収欄が空欄のままとなっている。
- 文書の発送日付がない。
- 確認中の記載のまま顛末が記載されていない。

未賦課者一覧表への審査結果の顛末の記載漏れ(個人事業税)

税務システムより、前年度に課税履歴がある者で、当年度は課税対象となっていない者をまとめた未賦課者一覧表が出力される。各県税部では、前年度に課税対象であった者が当年度に課税対象でないことが適切か否かにつて同表を用いて判断しており、担当者による審査結果を上長が確認のうえ決裁している。

各県税部において未賦課者一覧表を閲覧したところ、確認中等の記載のままその後の顛末が記載されていないものが散見された。また、未賦課者一覧に顛末の記載がないまま、上長により決裁されていた。

チェックポイントシートへのチェック証跡の漏れ(個人事業税)

県税部における課税額の審査においては、審査のポイントをまとめたチェックポイントシートを用いることとなっている。

各県税部においてチェックポイントシートを閲覧したところ、チェック証跡が残されていないものが散見された。県税部担当者によれば、実質的なチェックは行っているとのことであるが、網羅的なチェックという観点からは、チェック証跡を残すことが有用であると考えらえる。

不動産取得申告書発送整理簿への回答年月日記載漏れ(不動産取得税)

新潟県では、県が把握した不動産の取得者に対して不動産取得申告書を郵送し、提出を求めている。不動産取得申告書の発送状況、回収状況については、不動産取得申告書発送整理簿を用いて管理している。

県税部への実地調査において、不動産取得申告書を回収したにもかかわらず、「不動産取得申告書送付整理簿」に回答年月日の記載を失念しているものが複数の県税部で発見された。

調定決議書の決裁日(各税共通)

新潟県財務規則第88条において「歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、 当該歳入について、必要事項を確認のうえ調定決議書により調定しなければならない」 旨が規定されている。

県税部への実地調査において、調定決議書の決裁状況を確認したところ、調定決議

書への決裁日の記入がない県税部があった。さらに調定決議書は調定日の翌日に出力されることから、決裁日は調定日の翌日以降となるはずのところ、調定日と同日の日付が記載されていた。

決裁日の記載を徹底するとともに、決裁日は実際に決裁した日付を記載すべきである。

いずれも、形式的な不備ではあるが、中には規則・要綱等のルールに反しているもの もある。また、十分な文書化が行われていないと、業務の引継や上長の決裁が不十分と なるリスクもある。そのため、適切な文書化が行えるよう、内部チェック体制を強化す ることが必要である。

【指摘 12】

各県税部において各種書類を閲覧した結果、書類間の不整合、書類の記載漏れ、処理経過の未記載といった事例が発見された。いずれも、形式的な不備ではあるが、中には規則・要綱等のルールに反しているものもある。また、十分な文書化が行われていないと、業務の引継や上長の決裁が不十分となるリスクもある。そのため、適切な文書化が行えるよう、内部チェック体制を強化することが必要である。

(4) 納税者の名寄せ業務

同一納税者に対し複数の納税者番号が付されていると、例えば、未納があるにもかかわらず還付金の充当が行われないことや、複数税目に渡る課税・収納状況の一元管理ができないため滞納整理に支障が生ずるなどの納税者との間でクレームやトラブルの原因となりうるため、同一納税者に対し単一の納税者番号を付するための名寄せ作業は重要な業務である。しかし、実際には次のような発見事項があった。

検討の結果、名寄せするかどうかは担当者のみで判断している場合があり、また、翌日に出力される名寄せ結果の変更結果リストについても担当者以外は確認・チェック等していないため、担当者の誤り等を発見できないリスクがある。

毎月初に「名寄せ候補リスト」を出力し、処理が完了しない限り、翌月以降も当該リストに毎月表示されることになるが、膨大な「名寄せ候補リスト」が出力されることもあり、毎月初に表示された候補に対する検討実施済みであることの消し込みの網羅性は確保されていない。なお、候補リストに表示されたものは、実際には翌年度の口座振替に間に合うように毎年2月までに少なくとも年度に1度は検討するようにしているが、それが確保されているかは確認・チェック等していない。

【意見19】

名寄せ業務の結果を担当者以外が確認・チェックすることを徹底すべきである。 また、名寄せ候補先が長期間未処理のままとならないよう、抽出方法を工夫するな ど、措置を講ずることが望ましい。

111. 滞納整理事務

1. 徴収事務の概要

(1) 滞納整理とは

滞納整理とは、滞納となった税を、最終的に収納又は滞納処分の執行停止へ完結整理 していく作業をいう。その過程で、文書や電話による催促、納税交渉、財産調査、差押・ 公売処分などの処理を行うこととなる。

税は納期内に全額一括して現金で支払うことが原則であり、徴収の緩和制度(徴収猶予あるいは換価の猶予)の規定に該当する場合に限り、地方税法上分割納付が認められる。分割納付の期間は原則1年で、例外的に2年が限度とされる。

(2) 滞納整理事務の流れ

納期限後の督促

申告又は納税通知書の送達により納税義務の確定した県税が、納期限から一定期間 経過しても納税されない場合は、督促状を発付する。督促状の発付は、時効中断の効 力を有するほか、差押の前提要件ともなる。

督促状は納付書を兼ねるので、納期限の失念による収め忘れのケースなどは、督促 により納税されることになる。

文書催告から納税交渉まで

督促によっても納税されない場合は、文書による納税の催告を実施する。文書催告によってもなお納税されない滞納者に対しては、電話催告あるいは臨戸により、納税を促すことになる。常習滞納者については文書催告の送付を省略し、直ちに差押処分に移行するなどの対応も考えられる。

財産調査

催告や納税交渉と並行して、滞納者の納税資力を把握するための財産調査を行う。 財産調査については、徴税吏員に質問・検査の権限が与えられている。また、財産調査の目的で捜索を行うこともできる。

差押

催告や納税交渉によっても納税しない滞納者に対しては、財産調査により把握した 財産の差押を行うことになる。(地方税法上、必ずしも催告や納税交渉を行ってから差 押ることが要求されているわけでない。)

徴収吏員には、滞納者の財産を自ら差押・換価(取立)し、滞納となっている税に 充てることができる権限(自力執行権)が与えられている。

換価と取立て

差押によっても自主的に納税しない場合は、差し押さえた財産を金銭に換え滞納税 に充当することになる。

預貯金等の債権は、第三債務者である金融機関等からの金銭の取立てにより換価が 終わる。動産や不動産等は、公売という手法で売却し売却代金を税に充当する。近時、 インターネット公売も導入されている。

滞納処分の執行停止

租税債権は、最終的に収納によって完納させるか、滞納処分の執行停止を経て不納 欠損処理として完結させるしか方法はない。

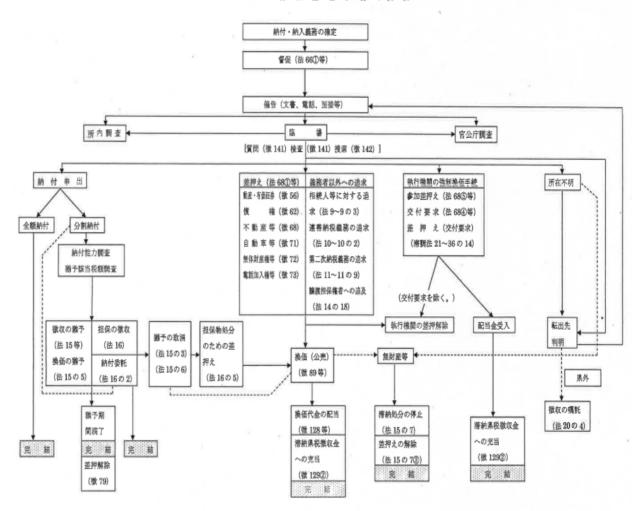
延滞金の徴収

滞納となった税の徴収においては、本税のほか、滞納となった期間に応じて計算される延滞金を徴収しなければならない。延滞金の免除・減免は、法律や条例に基づき行うものであり、職員の自由な裁量に委ねているものではない。

消滅時効(地方税法第18条、同法第18条の2)

租税債権(徴収権)の消滅時効期間は5年であるが、差押等によって時効が中断する。

滞納整理事務の流れ



注:()の「法」は「地方税法」、「微」は「国税徴収法」

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

2. 滞納者の所在調査

(1) 所在調査の重要性

催告書等が返戻された場合や臨戸により滞納者が行先を明らかにしないで転居したことが判明したような場合には、所内で入手可能な資料の調査、滞納者の社会的活動を手掛かりにした関係先の調査、官公庁調査などを行ってその所在を追及することが滞納整理の第一段階となる。

(2) 調査方法

所内調査

滞納者の住所、氏名、営業所、電話番号等に変更がないかについて、課税資料等と 照合・確認する。

関係先の調査

転居する直前の滞納者の動向、家族の状況、生活状況及び転居後の連絡方法について関係先を調査する。

官公庁調査

個人の場合は、市区町村庁に対して住民票等の交付申請を行ったり、法人の場合は 法務局に対して商業登記簿謄本の交付請求を行ったりする。

3. 滞納者の財産調査

(1) 財産調査の重要性

徴税吏員が滞納処分を執行するためには、滞納者が差押の対象となる財産を有しているか、その財産の帰属認定の関係はどのようになっているか、また滞納者が現に有している財産価格、換価性の難易等から判断して差押に適するものであるかどうか、あるいは滞納者に帰属する財産を現実には誰が保管、使用、収益等しているか等について確認調査しなければならない。

(2) 調査方法

任意調査である質問検査権(国税徴収法第141条)

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、滞納者などの一定の者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

強制調査である捜索権(国税徴収法第142条)

徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者又は第三者の物又は住居そ

の他の場所につき捜索することができる。

推納者の財産調査

1	財産調査のための質問・	检查基代结束
	NUMBER OF STREET	鉄路及び採用

区分	質問・検査 (徴141)	複索 (数142)
要件	舞納処分のため郷納者の財産を調査する必要があるとき、 その必要と認められる範囲内でできる。	存納処分のため必要があるとき
相手方	 (① 海納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに及りる相当の理由がある第三者 (② 海納者に対し債権者しくは債務があり又は海納者から財産を取得したと認めるに及りる相当の理由がある者 	野納者 静納者の財産を所持する第三者でその引渡しをしない者 静納者の財産を所持する第三者でその引渡しをしない者 海納者の銀族その他の特殊関係者で務納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の趙由がある者で、その財産の引渡しをしない者
	① 弊納者が株主又は出資者である法人 ① ロ類又は参測による質問	① 相手方の物又は住房その他の場所
	 ② その者の財産に関する制作者しくは春期の検査 ③ 身分証明券を携件し、関係人の請求があった場合は提示する(徴147)。 	 必要があるときは相手方に戸、金庫等を開かせ又は自ら薄くことができる。 プ 投席できる時間は、原則として日出から日投まで。ただし、日投前に着手した場合には、日投後も継続して行うことができる(値143)。
ń	必要に応じて質問てん未會等 (契賴第14号模式)を 作成する。	必要があると認める場合、日役後でも公開された時間内は検索することができる (後143)。
Ŕ		福平方叉はその同席の報告、使用人等の者を立ち合わせなければならない (数144)。
47		 ・ 検索に支除のある場合には、物定の者を除き、その場所への出入り禁止をすることができる(徴145)。 ・ 技塚したときは、後深調書(要解第13号様式)を作成し、後端を受けた締約者又は第三者並びに立ち会い人に接端調養課本を交付しなければならない。ただし、施坪調書(要解第22号様式等)を作成したときは、投漸調書の作成は必要なく、施坪調書様本を訴記の者に対し交付する(徴146)。 ・ 身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは超示する(徴147)。

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

4. 財産調査の具体的方法

(1) 総論

差押禁止財産等を除き、滞納者に帰属している財産については、滞納処分による差押の対象財産となるから、滞納者に帰属する動産、不動産、債権等の調査が必要となる。 具体的には、預貯金、給料、生命保険、不動産、売掛金等について、金融機関、貯金 事務センター、勤務先、税務署、生命保険会社、市町村、取引先等に対する照会により 調査をする。滞納者の住居等に対する捜索を行うこともできる。

(2) 不動産

市区町村に対する実態調査、法務局に対する登記事項証明書の交付申請等を行う。 担保権設定の有無と被担保債権額は、登記事項証明書の記載をもって確認できるが、 被担保債権の現在額は、担保権設定者に対する照会が必要となる。

(3) 給与

過去の滞納処分関係資料や滞納者からの聴取等によっても勤務先が明らかでない場

合は、市区町村に対する実態調査により勤務先を把握する。 勤務先が判明した場合は、勤務先に対して、給与に関する調査を行う。

(4) 預貯金

滞納者が預貯金を有する金融機関及び支店を把握している場合は、当該金融機関に対して預貯金の残高及び入出金履歴等に関する照会を行う。また、滞納者が預貯金を有する可能性のある金融機関に対して、預貯金の有無、残高及び入出金履歴等に関する調査を行う。なお、預貯金の入出金履歴により、生命保険、給与、売掛金等の他の資産を把握する契機になる可能性があるから、預貯金の調査は極めて重要である。

(5) 生命保険

滞納者が生命保険を有する保険会社を把握している場合は、当該保険会社に対して保 険の有無及び解約返戻金額等に関する照会を行う。また、滞納者が生命保険を有する可 能性のある保険会社に対して、保険契約の有無、解約返戻金額等に関する調査を行う。

(6) 売掛金

滞納者からの聴取り及び会計関係書類の検査等により売掛金のあることが判明した 場合には、債務者(第三債務者)に対し、売掛金の有無及び残高を照会する。

(7) 自動車

課税資料、自動車税課税台帳、登録事項等証明書等により、滞納者の自動車の所有状況を把握することができる。また、自動車の所在、登録の有無、車検の有無、リサイクル解体の有無、換価可能性及び換価価値等についても確認が必要である。

個別の滞納整理資料を閲覧する中で、課税車両に対する調査が必ずしも十分ではない と思われる事案が認められた。具体的には、以下のとおりである。

No.	税目	事案	問題点
		執行停止がなされた事案。	譲渡先の相手の連絡先を確認す
		担当者が関係者に行った聞き取り	るなどして、課税車両の所在を
		調査の結果として、調査資料には	確認すべきだったのではない
		「課税車両は譲渡して手元に無	か。
1	自動車税	く、譲渡した相手とは連絡がとれ	仮に、車種・年式・車検の有無
		なくなっている」と記載されてい	等から換価価値が無いと判断し
		る。しかし、課税車両に対してそれ	たのであれば、その旨を調査票
		以上の調査を行った形跡は認めら	に記載すべきではないか。
		れない。また、調査を行わなかった	

No.	税目	事案	問題点
		理由は記載されていない。	
		執行停止がなされた事案。	写真を見る限りは、車両の状態
		課税車両は自宅前に現物があり、	は良さそうであり、また、雨漏
		写真撮影がなされている。課税車	れの有無について、現物の確認
2	自動車税	両は雨漏りしていることを理由に	調査がなされた形跡がない(仮
2	一到半忧	換価価値無しと評価されている。	に、確認をした上で換価価値無
			しと判断し、執行停止としたの
			であれば、その旨を調査資料に
			明記すべきであった)。

【意見20】

自動車税の滞納事案において、課税車両の存否及び状態の確認は重要である。自動車は、年式が古くても、全くの無価値ということはほとんど考えられない。特に、課税車両を使用しながら、自動車税を滞納していることが疑われるような事案においては、入念な調査を行っても良いのではないか。

(8) 捜索

滞納処分のため必要があるときは、滞納者又は第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる(国税徴収法第142条1項2項)。

捜索は、滞納処分のため必要があるときに、差し押さえるべき財産の発見や差し押さ えた財産の搬出等のために行う強制調査である。

任意調査だけでは滞納者の財産調査を十分に行うことができない事案もあり、強制調査である捜索を行うことが必要とされる場合がある。

(9) 相続に伴う財産調査

滞納者が死亡した場合、被相続人の納税義務は相続人に承継される。よって、滞納者が死亡し、相続人が相続放棄をしていない場合は、相続人に対して滞納処分を行う必要がある。よって、このような場合は、相続人の調査、相続放棄の有無、相続人の財産調査が必要となる。

また、滞納者の親族が死亡し、滞納者が相続人となった場合は、滞納者は被相続人の 遺産を相続する。よって、このような場合は、相続人の調査、相続放棄の有無、被相続 人の遺産の調査が必要となる。

個別の滞納整理資料を閲覧する中で、相続に伴う財産調査が不十分と思われる事案が 認められた。具体的には、以下のとおりである。

No.	税目	事案	問題点
		執行停止後、3年経過により不納欠	口頭の報告は、必ずしも信用で
		損処理がなされた事案。	きるものではないため、相続放
		執行停止後の中間調査で、滞納者	棄がなされたことを家庭裁判所
		が死亡したことが確認された。相	に確認すべきであった。
1	自動車税	続人については、相続放棄予定と	
'	日勤半仇	いう聞き取りを行ったのみでその	
		まま欠損処理がなされているが、	
		実際に相続放棄がなされたことの	
		客観的な裏付けの確認(家庭裁判	
		所への照会等)がなされていない。	
		執行停止がなされた後、執行停止	再度の執行停止の際に、亡母の
		が取り消され、その後、再度の執行	遺産の調査がなされていない。
		停止がなされた事案。	滞納者の預金口座に入金がなさ
	不動産取	滞納者の母が死亡したことにより	れていないことのみをもって、
2	小勤産収 得税	生命保険金が滞納者の預金口座に	亡母にめぼしい資産がないとは
	1 寸 1元 	振り込まれ、当該預金を差し押さ	判断できない。再度の執行停止
		えたため、執行停止の取消処分が	に先立って、亡母の遺産を調査
		なされた。その後、再度執行停止と	すべきであった。
		なった。	
		滞納者が死亡したことが滞納整理	滞納者本人が死亡したことが判
		中の調査によって判明した事案。	明したら、直ちに相続人を調査
3	自動車税	死亡が判明してから約1年7ヶ月	し、相続人に対する徴収を行う
		後に相続人に対して承継通知を送	べきである。
		付した。	

【指摘13】

滞納者が死亡した場合又は滞納者が相続人となった場合の相続放棄の有無は、家庭裁判所への照会が必須であり、関係者からの口頭の報告のみで調査を終えるべきではない。

滞納者が相続人になった場合は、新たな財産(遺産)の帰属が見込まれるから、被相続人の財産調査を入念に行うべきである。

滞納者が死亡した場合には、相続人に対する催告及び財産調査が必要になるとこ

- る、滞納者が死亡してから長期間が経過すると、相続人による納税意欲が減退した
- り、相続人の資産状況が変動したりする可能性があるため、滞納者に対する実態調
- 査、住民票の調査等は、定期的に行うべきである。

5. 滞納処分の執行停止、納税義務の消滅

(1) 滞納処分の執行停止

執行停止とは

滞納処分の執行停止とは、滞納者に滞納処分をすることができない一定の事由があるときに、滞納者の申請に基づかないで、職権で滞納処分の執行を停止することである。

租税債権は、最終的に収納によって完納させるか、滞納処分の執行停止を経て不納欠損処理として完結させるしかない。徴税吏員は、常に多数の滞納者を抱えており、全体状況をにらみつつ、力の効率的配分をしなければならない。一つの案件に限りなく力を注いでは、全体としての成果はあがらない。滞納者の資力、負債の状況を客観的に判断し、停止に該当するものは速やかに停止処理する決断、「見極め」が要求される。もちろん悪質なケースについては、機械的に停止することなく、判断、処理することが必要である。

執行停止の要件

滞納者につき次の事由の一つに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる(地方税法第15条の7、国税徴収法第153条第1項)。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく困窮させるおそれがあるとき
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

滞納処分の執行停止の手続

各県税部では、滞納発生段階では、滞納者毎の個別ファイルは作成せずに、紙の資料は担当者がファイリングして管理をしているとのことである。滞納者毎の個別ファイルが作成されるのは、執行停止の決裁を受けるタイミングであり、決裁官は、このファイルを閲覧して決裁を行う。

この執行停止のファイルに綴るべき資料、執行停止に先だって行うべき調査については、県税部でリスト等を作成しているわけではなく、事案に応じて、担当者や決裁官が判断しているということである。そのせいか、ファイルに綴られる資料は、事案によって異なる。特に、経過記録については、過去の交渉経過を把握する上で重要な書類であるにもかかわらず、ファイルに綴られていない事案が散見された。

【意見 21】

滞納整理ファイルについて、綴じられている資料が必ずしも統一されていない。 特に、経過記録については、綴じられているものと綴じられていないものがある。

本人や関係者への電話連絡、臨戸等は、主に経過記録に表れる情報であり、これらが決裁において重要な意味を持つ事案については、経過記録のファイルへの編綴を統一的に行うことが望ましいと考える。

なお、各県税部では、執行停止等の決裁を経るにあたって、調査書について統一書式を用いているが、県税部によっては、調査書に「別紙」を添付することにより、別紙において当該事案のポイントや経過を自由な形式で記載するという工夫がなされていた。これにより、所定の書式では記載しきれない事情についても、調査書に盛り込むことが可能となり、決裁官にも分かりやすい記載がなされていた。

件数

平成 27 年度の新潟県及び各県税部(包括外部監査人が訪問した県税部のみ)の執行 停止の件数及び税額は下記のとおりである。

(単位:件、千円)

							,
		前年度から繰越した		本年度停止をした		停止額(A+B)	
Į.		=	もの(A)	=	もの(B)		
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
新洲	舄県全体	1,094	155,264	700	74,886	1,794	230,150
訪	新発田	47	6,701	30	967	77	7,669
訪問し	新潟	536	104,180	371	39,473	907	143,654
<i>t</i> -	長岡	128	18,585	49	1,963	177	20,548
見 税 部	南魚沼	42	6,497	73	15,046	115	21,544
部	上越	108	9,095	34	2,632	142	11,728

個別検出事項

上記の表のうち、「本年度停止をしたもの(B)」につき、新発田県税部は 30 件(全件)新潟県税部は 28 件、長岡県税部は 49 件(全件)南魚沼県税部は 73 件(全件) 上越県税部は 34 件(全件)につき、個別の滞納整理資料を閲覧し、担当者から説明を受けた。

この中で、執行停止の判断やタイミングに疑問があると思われる事案が認められた。 具体的には、以下のとおりである。

No.	税目	事案	問題点
		執行停止及び即時消滅させた事	滞納者である法人について、滞
		案。	納処分ができないことが明らか
		滞納者は法人だが、法人の実態が	である場合は、速やかに執行を
		なく、代表者と連絡が取れないた	停止すべきだったのではない
		め、即時消滅させた。司法書士が法	か。
1	法人事業	人の任意整理を受任していたが、	
'	税	執行停止の約 3 年前に同司法書士	
		は任意整理を辞任していた。司法	
		書士が辞任した後、法人の資産状	
		況に特に動きはないようであり、	
		約 3 年間の間執行停止としなかっ	
		た理由が不見当であった。	
		執行停止及び即時消滅させた事	法人破産の手続は、原則として
		案。	管財事件になるので、同時廃止
	法人県民税	オーバーローンの不動産が存在し	にはならない。また、オーバー
		た。調査資料には、「破産申立を弁	ローンの不動産の売却により破
		護士に委任している。配当原資と	産財団が形成され、公租公課が
2		なる法人財産はなく、同時廃止と	一部弁済される可能性もある。
		なる見込みである」との記載があ	この時期に執行停止として即時
		る。	消滅させる必要性、合理性に疑
			問がある。執行停止・即時消滅
			は、破産手続の完了後にすべき
			だったのではないか。
		執行停止及び即時消滅させた事	滞納額が少額ではあるものの、
		案。	公租公課は優先配当されるの
		滞納者は死亡し、相続人全員が相	で、相続財産管理人の選任申立
		続放棄をした。滞納額は約4万円	てを検討してもよかったのでは
		である。当初、相続財産管理人選任	ないか。少なくとも、債権者を
2	自動車税	申立を検討していたが、生前、滞納	確認すべきだった(債権者が預
3	日劉宇依	者が債務整理を依頼していた法律	貯金の金融機関であれば相殺さ
		事務所に確認をしたら、負債総額	れるため)のではないか。
		が 2,000 万円以上あるとのことで	もっとも、本事案においては、
		あった。調査資料には「債務額を考	滞納額は少額であり、労力対効
		慮すると本件への配当は見込まれ	果の面から、執行停止を判断す
		ず」と記載され、相続財産管理人選	ること自体には大きな問題はな

No.	税目	事案	問題点
		任の申立は見送り、執行停止及び	いと考える。
		即時消滅とした。 資産は、預金 100	
		万円超、中古車約 79 万円。	

【指摘14】

滞納者の資力、負債の状況を客観的に判断し、執行停止の要件に該当するものは、 速やかに執行停止の処理を行うべきである。

滞納者の所有不動産がオーバーローンであっても、倒産手続によって、租税が優先弁済される可能性がある。かかる可能性も考慮した上で、執行停止の判断を行うべきである。

滞納者が死亡し、滞納者の相続財産が債務超過であっても、相続財産管理人を専任することにより租税が優先弁済される可能性がある。かかる可能性も考慮した上で、執行停止の判断を行うべきである。

(2) 滞納処分の執行停止の取消し

執行停止の取消しとは

執行停止の取消しとは、執行を停止した後において、その要件のどれにも該当する 事由がなくなったときに、その効力を将来に向けて撤回することである。

執行停止の取消しの要件

滞納処分の執行を停止した後3年以内に、滞納処分の執行を停止した滞納者につき、執行停止の要件のどれにも該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない(地方税法15条の8第1項、国税徴収法154条1項)。

件数

平成 27 年度の新潟県及び各県税部(包括外部監査人が訪問した県税部のみ)の執行 停止を取消した件数及び税額は下記のとおりである。

(単位:件、千円)

県税部		取消後、徴収済分(A)		取消後	ć、未徴収分 (B)	合計(A+B)	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
新	舄県全体	26	1,272	5	1,240	31	2,512
訪	新発田	5	96	4	80	9	177
訪問	新潟	9	594		-	9	594
した	長岡	3	146		10	3	157
た県税部	南魚沼	-	0	-	-	-	0
部	上越	5	300	1	1,148	6	1,449

上記の表のうち、訪問した県税部において執行停止を取消した案件全てにつき、個別の滞納整理資料を閲覧し、担当者から説明を受けた。

この中で、執行停止の取消しの判断やタイミングに疑問があると思われる事案は不 見当であったが、執行停止後の中間調査が適切になされていないと思われる案件が散 見された(後述の(4)のとおり)。

(3) 納税義務の消滅(不納欠損処理)

不納欠損処理となる場合

以下の3つの場合に納税義務は消滅し、不納欠損処理がなされる。

- A 時効の完成により、租税債権が消滅した場合(地方税法第 18条)
- B 滞納処分の執行停止が3年間継続した場合(地方税法第15条の7第4項)
- C 滞納処分をすることができる財産がないことを理由に滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときに、その徴収金の納付義務を直ちに消滅させることができる(即時消滅)(地方税法第15条の7第5項)。

件数

平成 27 年度の新潟県及び各県税部(包括外部監査人が訪問した県税部のみ)が不納 欠損処理した件数及び税額は下記のとおりである。

(単位:件、千円)

県税部		時効完成に基		執行停止後3年間		即時消滅させた		合計(A+B+C)	
		づくもの(A)		継続したもの(B)		もの(C)		Del (ATDTO)	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
新洲	舄県全体	141	21,421	242	15,580	267	28,698	650	65,701
訪	新発田	4	142	30	6,248	11	317	45	6,708

県税部		時効完成に基 づくもの(A)		執行停止後3年間 継続したもの(B)		即時消滅させた もの(C)		合計(A+B+C)	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	新潟	87	18,694	84	3,213	127	10,075	298	31,983
	長岡	4	220	24	715	25	729	53	1,665
	南魚沼	15	917	10	533	58	15,677	83	17,128
	上越	6	245	10	544	6	137	22	928

上記の表のうち、新発田県税部は 45 件(全件) 新潟県税部は 10 件(無作為に抽出) 長岡県税部は 53 件(全件) 南魚沼県税部は 83 件(全件) 上越県税部は 22 件(全件)につき、個別の滞納整理資料を閲覧し、担当者から説明を受けた。

この中で、不納欠損処理自体に疑問があると思われる事案は不見当であったが(執行停止及び即時消滅の判断に疑問があると思われる事案は、上記(1) のとおりである)、執行停止後の中間調査が適切になされていないと思われる案件が散見された(後述の(4)のとおり)。

(4) 執行停止後の調査

執行停止後の調査の必要性

上記の通り、滞納処分の執行を停止した後、3年の経過や消滅時効の完成により、納税義務が消滅するが、その前の時点で執行停止の要件が消失すれば、執行停止を取り消す必要がある。よって、執行停止後においても、何もせずに3年の期間経過を待つとか、消滅時効の完成を待つのではなく、滞納者の財産状況、事業実態、生活状況、所在調査等の定期的な調査を行い、これらの事実の変動状況を調査して、執行停止を継続してよいかどうかを判断する必要がある。

中間調査の実施状況

新潟県の各県税部においても、執行停止後、年1回の調査(中間調査)を行うようにしているとのことであった。また、執行停止後3年の経過や消滅時効の完成によって納税義務が消滅する数ヶ月前にも中間調査をしているとのことであった。

執行停止となった滞納整理資料を閲覧したところ、中間調査が徹底されていない事 案が散見された。具体的には、以下のとおりである。

No.	税目	事案	問題点
		所在不明を理由に執行停止がなさ	所在不明を理由に執行停止にな
		れ、3年経過後に不納欠損処理がな	った事案であり、滞納金額も高
		された事案。滞納金額は数百万円	額であったから、本人の所在が
		であった。	判明した時点で、積極的に本人
1	個人事業	執行停止後、会社員として勤務し	に連絡を試みるべきであった。
	税	ていることが判明し、給与差押の	(本事例以外に、自動車税にお
		可否の判断の結果、差押不可とな	いても、同様事例1件あり)
		ったものであるが、本人、家族、勤	
		務先に連絡をした形跡がなく、そ	
		のまま不納欠損処分がなされた。	
		執行停止がなされ、3年経過後に不	執行停止後、少なくとも年1回
		納欠損処分がなされた事案。	の中間調査を徹底すべきであ -
2	自動車税 	執行停止後、欠損直前まで中間調	3 .
		査を行った形跡がない。	(本事例以外に、同様事例2件
			あり)
		執行停止がなされ、3年経過後に不	執行停止後、少なくとも年1回
		納欠損処分がなされた事案。	の中間調査を徹底すべきであ
		執行停止時、滞納者は生活保護を	る。特に、滞納者が死亡した事
		受給していたが、執行停止から約1	案では、死亡から長期間が経過
	力制士科	年3ヶ月後に死亡した。なお、第	すると、相続人による納税意欲
3	自動車税	一順位の相続人の一部は相続放棄	が低下する可能性がある。
		をしたが、第二順位の相続人は放	
		棄未了である。なお、第二順位の相	
		続人の資力は乏しいが、同人が相続ななました場合の第二版位担待	
		続放棄をした場合の第三順位相続	
		人が存在した。 執行停止がなされ、その後、財産が	執行停止後、少なくとも年 1 回
		発覚して執行停止が取り消された	の中間調査を徹底すべきであ
		事案。	る。また、本件では、勤務先が
		事未。 執行停止後、約2年9ヶ月間に初	判明した後、特別の事情がなけ
4	 自動車税	めて中間調査がなされ、本人の所	れば、直ちに勤務先に給与の状
	▎ ▎ ▎	在及び勤務先が判明した。1年以	沈等を確認すべきであった。
		上前から今の勤務先で就労してい	NOTE REPORT TO CON DICE
		るとのことであり、既に他の債権	
		者によって給与差押がなされてい	
<u></u>		ロロのこのには中国にあることでい	

No.	税目	事案	問題点
		た。また、上記中間調査がなされた	
		後、約3ヶ月間、勤務先に接触が	
		なされていない。勤務先に問い合	
		わせをして給与差押が判明し、そ	
		の後、交付要求手続に着手した。	
		執行停止がなされ、3年経過後に不	執行停止後、少なくとも年 1 回
		納欠損処理がなされた事案。	の中間調査を徹底すべきであ
		所在不明を理由に執行が停止され	る。
	自動車税	たが、執行停止時、本人の携帯電話	所在不明を理由に執行停止にな
		番号は不明であった。執行停止後、	ったのだから、滞納者の就労先
		約2年8ヶ月の間、中間調査がな	がわかった時点で、就労先に対
5		された形跡がない。執行停止から3	して滞納者の携帯電話番号等を
		年経過直前の中間調査にて、前年	確認し、滞納者に連絡をすべき
		の滞納者の転居及び就労(派遣契	であった(仮に就労先に確認し
		約)の事実が判明した。	たが判明しなかったのであれ
			ば、その旨を調査資料に明記す
			べきであった)。
			(本事例以外に、同様事例1件
			あり)
		執行停止がなされ、その後、財産が	執行停止後、少なくとも年 1 回
		発覚して執行停止が取り消された	の中間調査を徹底すべきである
		事案。	(仮に中間調査をしたのであれ
6	個人事業	執行停止から約2年6ヶ月後の中	ば、その旨を調査資料に明記す
	税	間調査で預金を発見し、それを契	べきである)。適時に中間調査が
		機に滞納者から分納の合意を取り	なされていれば、より早く分納
		付け、執行停止の取消となった。	の合意ができた可能性があっ
			た。

【指摘 15】

滞納者の所在不明を理由に執行停止となったが、執行停止後に滞納者の所在が発覚する場合がある。このようなケースで、滞納者に連絡をしていない事案が散見された。しかし、滞納者本人に対する督促・交渉は、滞納整理の第一歩であるから、このような場合は、まずは滞納者に連絡を試みるべきである。

執行停止後、少なくとも年1回の中間調査を行うべきである(ただし、各県税部の

担当者からの聴取によれば、平成28年度以降は、全県的に中間調査の実施を行っているとのことであった)。また、中間調査を行った場合は、その旨を調査資料に明記すべきである。

6. 財産の差押

(1) 滞納処分による差押

滞納処分による差押とは、滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態におく強制処分である。差押を受けると、滞納者はその財産について法律上又は事実上の処分をすることを禁止されるから、差押によって滞納者の財産を保全することができる。

各種財産の差押手続の概要は下記のとおりである。

1	手練	差 押 手 統							
MIN NO.		差押方法	差押額 書の作 成 要 (54)	差押機會 腰本の海 納者交付 要 (54)	登記(登録) の嘱託	質権者等への差押通知	差押えの効力 発生時期 占有したとき(5 ②) 封印、公示 により差し押さき た旨を表示したる き(60②)		
動 産 有価証券		徴税変員がそ の財産を占有 して行う (56 ①)				要 (55)			
3	使 崔	第三債務者に 債権差押通知 書を送達して 行う (62①)	要 (54)	要 (54)	移転につき 登録を要す るもの (62 ④) 担保権付の もの (64)	要 (55) 担保権付き 債権(64)	債権抵押通知書が 送達されたとき (62③)		
	不動産(飲 業権を除 く。)	潜納者に差押 書を送達して 行う (68①)	要 (54)	不要	英 (68③)	要 (55)	幾押書が送達されたとき (68②) 型配が差押書送達 前の場合は登配の とき (68④)		
	鉱棄権	間上	同上	同上	同上	両上	登録がされたとき (68⑤)		
不動産等	船 船 航空機	勝納者に差押 書を送達して 行う(70①)	要 (54)	不要	要 (70①)	要 (55)	不動産と同様 (70 ①) 監守保存処分が差 押書送棄前の場合 はその処分のとき (70②)		
	自動車 強毀機械	締納者に差押 書を送達して 行う (71①)	要 (54)	不要	要 (71①)	要 (55)	不動産と同様 (71 ①) 整守保存処分が差 押書送途前の場合 はその処分のとき (71②)		

(注) () 内は、国税徴収法の根拠条文である。

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

(2) 個別検出事項

各県税部において、差押がなされた事案の記録を無作為に抽出した上で閲覧し、担当者から説明を受けた。

そのうち、平成 12 年に不動産差押をした後、換価価値に疑問があるという理由で公売にせず、そのままになっている事案があった。平成 12 年の差押後、所有者が 3 回変わっているので、換価価値疑問とは言い切れないと思われるし、換価価値がないと判断されるのであれば、差押解除を早めに検討すべきであった。

【指摘 16】

差押を行った後、公売するか否かについては、適時・適切に判断すべきであり、差押後そのままにするのではなく、定期的に不動産の換価価値、抵当権の残債務額を確認すべきである。

(3) 自動車に対する執行(特にタイヤロック)

自動車税については、一般に滞納額は少額であることが多いが、滞納件数は非常に多い。自動車税の滞納事案においては、課税車両に対する差押は効果的である。

この点、各県税部からの聴取によれば、自動車に対する差押は、多くの事案において 差押登録のみであり、タイヤロックや引き揚げまで行う事案は少ないとのことであった (タイヤロックの実施件数は、聴取した各県税部において、年間 0~2 件程度とのことで あった)

確かに、自動車を引き揚げるにあたっては、県税部において保管場所を確保する必要があるため、必ずしも容易ではない。しかし、タイヤロックは、保管場所を要せず、また、実施効果が大きいので、より積極的に実施することを検討しても良い。

7. 大口滞納者

(1) 概要

平成 27 年度において、翌年度(平成 28 年度)へ繰越した税額が 100 万円を超える長期大口滞納者合計 14 件の記録を調査した。項目ごとの内訳は次のとおりである。

ア業種

- ・ホテル経営等…4件
- ・飲食...3件
- ・不動産…2件
- ・車両販売…1件
- ・風俗店経営…1件
- ・建築設計…1件
- ・廃棄処理…1件

- ・その他...1件
- イ 滞納者
 - ・法人...7 件
 - ・個人...7 件
- ウ 翌年度へ繰越した税額
 - ・100万円~500万円...9件
 - ・500万円~1,000万円...3件
 - ・1,000 万円以上...2 件
- エ 平成27年度中の納税(分納)の有無
 - ・有…8件
 - ・無…4件

(2) 個別検出事項

銀行預金口座について、粘り強く繰り返し財産調査を行っていたところ、数百万円の差押に成功したケースがあった。

一方で、滞納者が複数の物件を所有していたケースにおいて、県税部が一つの物件のみを差し押さえた後で、超過差押を考慮している間に事務の遅延があり、差押物件の換価価値が滞納額に満たなくなった案件があった。この間、他の物件については、滞納者が第三者に売却したり、他の行政機関が差押をするなどした。この件では、県税部は、一つの物件のみを差し押さえた時点で悪質滞納者であることの情報を取得していたと考えられることから、将来の未履行に備えて、他の物件についても、第三者への売却や他の行政機関による差押の前に、県税部が差押を行うことを十分に検討するべきであったと考えられる。この点、滞納額及び差押の時期等によっては超過差押(国税徴収法第79条等)に該当する可能性も考えられるが、現在の未納残高、及び、県税部は平成28年になって参加差押をしたこと等に鑑みると、より早い時期に差押をするべきタイミングがあったものと考えられる。特に本件では、県税部は、当該滞納者は悪質滞納者であるとの情報を早くから得ており、任意の分納等に期待することは困難な事案であったことから、より注意深く管理を行うことが相当であったと考えられる。

【意見 22】

各県税部において、とりわけ滞納金額が大きい事案、滞納者が不動産等の財産を保有している事案、任意の納税が期待できない事案等は、短期間のサイクルで定期的に差押の当否等を検討する機会を設けるような管理システムを徹底することが望ましいと考える。

8. 行政対象暴力

(1) 概要

行政対象暴力とは、暴行、威迫する言動、その他の不当な手段により行政機関に対し、 違法または不当な行為を直接または間接的に要求し、行政の公正・中立を害する行為を いう。公務員個人に向けられた行為であっても、その目的が行政の公正を害する行為で あれば、行政対象暴力となる。

税務事務は、公権力の行使を伴うため、「課税の取り消し」「延滞金の免除」「差押の解除」等を要求され、威圧的な言葉をかけられるケースも多い。

県税部が不当な圧力にさらされることにより、行政の公正・中立が害されれば、徴税の公平性の否定につながりうるため、行政対象暴力に適切に対応することは極めて重要な課題である。

(2) 過去5年間における事件

平成 23 年度以降に県税部に対する威迫等により、警察への通報ないし相談に及んだ 案件は、以下のとおり5件存在した。

	概要
(ア)	預金差押を受けた滞納者が県税部に来庁し、大声を出す等したため、警察に
	通報した。当該滞納者は、警察官の到着後、警察官に付き添われて退庁し
	た。
(1)	預金差押を受けた滞納者が県税部に来庁し、収税課長による応対を求める
	等した。応対者が当該求めを拒否すると、当該滞納者が椅子を蹴るなどした
	ため、警察に通報した。当該滞納者は警察が到着する前に大声で叫びながら
	退庁した。
(ウ)	滞納法人の代表者が、滞納処分のため事務所の捜索を行っていた県税部職
	員に対して暴行したため、警察に通報し、公務執行妨害で現行犯逮捕され
	た。
(工)	最終差押通告書を受領した滞納者の夫が県税部に来庁し、大声を出したり
	威嚇する態度を繰り返したため、警察に通報した。当該滞納者は、警察官の
	到着後、納税をしたうえで退庁した。
(オ)	県税部職員が、一人で滞納者の自宅に臨戸した際に、自宅内で話し合いを行
	った。話し合いが難航し、乱暴な言動も見られたことから、県税部職員が滞
	納者の自宅から退去しようとしたところ、当該滞納者らから進行方向をふ
	さがれるような形になった。退去後に、警察に相談した。

(3) 県税部における対応

マニュアルの作成

平成 19 年 5 月 31 日付「税務職員行政対象暴力対応マニュアル(未定稿)」が県税部 に配布され、また、平成 19 年 10 月 17 日付「新潟県行政対象暴力要綱及び行政対象暴力対応マニュアルの策定について」が通知された。

なお、「行政対象暴力対応マニュアル」の目次は以下のとおりである。

第1 行政対象暴力とは

- 1 暴行、暴力的威嚇その他の不当な手段
- 2 違法または不当な行為の要求
- 3 通常の苦情との見極め
- 第2 行政対象暴力に対する一般的対応
 - 1 対応前の準備
 - 2 面談初期の対応
 - 3 面談中の対応
 - 4 庁舎外での対応
- 第3 具体的案事例と対応例
 - 1 相手が大声で怒鳴り散らしている場合
 - 2 相手方からの長時間にわたる電話や執拗に電話をかけてくる場合
 - 3 仕事のミスを口実にされた場合
 - 4 上司に会わせるなどと要求してきた場合
 - 5 機関紙(書籍)などが送られてきた場合
 - 6 相手にけがをさせた場合
 - 7 嫌がらせに対応する場合
- 第4 関係機関との連携

【参考】

県内警察署連絡先一覧 新潟県行政対象暴力対策要綱 行政対象暴力対象フロー図

【付録】

通常の苦情対応に係る留意点

研修会の実施

行政対象暴力に対して、組織的に対処し未然防止を図るため、また、発生した場合 は迅速な対応を行うこと等を目的として、各県税部の主催による研修会が開催されて いる。平成27年度に開催された研修会では、講師による講演のみでなく、ロールプレイングや護身術の実技等のより実践的な内容が取り入れられていた。基本的には、受講を希望する職員が対象となっており、受講後の受講者に対するアンケートの結果は概ね好評であった。

(4) 個別検出事項

上述のとおり、マニュアルが整備され、研修会の充実も図られている。

しかし、各県税部が主催する研修会の開催頻度は、せいぜい年に 1 回程度であり、かつ、多くの場合が職員の自由参加である。

一方で、平常時においてマニュアルの内容を職員に周知徹底する機会を十分に設けて いるとは言えない県税部も存在した

しかるに、上述した「過去 5 年間における事件」の中には、マニュアルの内容を徹底していれば、事件自体が発生していなかったか、あるいは、より軽微な事件で済んだものと思われるものも存在した。すなわち、マニュアルには、複数での対応(「相手方は職員を恐怖、困惑などの心理状態に追い込み、要求に応じざるを得ないようにはたらきかけてきます。このような状態にならないように、当方が常に優位に立って応対しなければなりませんので、相手方と同数以上の人数で行い、相手方が 1 人の場合であっても複数で行いましょう。」) や安全性の確保(「担当者は出入口側に着席し、不測の事態に適切な対応ができるようにしておきましょう。」) が明記されているところ、上述した「過去 5 年間における事件」の中には当該事項が遵守されていなかった事案が存在した。

【意見 23】

各県税部主催の大規模な研修会を開催するだけではなく、平常時から、県税部職員に対してマニュアルをはじめ、行政対象暴力の対応方法についての周知を徹底するべきである。

9. 新潟県地方税徴収機構

(1) 概要

設立の経緯

地方自治体の主要な税源である個人住民税に関して、平成 18 年度の税制改正により、地方分権を進めるため、平成 19 年度に国(所得税)から地方(個人住民税)へ税源移譲が行われたことから、平成 19 年度決算における個人住民税の県全体の滞納額が、単年度で約 15 億円の増加となり、当該滞納額の圧縮が県と市町村の共通した課題となっていた。

そこで、平成19年4月に「県と市町村との新たな徴収組織検討会」を立ち上げて協議を重ねた結果、平成21年度から新潟県地方税徴収機構(以下「本機構」という。)

が設置されることになった。

組織の概要

本機構に関して、新潟県地方税徴収機構設置要綱には以下のとおり規定されている。

- a. 目的(1条)
 - ・個人住民税を中心とした地方税の滞納額を圧縮させること
 - ・県並びに市町村職員の徴収技術の向上を図ること
- b. 組織(2条~5条)
 - ・県及び機構に参加する市町村をもって構成する。
 - ・委員会、地域運営会議及び特別機動整理班をもって組織する。
 - ・県税部の所管区域ごとに地域運営会議を置き、各地域運営会議の下に特別機動整理班を置く。
- c. 処理事案の選定基準(6条)

機構で処理する事案は、県に徴税吏員を派遣する市町村の事案とし、当該事案の 選定は、原則として、次に掲げる基準に該当するもののうちから、各県税部と当該 事案を所管する派遣市町村が協議して決定する。ただし、処理事案の収納管理等は、 当該市町村において所管するものとする。

- ・個人住民税に滞納があり、その滞納額の総額が市にあっては概ね 50 万円以上、町村にあっては概ね 30 万円以上である事案で、かつ滞納処分等が困難と認められるもの
- ・前号に掲げるもののほか、緊急を要する事案又は派遣市町村単独では処理が困難 な事案と認められるもの

(2) 本機構の実績

本機構は、平成 21 年度に期間を 3 年間として設置されたが、参加団体からの継続希望等に基づいて、同 24 年度から同 26 年度、及び、同 27 年度から同 29 年度の 2 回にわたって継続された。平成 21 年度から平成 27 年度までの滞納整理実施状況は以下の表のとおりである。収入率は年々増加傾向にある。平成 27 年度の収入率は 39.2%と、新潟県地方税徴収機構が目標としている 40%に近い数値となった。

【全税目】 (単位:件、千円)

	滞納整理引受数		収納済数		収入	執行停止		執行	収 納
年			計		率(c)			停止	+ 執
度	件数	金額(a)	件数	金額(b)	b/a	件数	金額	率	行 停
								(e)	止
								c/a	c+e
H21	91,541	3,407,983	22,398	612,692	18.0%	3,303	130,005	3.8%	21.8%
H22	105,439	3,594,703	26,530	849,695	23.6%	5,301	159,374	4.4%	28.1%
H23	107,338	3,445,671	30,836	918,821	26.7%	5,324	128,680	3.7%	30.4%
H24	96,868	2,776,349	34,270	857,683	30.9%	3,661	87,759	3.2%	34.1%
H25	96,111	2,530,076	36,546	990,947	39.2%	5,218	107,057	4.2%	43.4%
H26	95,282	2,389,081	34,205	890,389	37.3%	3,774	77,985	3.3%	40.5%
H27	87,702	2,203,229	32,774	863,920	39.2%	2,205	45,254	2.1%	41.3%

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

【個人住民税】 (単位:件、千円)

	滞納整理引受数		収納済数		収 入	執行停止		執行	収 納
年			計		率(c)			停止	+ 執
度	件数	金額(a)	件数	金額(b)	b/a	件数	金額	率	行 停
								(e)	止
								c/a	c+e
H21	20,754	851,695	6,638	216,195	25.4%	811	39,831	4.7%	30.1%
H22	24,844	998,785	7,783	291,138	29.1%	1,196	64,739	6.5%	35.6%
H23	27,763	1,081,146	9,991	365,633	33.8%	1,091	44,298	4.1%	37.9%
H24	26,591	914,577	10,486	316,191	34.6%	931	29,490	3.2%	37.8%
H25	27,175	856,986	11,362	342,374	40.0%	1,199	29,590	3.5%	43.4%
H26	28,430	859,385	10,830	322,458	37.5%	1,158	30,186	3.5%	41.0%
H27	25,160	769,899	9,672	294,612	38.3%	640	17,793	2.3%	40.6%

(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

(3) 個別検出事項

新潟県地方税徴収機構設置要綱第6条によれば、本機構が参加市町村から引き受けをするのは、原則として「滞納処分等が困難と認められるもの」等の中から、各県税部と当該事案を所管する派遣市町村が協議して決定するとされる(前記(1) c 参照)。この点、県税部の機構職員への聴取によると、新潟県地方税徴収機構として処理する事案について一定の目安を定めつつも、機構設置の目的(「個人住民税を中心とした地方税の滞納額を圧縮させること」及び「県並びに市町村職員の徴収技術の向上を図ること」)を達成するために、各地域(県税部及び参加市町村)の実情を考慮し、より効果的かつ柔軟に機構業務が行われるようにしているとのことである。

しかし、本機構は永続的な機関ではないことから、いずれは参加市町村が本機構に頼ることなく徴収業務を行わなければならない。新潟県地方税徴収機構設置要綱第1条に記載のとおり、本機構の設置目的の一つは、参加市町村の徴収技術の向上ということにあるのだから、派遣された参加市町村の職員が事案を処理することにより得られた技術等については、当該市町村に、十分にフィードバックされる機会が確保されるべきである。

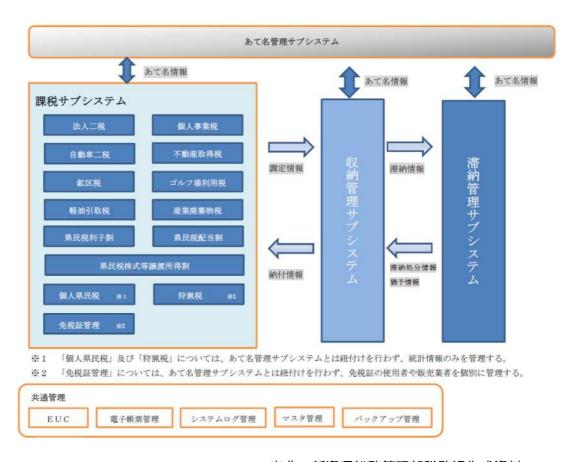
このことは、各市町村の問題といえるものではあるが、新潟県としても、各市町村に対して、新潟県地方税徴収機構設置要綱の目的に沿うような運用を行うように継続して呼びかけ等を行うことが望ましい。

IV. 税務システム

1. 税務システムの概要

県税業務に利用している新潟県税務総合オンラインシステム(以下、「税務システム」という)は、「新潟県情報システム再編計画 2006~2011」に基づき、平成 25 年 4 月に導入されたオープン系システムである。

税務システムの機能は、4つのサブシステムと共通管理機能から構成されている。 税務システムの機能概要図は下図のとおりである。



(出典:新潟県総務管理部税務課作成資料)

税務システムの管理は、税務課電算管理係により行われているが、システム開発や運用 業務は外部委託先にアウトソーシングされている。

2. 個別検出事項

(1) システム運用管理手順の整備

電算管理係における各種作業手順としては「電算管理係運用作業手引き」が定められているが、プログラム変更時のリリース管理手順は定められていない。

実務上は、外部委託先から電算管理係の各システム担当者にリリース内容を記載した「リリースメモ」が提示され、リリース前に内容の確認が行われているが、確認の方法や記録の保管は各システム担当者に委ねられており、電算管理係にて一元管理が行われていなかった。

リリース前の確認が十分に実施されない場合、仕様と異なるプログラム変更が行われ システムが誤った処理を行うリスクがあるため、プログラム変更時のリリース管理手順 を定める必要がある。

プログラム変更時のリリース管理手順の策定に当たり、事前に実施すべき確認手続 (例えば、システム担当者のテスト、システム利用者のテスト)が網羅的に実施されて いることを管理責任者が確かめた上でプログラム変更が行われるよう、承認プロセスの 構築が必要である。

【指摘 17】

プログラム変更時のリリース管理手順が定められていない。リリース前の確認が十分に実施されない場合、仕様と異なるプログラム変更が行われるリスクがあるため、プログラム変更時のリリース管理手順を定める必要がある。

また、外部委託先における手順としては、別途「新潟県税務総合オンラインシステム 運用管理手順書」が定められている。

平成 28 年 4 月 14 日付で外部委託先より運用保守業務の見直しについて申入れがあり、これを受理したと電算管理係から説明を受けたが、新潟県において誰がどのように決定したかの記録が確認できなかった。また、作業手順の変更が「電算管理係運用作業手引き」に反映されていなかった。

管理手順の変更を行う場合は、変更による影響を検討した上で決定し、然るべき権原 者の承認を得ること、規程等は遅滞なく更新を行うことが必要である。

【指摘 18】

運用保守業務の見直しを行ったものの、権原者による承認の記録が確認できず、「電算管理係運用作業手引き」にも反映されていなかった。然るべき権原者の承認を得ること、遅滞なく規程等の更新を行うことが必要である。

(2)情報セキュリティ

税務システムは、本庁(総務管理部 税務課)及び各県税部で利用されている。税務システムを利用する際はユーザーID(個別付与)及びパスワードにより個人認証される。 ユーザーの所属に応じて表示されるメニューが異なり、権限が制御されている。

システム管理者用の OS 権限、DBMS 権限は電算管理係には付与されておらず、外部委

託先で管理しているが、電算管理係ではどのような管理状況であるか把握していなかった。

外部委託先における管理状況について調査した結果、システム管理者用の ID を個人別に付与しておらず、最高権限が付与された ID を共有で利用しており、また、常時利用可能な状況であった。

IDを共有で利用している場合、操作者が特定できないため不正が起こりやすい環境となってしまう。また、システム管理者用の高権限が付与された ID が常時利用可能な状況であると、故意による不正な利用や過失による無用な更新により、システムが意図しない処理を行ってしまうリスクがある。

システム管理者用の OS 権限、DBMS 権限が付与された ID の利用について、例えば、必要な場合にのみ貸し出す、業務上常時付与が必要な場合は個人別に付与し利用状況をモニタリングするなどの管理が必要である。

【指摘 19】

外部委託先において、システム管理者用の OS 権限、DBMS 権限を個人別に付与しておらず、最高権限が付与された ID を共有で利用しており、また、常時利用可能な状況であった。システム管理者権限は、必要な場合のみ貸し出す、または個人別に付与し利用状況をモニタリングするなどの管理が必要である。

(3) ログモニタリング

税務システムでは共通管理機能としてシステムログ管理システムを導入し、以下のログを取得している。

- システム利用者のログインログ
- システム利用者の操作ログ
- 通信ログ
- 各種サーバのエラーログ

上記のうち、各種サーバのエラーログについては、統合システム運用管理ソフト「JP1」を導入し、エラーを自動検知しモニタリング実施しているが、その他のログについては 定期的なモニタリングが行われていない。

税務システムは個人情報を管理しているシステムであり、不正利用が行われると情報漏えいなど重要なセキュリティ事故が発生するリスクがある。

システム利用者の操作ログ等について、不正利用が行われていないか定期的なモニタ リングを実施することが望まれる。

【意見 24】

各種ログを取得しているものの、一部のログを除き、定期的なモニタリングが行われ

ていない。システム利用者の操作ログ等について、定期的なモニタリングを実施することが望まれる。

Ⅴ. 終わりに

今回の包括外部監査は「県税部の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況」をテーマに行ったが、この過程で感じた税務行政に関連する課題を最後に記載する。

1. 税務行政を取り巻く環境の変化

(1) 制度の複雑化

企業の国際的な競争力強化や東京一極集中の是正といった国の政策目的を達成するための税制改正が頻繁に行われていることから、制度が複雑化の一途をたどっている。複雑な制度を納税者に説明するためには、税務職員自身が自己研鑽により複雑化した制度を深く理解するとともに、納税者に対して時間をかけて説明することが必要となる。また、全国的に発生している課税誤りは制度の複雑化にも一因があると言われているが、課税誤りを防止するために二重三重のチェックが必要となるなど見えないコストが増加している。

(2)情報化社会の進展

情報化社会の進展により、納税者が様々な情報を入手できるようになっており、インターネットを通じて全国の事例を収集することができるようになっている。これは、官と民との間の情報格差の縮小という点で望ましい変化ではあるものの、税務行政においては、これまで以上に公平・公正な賦課徴収・説明責任が求められるようになってきている。

2. 税務行政に関連する課題

上述のような環境の変化により、税務行政の執行においては、これまで以上にマンパワーが必要となる状況にある。一方で、県としては行政組織及び事務の効率化の要請もあり、人材の確保に苦慮している状況である。「第2.監査対象の概要」で述べたとおり、新潟県は人口10万人当たり吏員数で見ても、吏員1人当たり徴税額で見ても、他県と比較して相対的に効率的な運営を行っているため、これまで以上に実効性のある取り組みを行うためには、人材育成と組織的な対応力の向上とともにマンパワーの確保が欠かせない。

(1) 人材育成

新潟県では、平成12年3月に「新潟県職員人材育成基本方針」を策定し、「県民ニーズの多様化、行政課題の高度化等に対応できる高度な専門能力を備えた職員の育成」を重要課題と位置付けている。

この基本方針を踏まえ、平成 14 年 10 月に県職員の専門能力を育成していくための具体的な育成方針として、「専門能力育成マスタープラン」が示され、各部局ごとに「業務

に精通し、高い専門能力を備えた人材の育成を一層活発かつ計画的に推進する」ための「人材育成プログラム」を策定することとなり、税務部門においても、平成 16 年 2 月に「税務職員人材育成プログラム」を策定し、推進してきたところである。

しかしながら、昨今の環境変化に伴い、様々な課題に対し組織的な対応が必要となっている状況を踏まえ、平成 27 年 10 月に「税務職員人材育成プログラム」を一部改正し、より組織全体のパフォーマンスを高める能力の向上に主眼を置いたプログラムとしている。プログラムで立案した各種取組を計画的かつ着実に実行することにより、税務行政のより一層のレベルアップにつながることを期待したい。

(2) 組織的な対応力の向上

新潟県では、厳しい財政状況と税収環境を踏まえ、各県税部において効率的・効果的な業務計画を作成するとともに、進行管理の徹底を図っている。また、県税部からの提案や他県の事務処理状況などをもとに県税業務全般について慣例的な事務処理等の見直しを適宜行っている。しかしながら、「第3.外部監査の結果及び意見」で記載したように、各県税部間のベストプラクティスの共有などにより、事務処理をさらに効果的・効率的なものに改善する余地はあると思われる。

改善のための取組を継続することにより、税務部門全体の組織的な対応力の一層の向上を期待したい。

以上